第２期北広島市
子ども・子育て支援プラン

令和２年３月

北広島市

はじめに

出生数の減少等に伴い少子化が進み、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化する中、平成27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して乳幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進が進められています。

本市では、平成 27 年に「北広島市子ども・子育て支援プラン（第 1 期）」を策定し、「すべての子どもの最善の利益が尊重される環境づくり」、「すべての親が安心して子育てできる環境づくり」、「すべての人が命の大切さを感じる環境づくり」、「すべての子どもが健やかに育つ環境づくり」の 4 つの基本理念を掲げ、子ども・子育てに関する施策を推進してまいりました。

この度、令和 2 年度から 5 か年を計画期間とする第 2 期北広島市子ども・子育て支援プランを策定いたしました。子どもを安心して育てられる環境づくりを進めることにより、地域に活力を与え、子育て世代が住み続けたいまちの実現を目指し、子育て支援の充実に取り組んでまいります。市民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたりご尽力いただきました「北広島市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様、パブリックコメントにより貴重なご意見をお寄せいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

令和２年３月

北広島市長　上 野　正 三

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1
１　計画策定の趣旨 1
２　法的な位置づけ 1
３　関連計画との位置づけ 2
４　計画の期間 2
５　計画の策定体制 3

第２章　子どもと子育てを取り巻く環境 4
１　少子化の現状 4
２　産業・就業の状況 8
３　保育所の状況 10
４　幼稚園の状況 11
５　小学校・中学校の状況 12
６　放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の状況 13
７　母子保健事業の状況 14
８　相談事業の状況 16
９　ニーズ調査（アンケート調査）結果の概要 19
10　子どもの権利条例 29

第３章　第１期計画の実施状況 30
１　児童数の状況 30
２　教育・保育の状況 31
３　地域子ども・子育て支援事業の状況 32
４　各種施策の推進状況 37

第４章　計画の基本的な考え方 54
１　計画の基本理念 54
２　基本目標と基本施策 55

第５章　子ども・子育て支援事業計画 56
１　子ども・子育て支援新制度の概要 56
２　教育・保育提供区域の設定 58
３　児童人口の将来推計 60
４　教育・保育の需要量及び確保方策 61
５　地域子ども・子育て支援事業の提供 62
６　教育・保育の一体的提供の推進 71
７　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 72
８　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 72

第６章　施策の総合的な展開 73
基本目標１　地域における子育ての支援 73
基本目標２　母性と子どもの健康の確保と増進 77
基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 81
基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備と安心の確保 85
基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進等 87
基本目標６　社会的支援を必要とする子どもなどへの取組みの推進 88
基本目標７　子どもの権利の保障の推進 92

第７章　計画の推進 93
１　計画の推進体制 93
２　計画の点検・評価・改善 93

第８章　子どもの貧困対策計画 94
１　子どもの貧困対策計画について 94
２　本市の子どもの貧困に関する現状 96
３　子どもの生活実態調査から見える現状 98
４　現状から導き出された課題 116
５　計画の基本的な考え方 118
６　施策の展開 119
７　成果指標 126

資料編 127
１　北広島市子ども・子育て会議設置条例 127
２　北広島市子ども・子育て会議委員名簿 128
３　計画策定経過 128
４　用語説明 129

≪本計画書における年号の表記について≫

本計画書では、平成31年４月１日及び令和元年５月１日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年４月１日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年４月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

本市においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第１期北広島市子ども・子育て支援プラン」を策定し、すべての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきました。

「第１期北広島市子ども・子育て支援プラン」は令和元年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」を策定することとしました。

２　法的な位置づけ

「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第８条における「次世代育成支援市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 （策定義務あり）	次世代育成支援市町村行動計画 （努力義務）
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「北広島市総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画

一体的に策定

第２期北広島市子ども・子育て支援プラン

３　関連計画との位置づけ

この計画は「北広島市総合計画」を最上位計画とし、子ども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、北広島市子どもの権利に関する推進計画及び関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

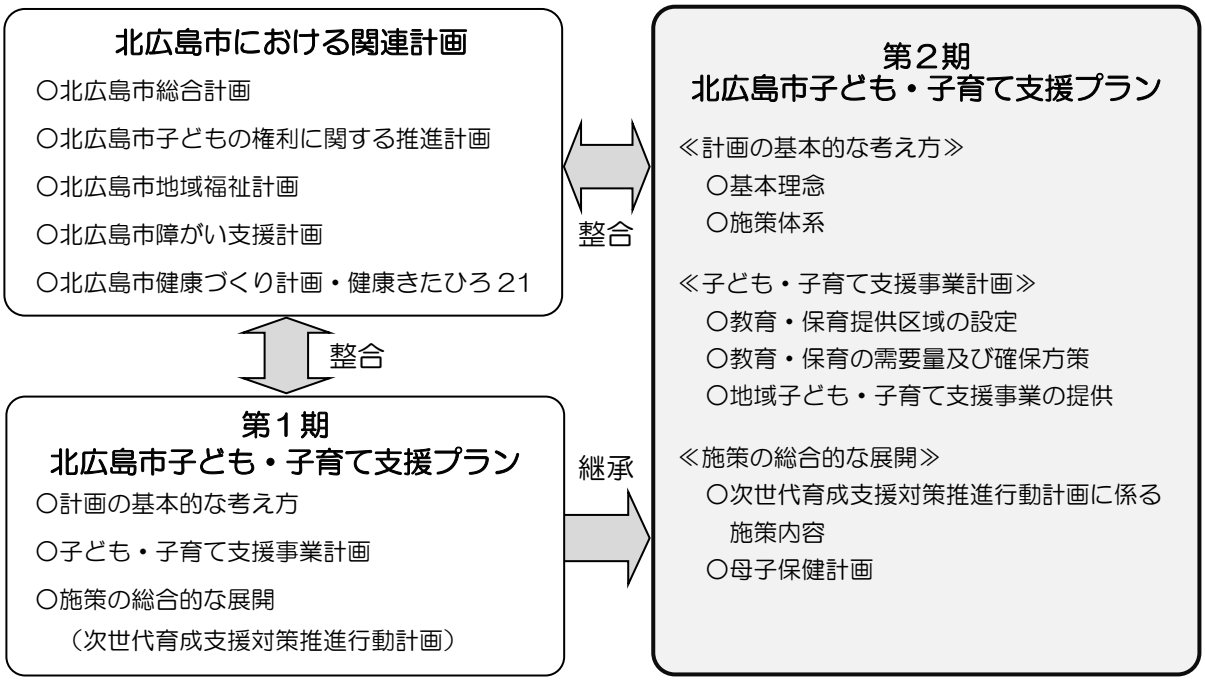

４　計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める５年間とし、令和２年度から令和６年度までとします。一体的に策定する「次世代育成支援対策推進行動計画」の計画期間も同様に令和２年度から令和６年度までの５年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行うこととします。

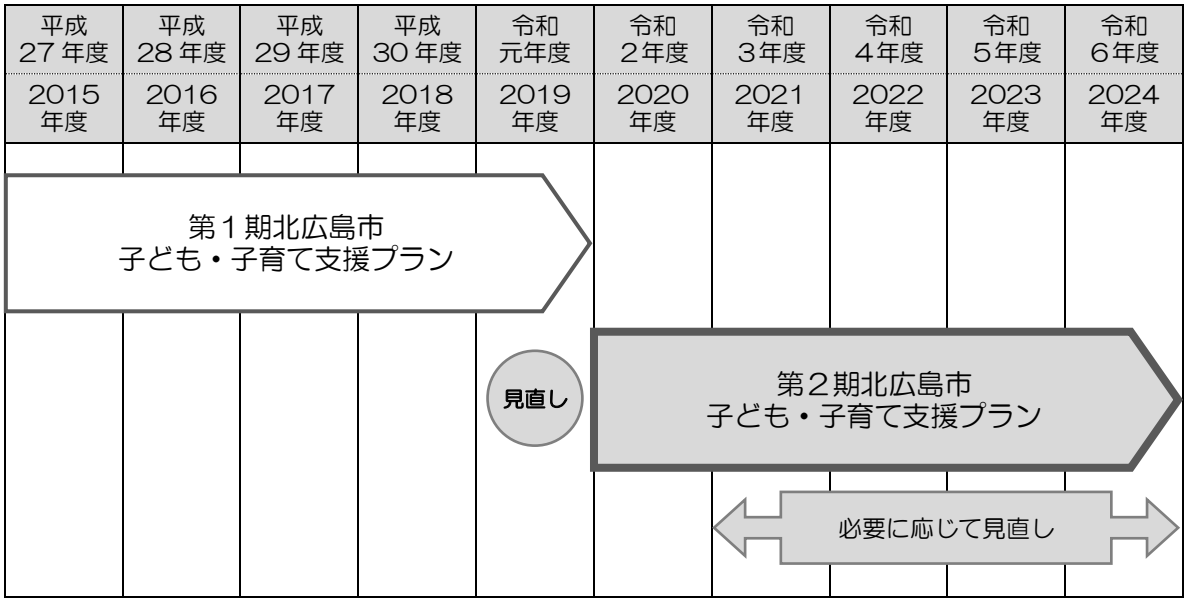

５　計画の策定体制

（１）子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「北広島市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図

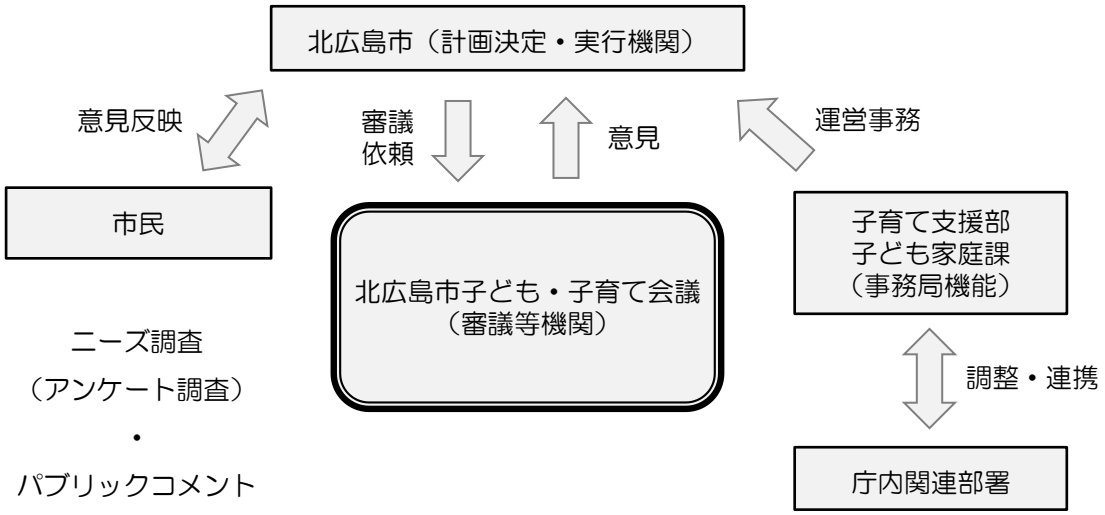

（２）第２期子ども・子育て支援プラン策定のためのニーズ調査（アンケート調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてニーズ調査を実施しました。

（３）パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

第２章　子どもと子育てを取り巻く環境

１　少子化の現状

（１）総人口と世帯数の推移

本市の総人口は、平成19年をピークに減少傾向に転じており、令和元年には58,462人で平成17年と比べて約3.7%の減少となっています。

世帯数は増加傾向にあり、令和元年には27,570世帯となっていますが、世帯当たり人員は徐々に減少しており、住民基本台帳に基づく令和元年の値では2.1人となっています。

■北広島市の総人口、世帯数、１世帯当たり人員の推移

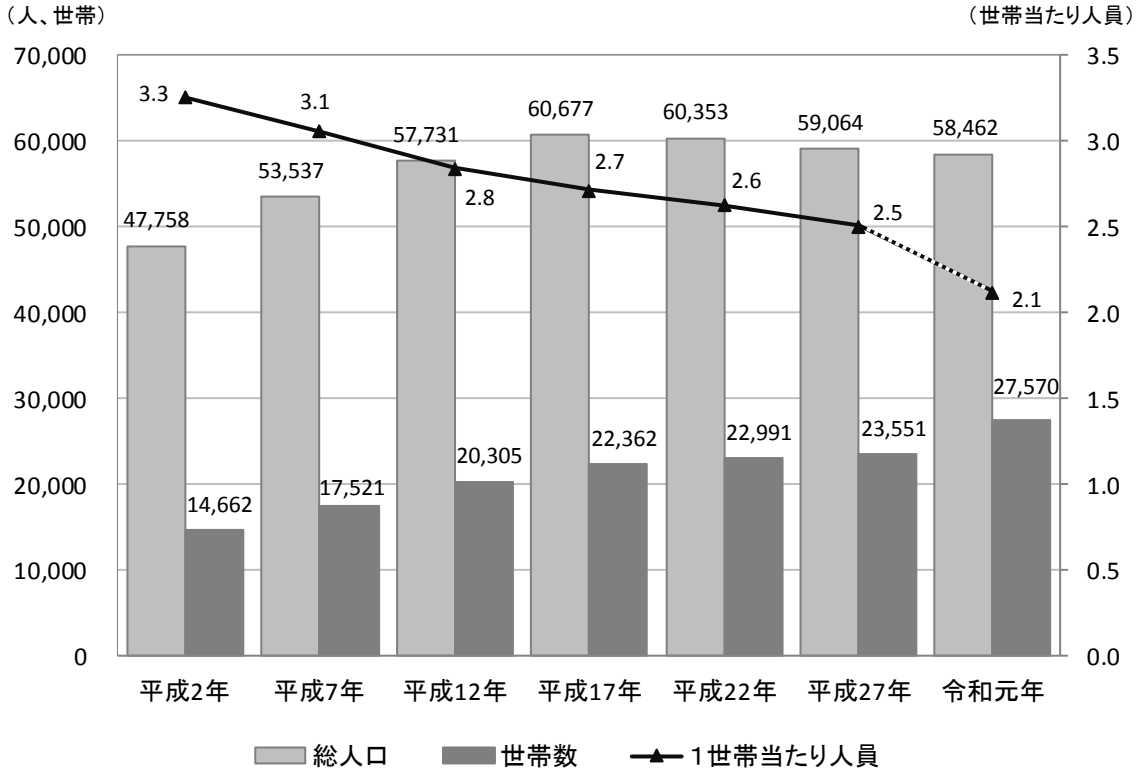

出典：平成 27 年まで/国勢調査[総務省]、令和元年/住民基本台帳（４月１日現在）

（２）年齢構成別人口の推移

本市の人口を年齢３区分別でみると、年少人口（０～14歳）はゆるやかな減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）も減少に転じている一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、住民基本台帳に基づく令和元年の高齢化率は31.6%となっています。

■年齢３区分別人口の推移

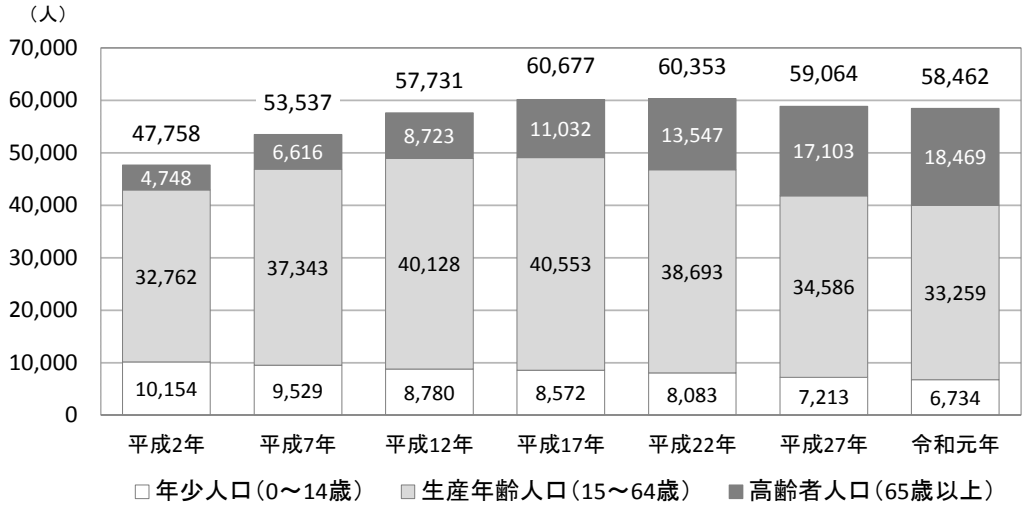

出典：平成 27 年まで/国勢調査[総務省]（総人口は年齢不詳を含む）、令和元年/住民基本台帳（４月１日現在）

■年齢３区分別人口比の推移

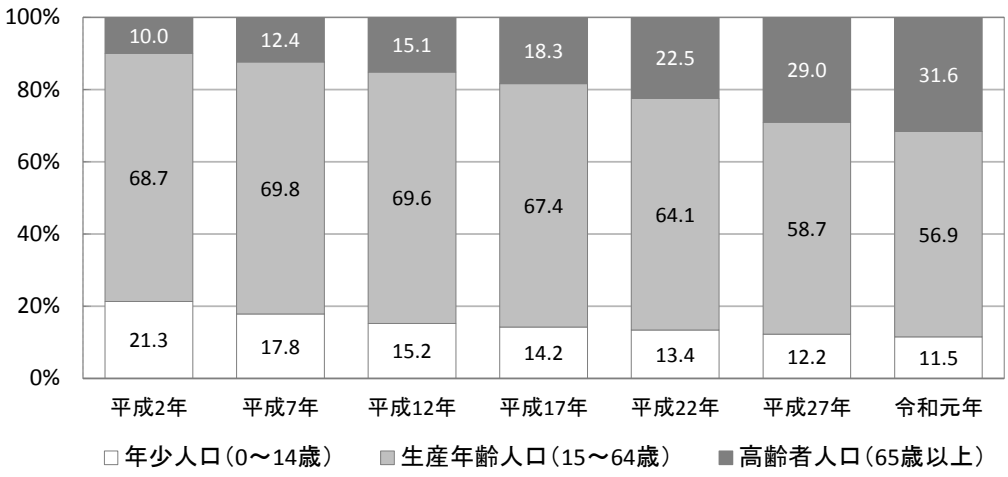

出典：平成 27 年まで/国勢調査[総務省]、令和元年/住民基本台帳（４月１日現在）

（３）出生数と出生率の推移

本市の出生数は、平成21年から減少傾向で推移していますが、平成26年は増加しています。本市の出生率（人口千人当たりの出生数）は、全国・北海道と比較して低い状況が続いています。

合計特殊出生率（１人の女性が一生の間に産む子どもの平均数）においても、本市は全国・北海道と比べて低い状況です。

■出生数と出生率の推移

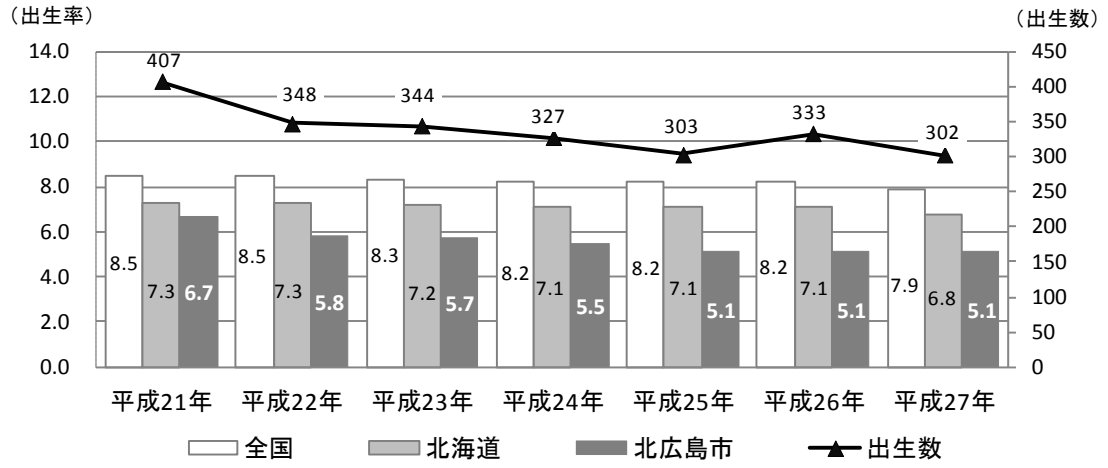

出典：石狩地域保健情報年報
※出生率：人口千人当たりの出生数

■合計特殊出生率の推移

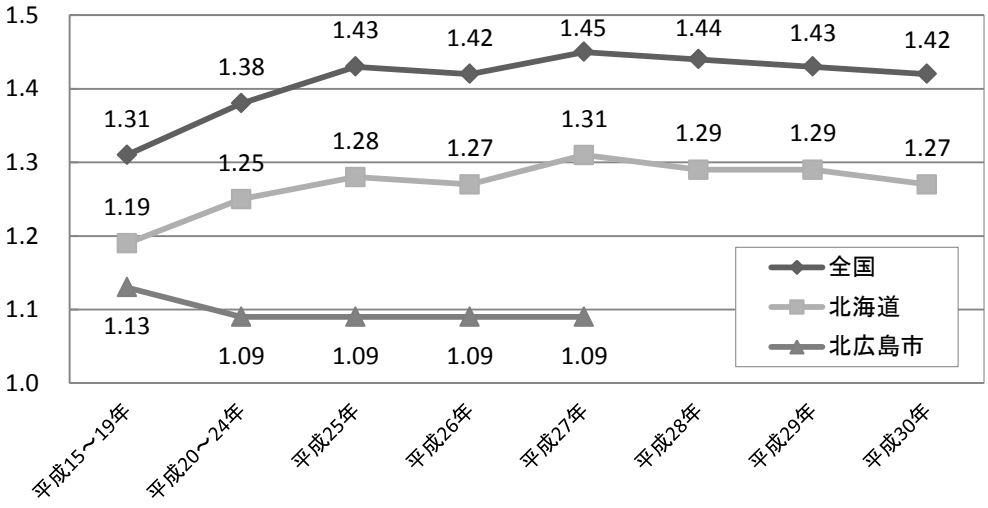

出典：全国・北海道・北広島市の平成24年まで/人口動態統計特殊報告[厚生労働省]、
全国・北海道の平成25年以降/人口動態統計[厚生労働省]（平成30年のみ月別年計の概数）、
北広島市の平成25年以降/石狩地域保健情報年報
※合計特殊出生率：１人の女性が一生の間に産む子どもの平均数

（４）年齢別児童数の推移

本市の児童数は、就学前児童、小学生ともに減少を続けています。

■就学前児童数の推移

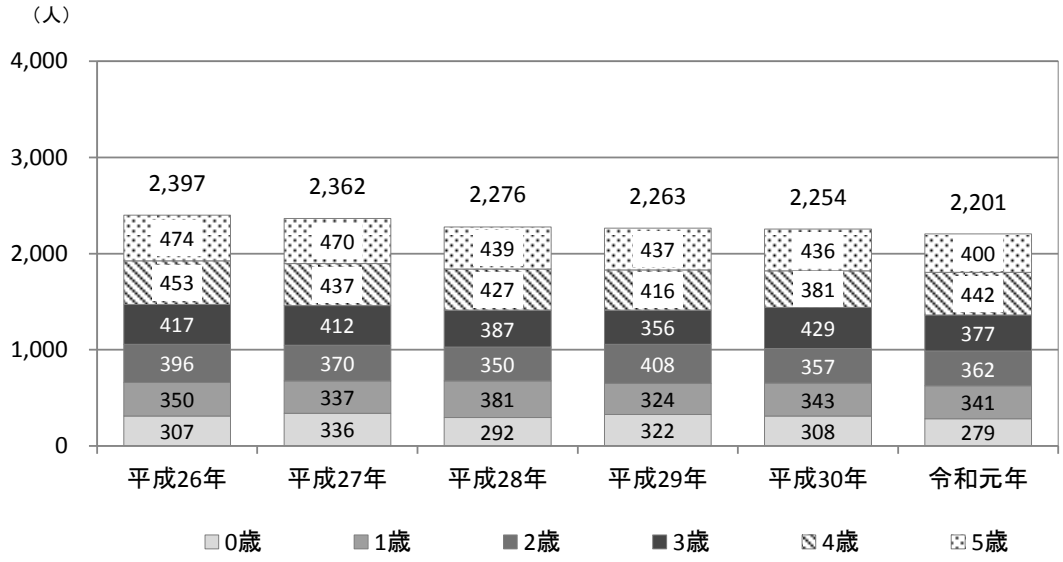

出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

■小学生児童数の推移

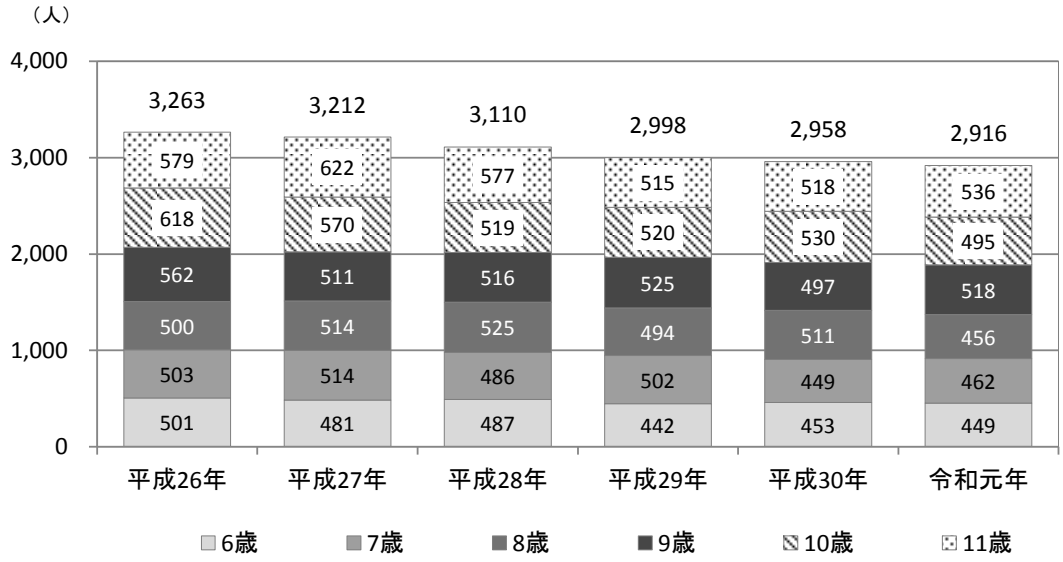

出典：住民基本台帳（各年４月１日現在）

２　産業・就業の状況

（１）産業別人口の推移

交通至便な位置環境から、工業団地の造成や企業の進出などが進み、運輸・通信業やサービス業などの第三次産業が増加しています。

■産業別人口割合の推移

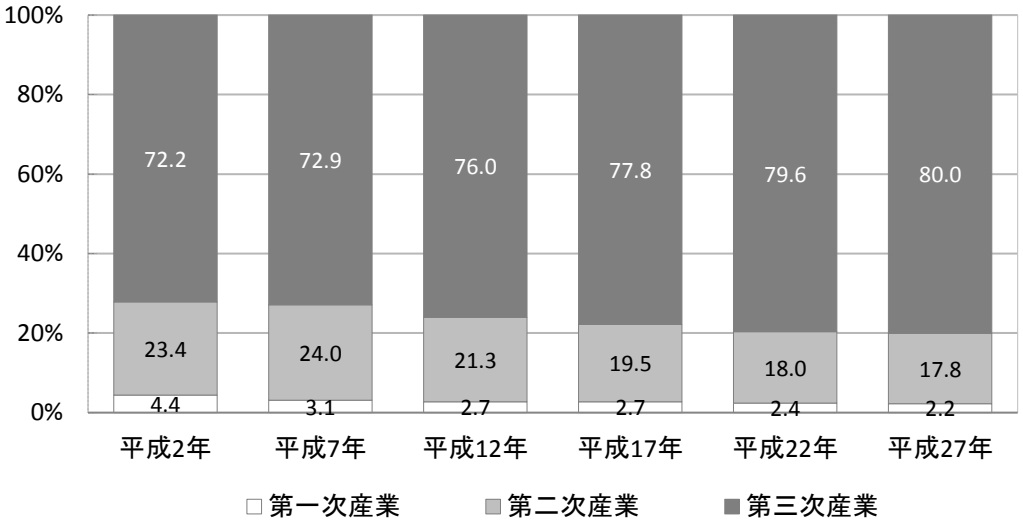

出典：国勢調査[総務省]

（２）15 歳以上就業者数の推移

本市の15歳以上就業者数は、平成17年の国勢調査までは増加傾向でしたが、以降は減少に転じ、今後も総人口とともに減少することが見込まれます。男女別にみると、男性の就業者数は平成17年以降減少している一方、女性の就業者数は年々増加しており、保育需要の増加の一因となっています。

■15 歳以上就業者数の推移

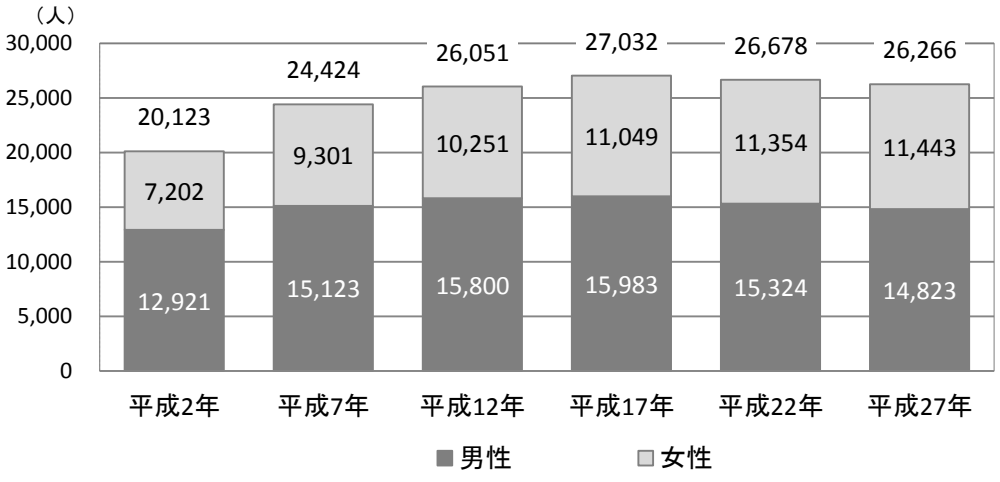

出典：国勢調査[総務省]

（３）女性の年齢別就業者数の推移

女性の就業者数を年齢別にみると、34歳までの各年齢区分において減少傾向がみられますが、40～49歳の２区分は年々増加しています。

また、平成27年における女性の年齢別就業率は、おおむね全国や北海道と同等水準となっています。30～34歳の区分で就業率が下がるM字カーブとなっており、出産を機にいったん仕事をセーブして、その後、復帰をする傾向がみられます。

■女性の年齢別就業者数の推移

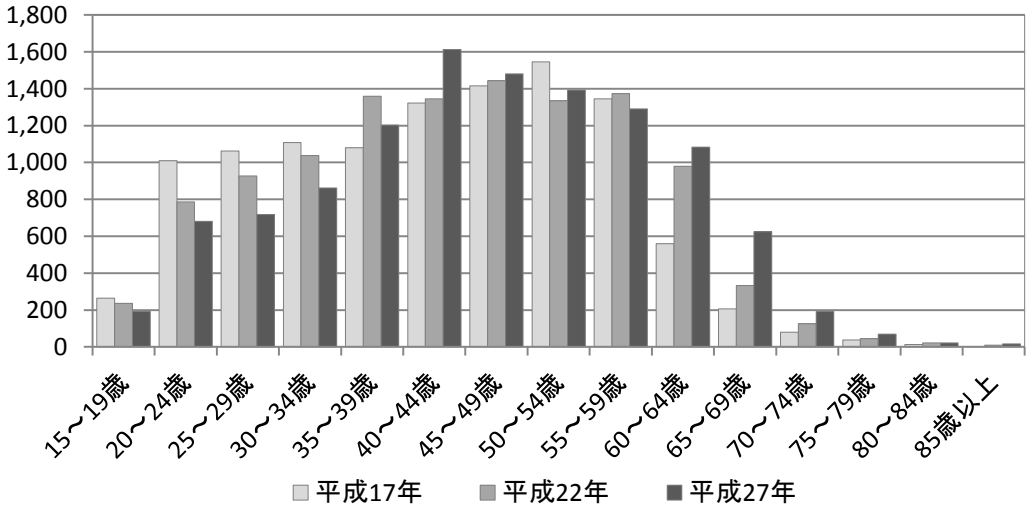

出典：国勢調査[総務省]

■女性の年齢別就業率（平成 27 年）

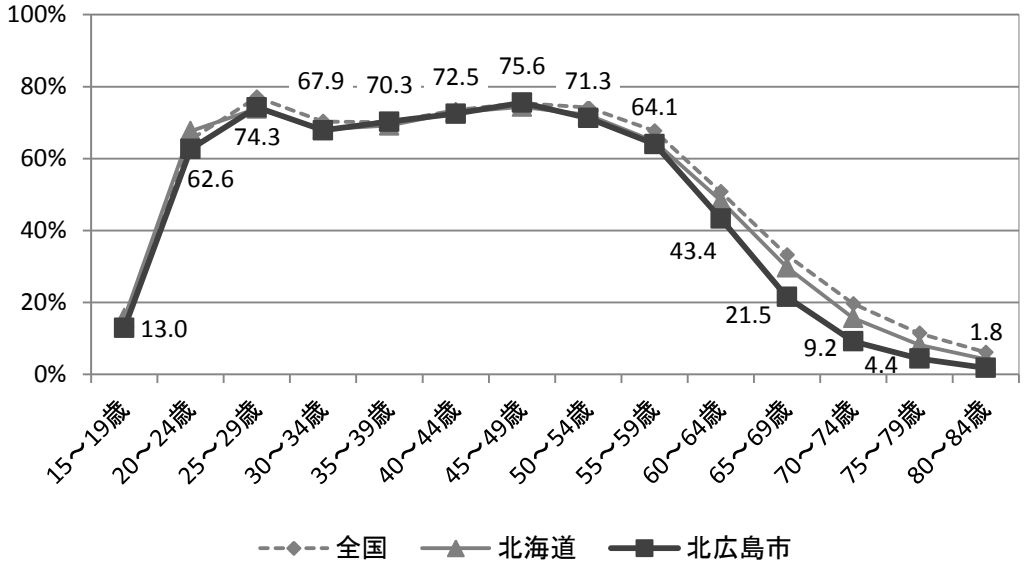

出典：国勢調査[総務省]の年齢別就業者人口から算出

３　保育所の状況

令和元年現在、認定こども園を含む保育施設数は13施設で、子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年以降、２か所増えています。加えて既存施設の定員増により、市全体の保育定員数は、平成27年の729人から令和元年は829人に拡大し、保育需要の増加への対応を進めています。

■保育施設数と定員数の推移（各年４月１日現在）

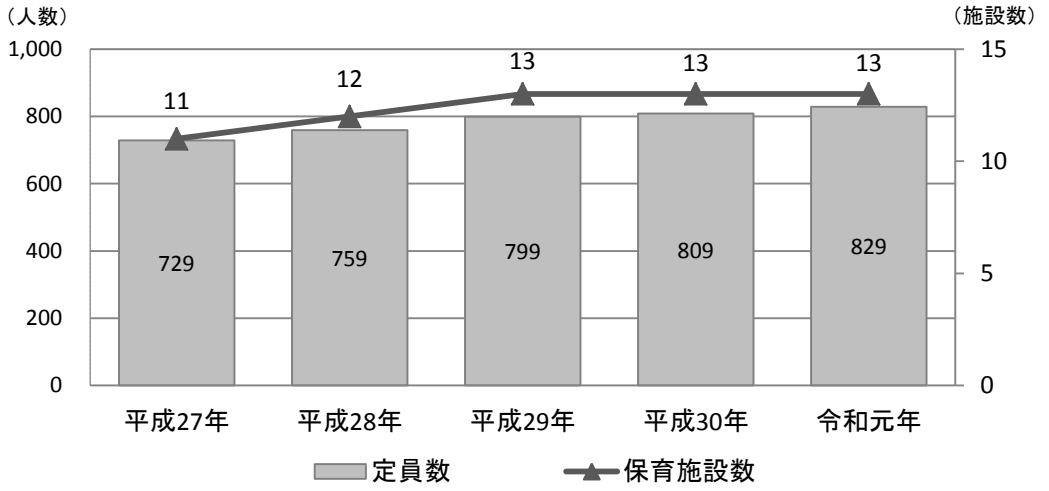

出典：北広島市子育て支援部子ども家庭課

■入所児童数と定員充足率の推移（各年４月１日現在）

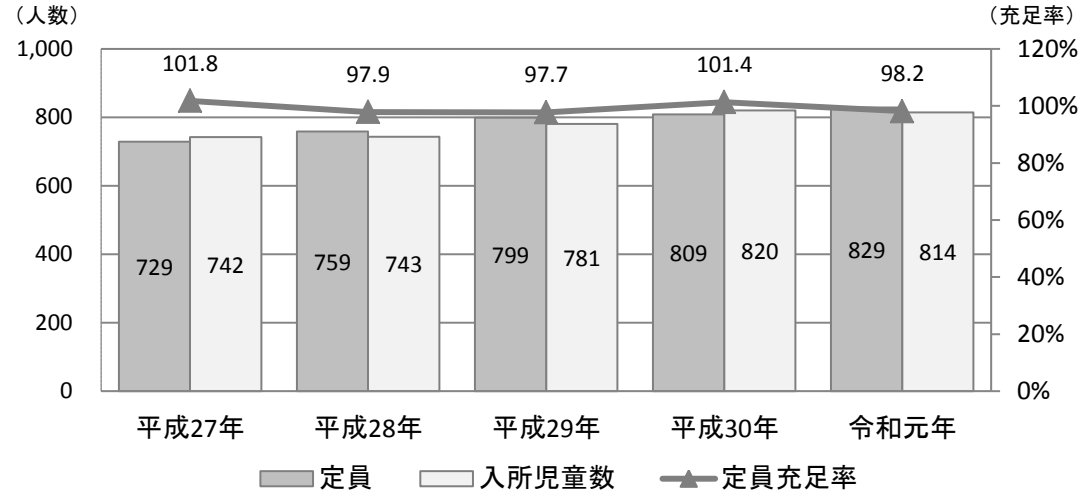

出典：北広島市子育て支援部子ども家庭課

４　幼稚園の状況

令和元年現在、教育施設数は９施設です。
入園児数はおおむね横ばいに推移しており、令和元年は887人となっています。

■教育施設数と定員数の推移（各年４月１日現在）

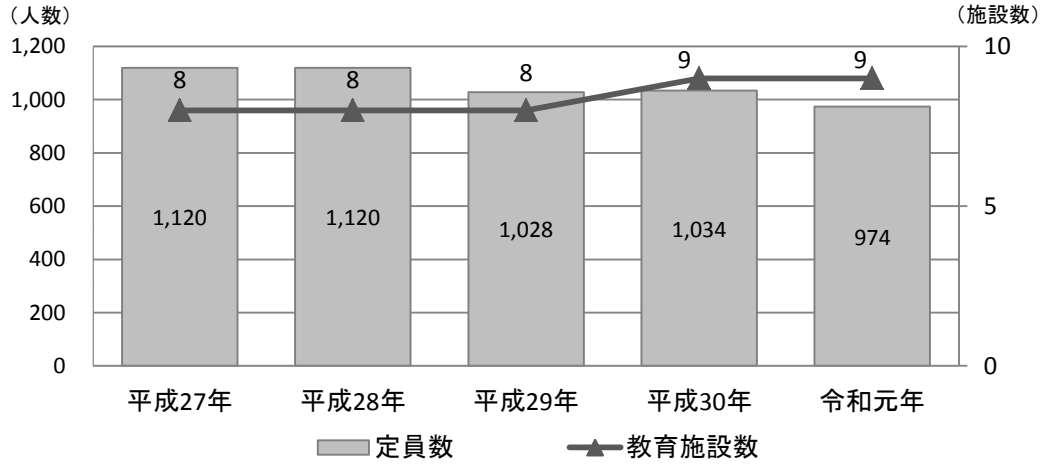

出典：北広島市子育て支援部子ども家庭課

■入園児数と定員充足率の推移（各年５月１日現在）

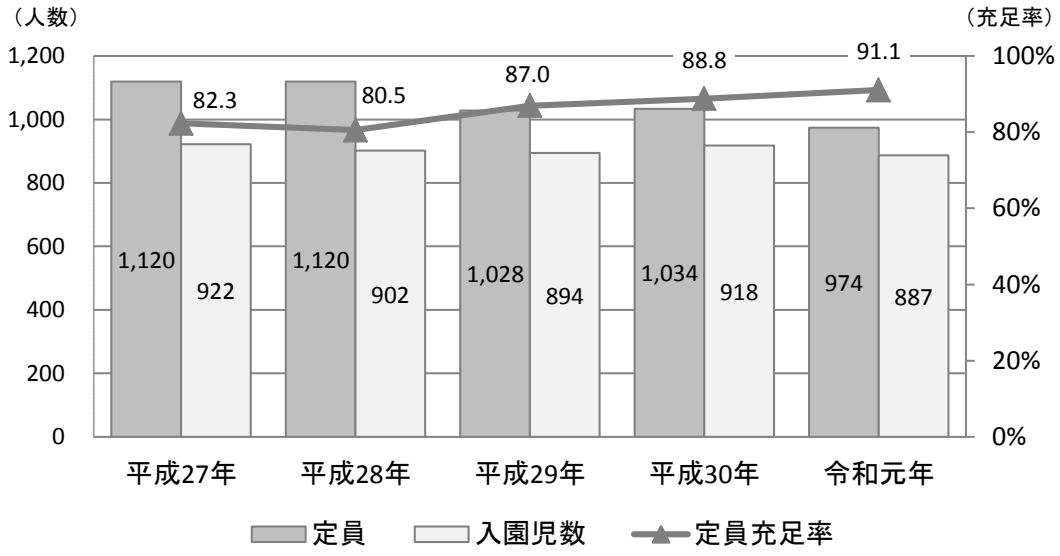

出典：学校基本調査[文部科学省]（令和元年度は速報値）、北広島市子育て支援部子ども家庭課
※入園児数：学校基本調査における入園児数から本市が把握している認定こども園の保育認定児童数を減じた数としています。

５　小学校・中学校の状況

（１）小学校の状況

市内の小学校は、平成23年４月に西の里小学校陽香（はるか）分校を設置し、平成24年４月に広葉小学校と若葉小学校が双葉小学校に、高台小学校と緑陽小学校が緑ヶ丘小学校にそれぞれ統合され、令和元年現在、９校となっています。

令和元年の児童数は2,907人で、減少傾向が続いています。

■学校数・児童数の推移（各年５月１日現在）

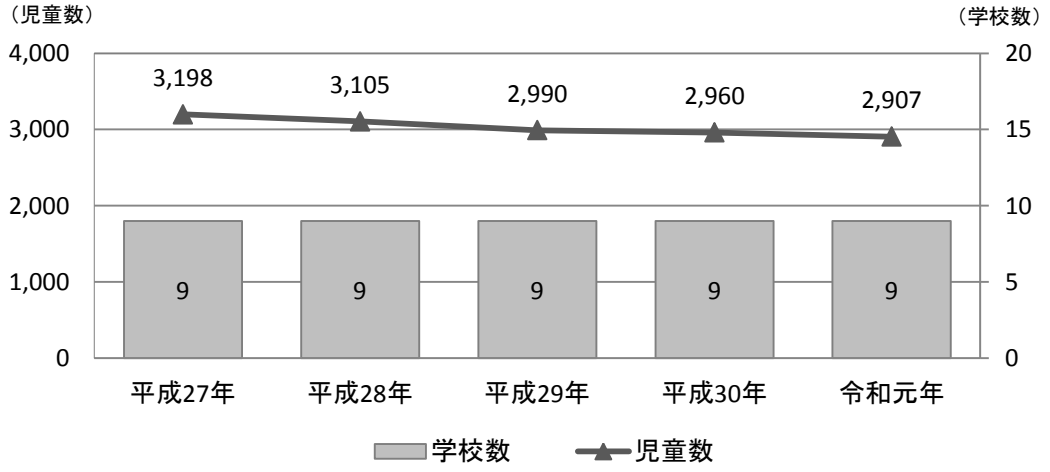

出典：学校基本調査[文部科学省]（令和元年は速報値）

（２）中学校の状況

令和元年現在、市内の中学校は公立７校、私立１校の計８校となっています。

生徒数は平成28年から減少に転じており、令和元年には1,856人となっています。

■学校数・生徒数の推移（各年５月１日現在）

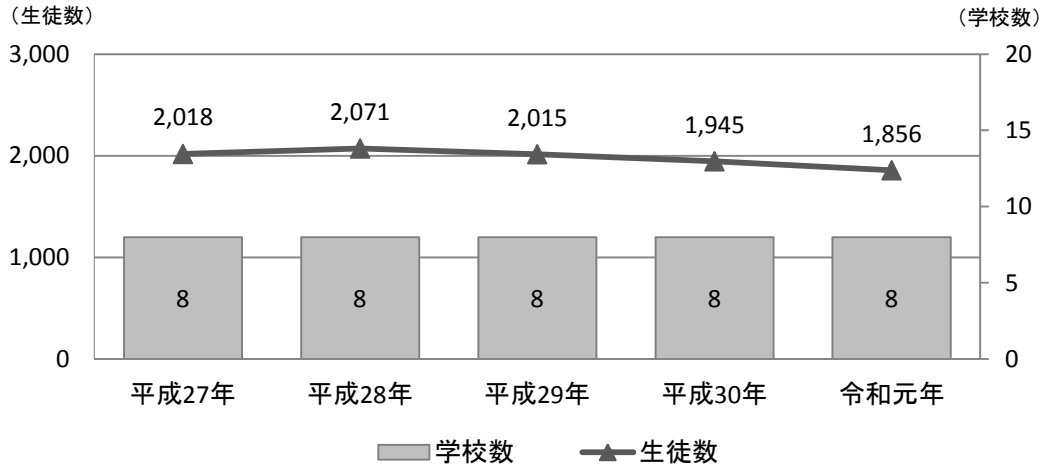

出典：学校基本調査[文部科学省]（令和元年は速報値）

６　放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の状況

市では、平成27年からは12クラブ、平成29年からは13クラブを設置し、受け入れ児童数の拡大による放課後児童対策を推進してきました。令和元年現在、設置数は12クラブ、定員は724人です。

平成27年に603人だった入所児童数は、令和元年には773人に増加しており、定員拡大に加え放課後児童支援員を増員して受け入れを行っています。

■学童クラブ数と定員数の推移（各年４月１日現在）

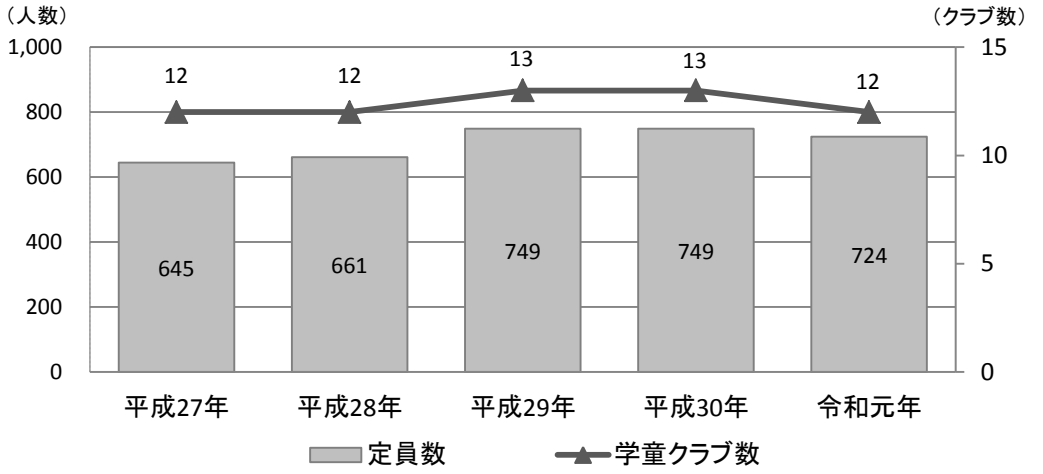

出典：北広島市子育て支援部子ども家庭課

■入所児童数と定員充足率の推移（各年４月１日現在）

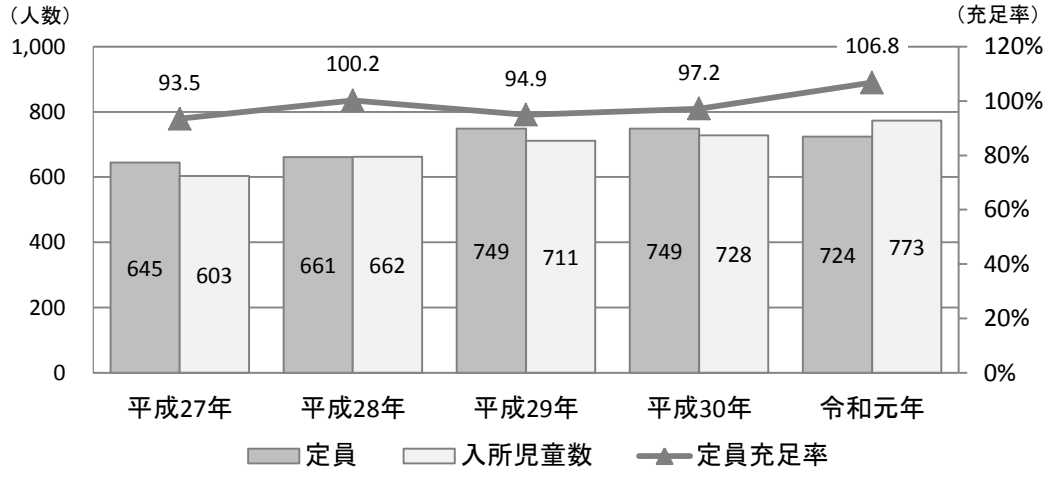

出典：北広島市子育て支援部子ども家庭課

7　母子保健事業の状況

（1）マタニティスクール

妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得と仲間づくりを目指し、妊婦体操や呼吸法、栄養指導などを実施しています。

父親も参加するマタニティスクール両親コースや、マタニティスクール参加者が出産後に再会する機会をつくり、育児の仲間づくりを支援するマタニティスクールクラス会も実施しています。

	平成 30 年度実績		
	実施回数	実参加数	延べ参加数
マタニティスクール	５コース	26 人	89 人
マタニティスクール両親コース	４コース	81 人 （40 組）	－
マタニティスクールクラス会	４回	19 組	－

出典：北広島市保健福祉部健康推進課

（2）乳幼児健康診査

心身の異常の早期発見、離乳・育児・生活指導に適した時期に乳幼児健診を行い、発育・発達、母子関係等を把握し、育児支援を行っています。

また、むし歯予防のため、１歳から就学前までの幼児に歯科健診、フッ化物塗布、歯科相談を行っています。

		平成 30 年度実績			
		対象者数 （人）	実受診数 （件）	延べ受診数 （件）	受診率 （%）
乳児健診	３か月児	292	288	913	98.6
	６か月児	253	251		99.2
	10 か月児	303	296		97.7
１歳６か月児健診		337	332	336	98.5
３歳児健診		350	368	411	105.0
フッ化物塗布		－	224	293	－

出典：北広島市保健福祉部健康推進課

（3）育児交流会等

育児交流会では、地域で孤立せずに育児ができるよう、母子保健推進員が中心になって地区会館などで親子交流の場をつくっています。また、育児グループなどの依頼に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが出向き、健康についての講座を実施しています。

	平成 30 年度実績		備　　考
	実施回数	参加人数	
育児交流会	５コース ９回	実 69 組、143 人 延べ 107 組、220 人	
ふたご・みつごの育児交流会	－	－	平成 28 年度で終了
出前健康講座	16 回	211 人	

出典：北広島市保健福祉部健康推進課

（4）育児相談

電話により、妊産婦や保護者からの育児に関する個別の相談を受けています。

		平成 30 年度延べ相談数（件）
相談内容	母子保健・育児支援	490
	小児保健	594

出典：北広島市保健福祉部健康推進課

（5）家庭訪問

子育てに不安のある方や悩みのある方、近くに相談できる人がいないといった保護者の家庭等を訪問し、子育て支援を行っています。

	平成30年度実績（人）	
	実人数	延べ人数
妊婦	7	13
産婦	307	323
新生児・乳児	298	336
未熟児	36	36
幼児	140	158

出典：北広島市保健福祉部健康推進課

（6）母子保健推進員活動

市から委嘱を受けた母子保健推進員が、妊婦やお子さんがいる家庭を訪問し、心配事や体調の確認、育児交流会などを紹介しています。

	平成30年度実績（件）	
	実報告数	延べ報告数
妊婦	156	292
産婦	211	331

出典：北広島市保健福祉部健康推進課

（7）子ども虐待予防ケアマネジメント事業

妊娠届出時のアンケートや赤ちゃん訪問時に行うアンケート等の結果に基づいて、検討会を行っています。

	実績（件）				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
ハイリスク妊婦ケース検討	119	116	121	83	91
赤ちゃん訪問ケース検討	96	87	100	83	74
子育て検討会	21	24	30	23	18

出典：北広島市保健福祉部健康推進課

８　相談事業の状況

（１）相談事業の状況

市では、相談員を配置して児童の発達や子育て等に関する各種の相談事業を行い、育児不安の解消や子育て知識の普及に努めています。

事業名	担当課	内容
家庭児童相談	子ども家庭課	養育、発達、虐待等要保護児童の措置・指導
母子・父子自立相談	子ども家庭課	ひとり親家庭等の生活・経済相談・自立支援、DV等
子どもの権利相談	子ども家庭課	親子関係、学校関係など、子どもの権利侵害に関する相談
育児相談	健康推進課	妊娠や育児に関すること
	地域子育て支援センター	育児に関すること
発達相談	子ども発達支援センター	心や体の発達、言葉の発達などに関すること
教育相談	学校教育課	教育全般、いじめ、不登校に関すること
子どもサポートセンター相談	学校教育課	家庭生活、学校生活、発達の不安などに関すること
心の教室相談	学校教育課	悩み、不安、いじめ、不登校などに関すること

上記以外の子ども・子育てに関する相談機関等として、民生委員児童委員、母子保健推進員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、スクールカウンセラー、千歳保健所、北海道中央児童相談所、北海道立特別支援教育センター等があります。

また、児童福祉法に基づく児童家庭支援センターが社会福祉法人聖母会「天使の園」に設置され（エンゼルキッズこども家庭支援センター）、子どもの悩み、子育ての悩みなどの相談に応じています。

（２）主な相談件数の状況

①家庭児童相談

相談種別	相談実績（人）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養護相談	58	81	89	139	156
保健相談	1	0	0	2	1
障がい相談	38	37	32	29	27
非行相談	1	1	0	1	1
育成相談	9	19	28	34	30
その他の相談	9	3	3	7	8
合　　計	116	141	152	212	223
延べ件数	1,594件	2,032件	2,061件	3,150件	3,596件

②母子・父子自立相談

相談種別	相談実績（件）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活一般	1,072	1,203	647	652	683
児童	667	594	349	452	454
経済的支援・生活援護	547	954	743	873	936
その他	0	0	0	0	6
合　　計	2,286	2,751	1,739	1,977	2,079

③子どもの権利相談

相談種別	相談実績（件）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子どもの権利相談	32	86	130	189	22

④発達相談

相談種別	相談実績（件）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童	229	268	351	362	353
小学生	99	80	89	104	83
合　　計	328	348	440	466	436

⑤教育相談（青少年電話相談を含む）

相談種別	相談実績（件）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童	0	0	0	0	0
小学生	20	7	52	19	19
中学生	85	40	147	155	119
高校生・成人	3	0	1	0	0
合　　計	108	47	200	174	138

⑥子どもサポートセンター相談

相談種別	相談実績（件）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
電話	37	18	59	27	36
面談（来室）	390	36	304	334	434
家庭・学校訪問	9	48	10	2	5
合　　計	436	102	373	363	475

⑦心の教室相談（小学校８校）

相談種別	相談実績（件）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
１年生	0	2	2	2	3
２年生	0	14	4	14	9
３年生	14	11	4	14	14
４年生	4	11	17	13	17
５年生	0	27	21	24	24
６年生	12	12	10	28	16
保護者ほか	38	28	22	33	35
合　　計	68	105	80	128	118

⑧心の教室相談（中学校６校）

相談種別	相談実績（件）				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
１年生	40	20	41	31	64
２年生	48	52	85	31	52
３年生	37	57	53	93	80
保護者ほか	32	53	28	19	23
合　　計	157	182	207	174	219

９　ニーズ調査（アンケート調査）結果の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の世帯の生活実態や意見・要望などを把握するため、就学前児童（０～５歳）及び小学生（６～11 歳）の保護者を対象に、ニーズ調査を実施しました。

■調査の概要

調査の目的	・就学前児童及び小学生を子育て中の世帯の生活実態や保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。 ・子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
調査対象	平成30年11月１日現在　北広島市に在住する就学前児童及び小学生の保護者 ・就学前児童の保護者：1,500人（無作為抽出） ・小学生の保護者：1,500人（無作為抽出）
調査期間	・平成30年12月
調査方法	・郵送法（郵送による配布・回収）

■調査票の回収結果

	配布数（票）	回収数（票）	白票（票）	有効回収数（票）	有効回収率（%）
就学前児童の保護者向け	1,500	732	0	732	48.8
小学生の保護者向け	1,500	706	0	706	47.1
合　　計	3,000	1,438	0	1,438	47.9

※グラフの中の「n=732」などの表記は、その属性の回答者数です。

（１）子育てを主に行っている人

就学前児童に対して主に子育てを行っている人は、「両親」が58.5％で最も多く、次いで「母親」が38.9％で続いています。小学生も同様に「両親」が53.4％で最も多く、次いで「母親」が43.8％で続いており、就学前児童、小学生ともに平成25年調査との大きな差異はみられない状況です。

≪子育てを主に行っている人（就学前児童の保護者）≫

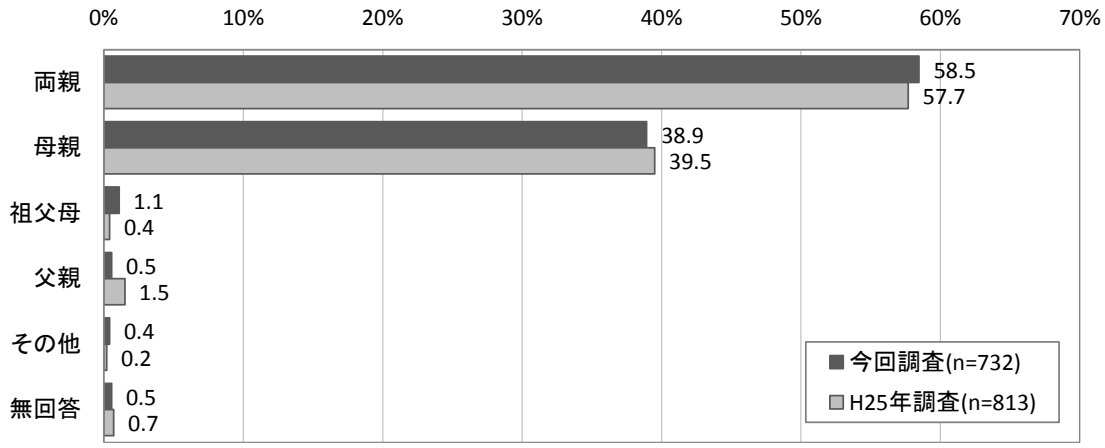

≪子育てを主に行っている人（小学生の保護者）≫

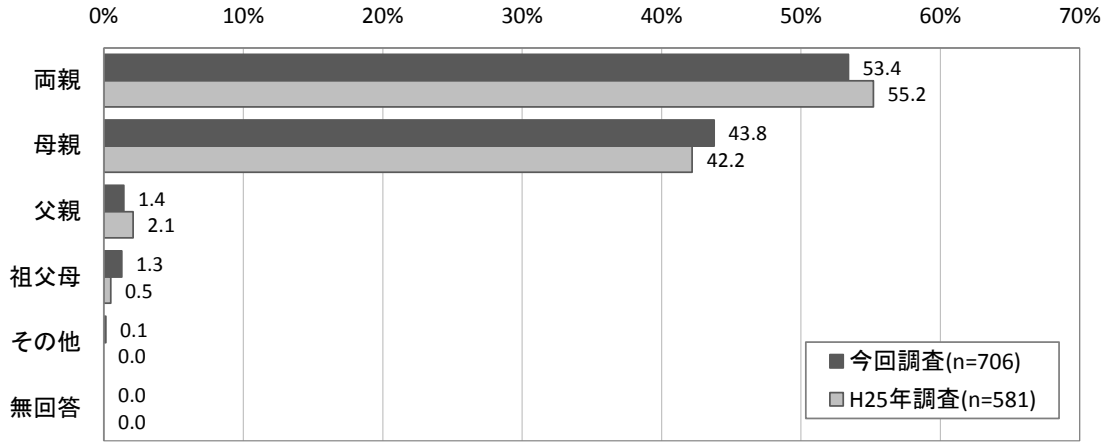

（２）母親の就労状況

就学前児童の母親の現在の就労状況は、「現在は就労していない」が34.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が25.5%で続いています。平成25年調査と比べると、「フルタイム」「パート・アルバイト等」が増加しており、母親の就労率は高くなっています。

また、小学生の母親の就労状況は、就学前児童の母親と比べて就労率が高く、「パート・アルバイト等」は44.3%、「フルタイム」は30.9%の状況です。

≪就学前児童の母親の就労状況≫

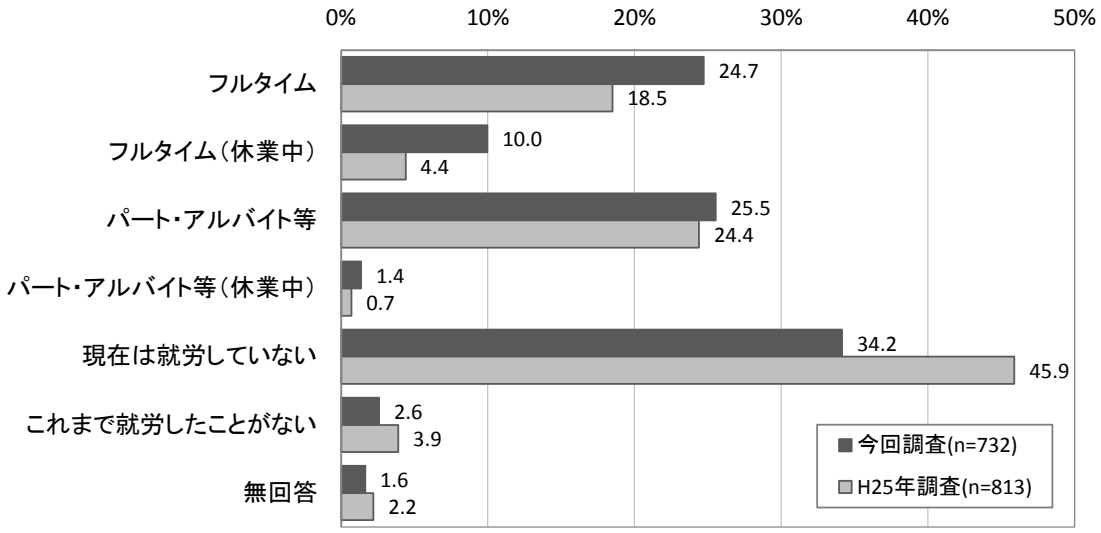

≪小学生の母親の就労状況≫

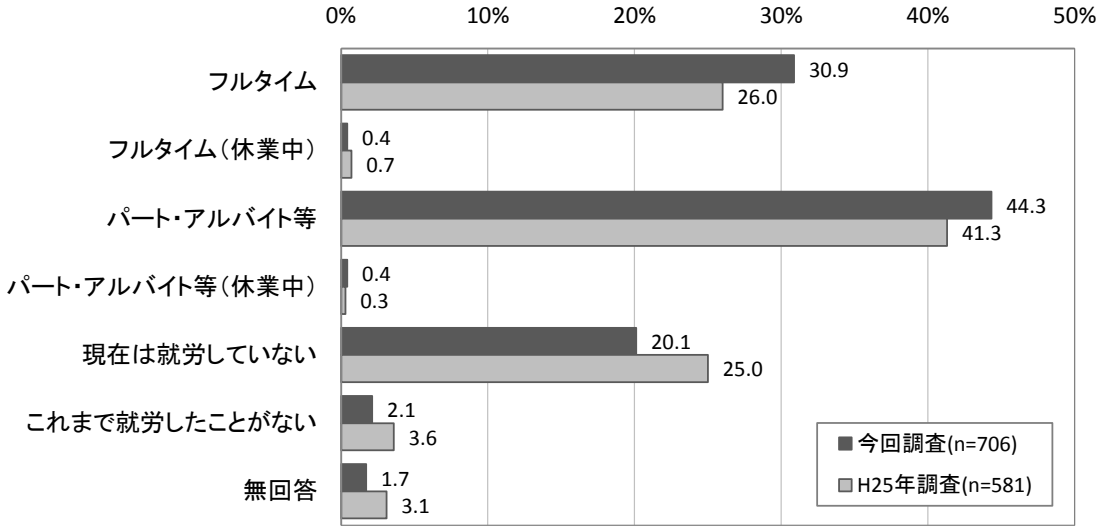

（３）現在の教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設を「利用している」人を子どもの年齢別でみると、０歳は9.7%ですが、年齢が高くなるにつれて利用割合が高くなり、２歳で61.9%と半数を超えている状況です。２歳以降も年齢が高くなるにつれて利用割合は高くなり、４歳以上は100%に近くなっています。

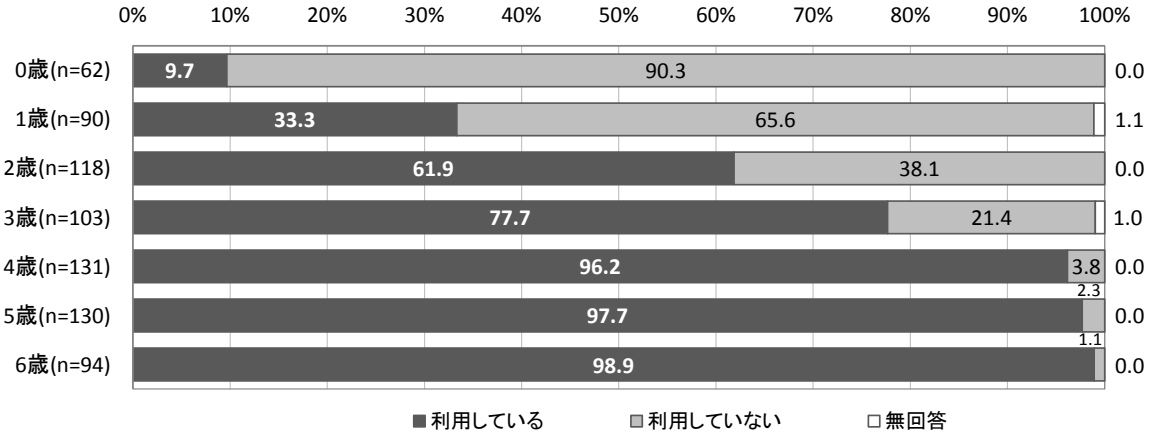

（４）教育・保育施設の利用意向

今後、利用したい教育・保育施設は、「幼稚園」が60.1%で最も多く、次いで「認可保育所」（41.3%）、「認定こども園」（31.0%）が続いています。平成25年調査との比較では「認定こども園」が17.5ポイント増加しています。

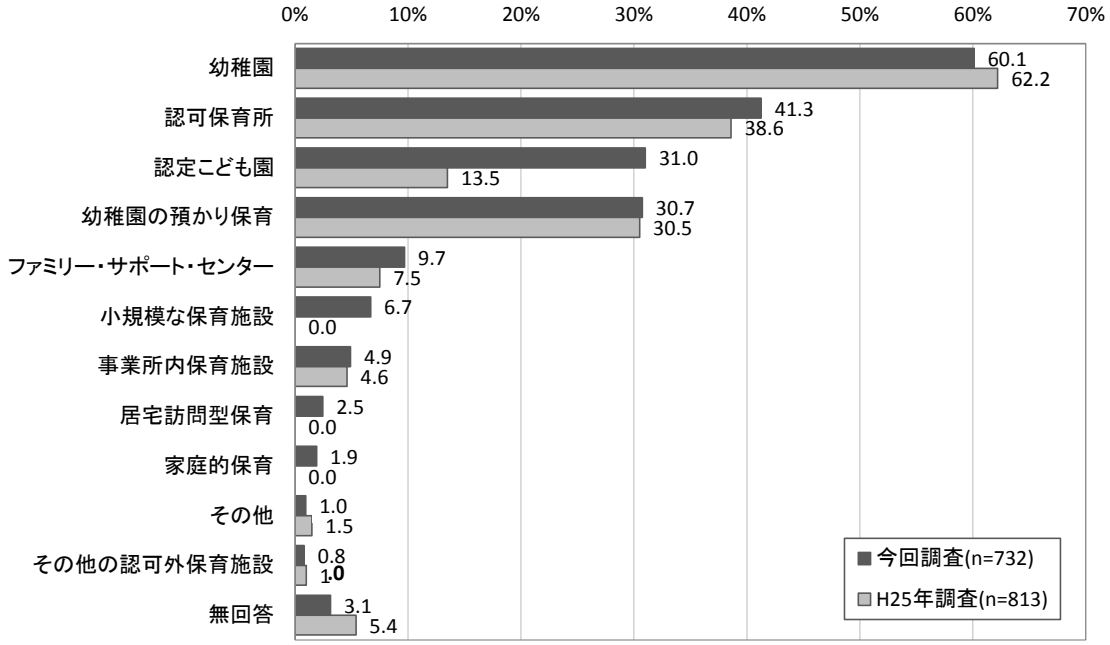

（５）地域子育て支援センター等の利用状況と利用意向

地域子育て支援拠点事業等の利用状況は、「利用していない」が59.8%を占めていますが、利用している事業等の中では子育て支援センターが34.3%、児童センター及び保育施設のイベント等がそれぞれ10%弱となっています。

また、今後の地域子育て支援拠点事業等の利用意向は、子育て支援支援センターが43.3%、児童センター及び保育施設のイベント等がいずれも16.4%となっています。

≪現在の地域子育て支援センター等の利用状況≫

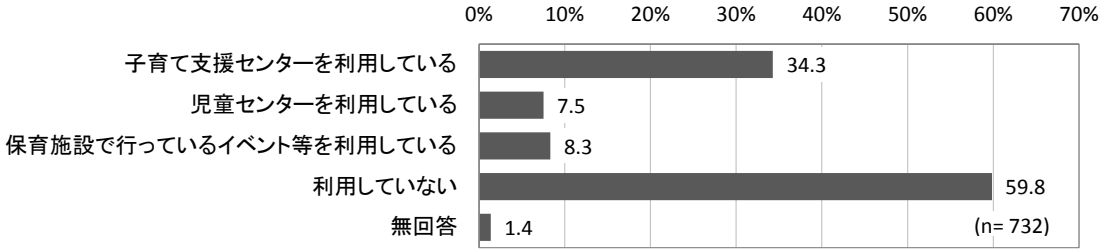

≪今後の地域子育て支援センター等の利用意向≫

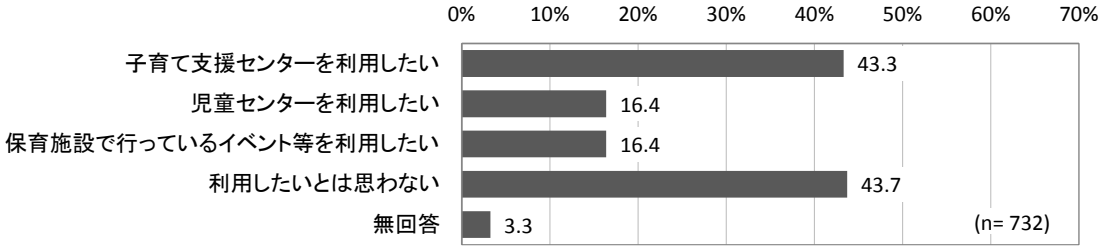

（６）一時預かり等の利用状況

一時預かり等の利用状況は、「利用していない」が76.5%を占めていますが、一時預かり等を利用している人の中では、「幼稚園の預かり保育」が10.8%、「一時預かり」が4.5%、「ファミリー・サポート・センター、緊急サポートネットワーク」が2.2%となっており、平成25年調査と大きな差異はみられません。

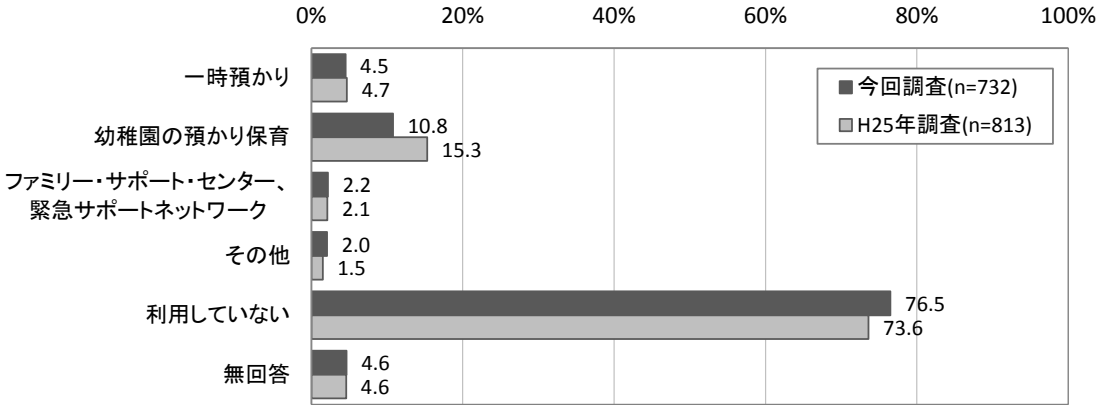

（７）子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）の利用状況

子どもを泊まりがけで家族以外の人にみてもらわなければならないことがあった人の対応方法は「親族・知人にみてもらった」が92.9%を占め、子育て短期支援事業を利用している人は1.0%にとどまっている状況です。

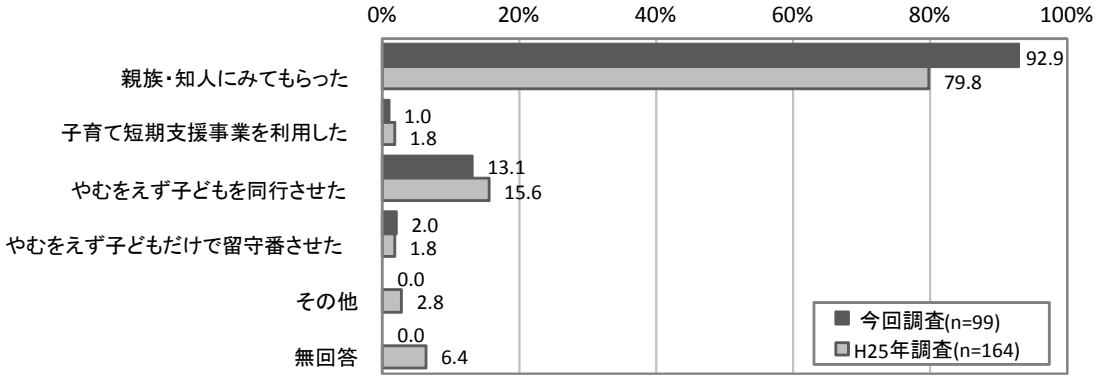

（８）病児・病後児保育の利用状況

子どもが病気やけがで幼稚園・保育所などを利用できなかったことがあった人の対応方法は、「母親が仕事を休んで子どもをみた」が70.9%で最も多く、「ファミリー・サポート・センター、緊急サポートネットワークを利用した」は1.2%となっています。

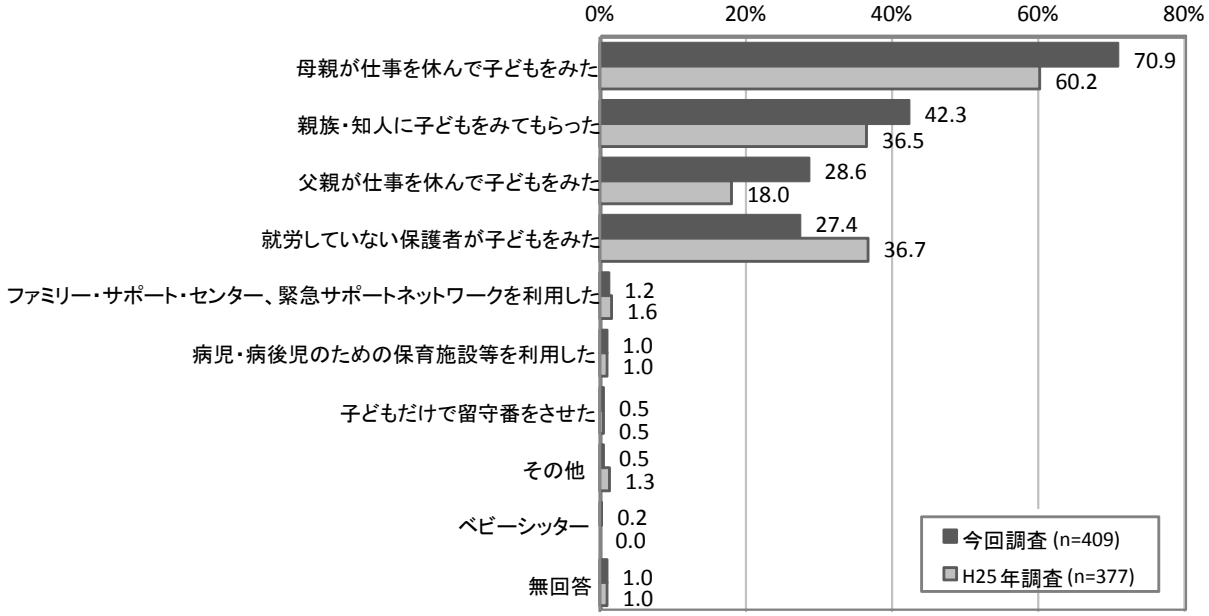

（９）子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方

子どもが５歳児（年長児）の保護者に対し、小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所をたずねたところ、「自宅」が48.7%で最も多く、次いで「学童クラブ」（43.3%）、「習い事」（42.4%）が続いています。平成25年調査と比べると、「習い事」が14.6ポイント、「学童クラブ」が8.5ポイント高くなっています。

小学校高学年の間、放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が42.4%で最も多く、次いで「習い事」（36.2%）、「学童クラブ」（17.9%）が続いています。平成25年調査と比べると、「習い事」が8.4ポイント高くなっています。

≪低学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）≫

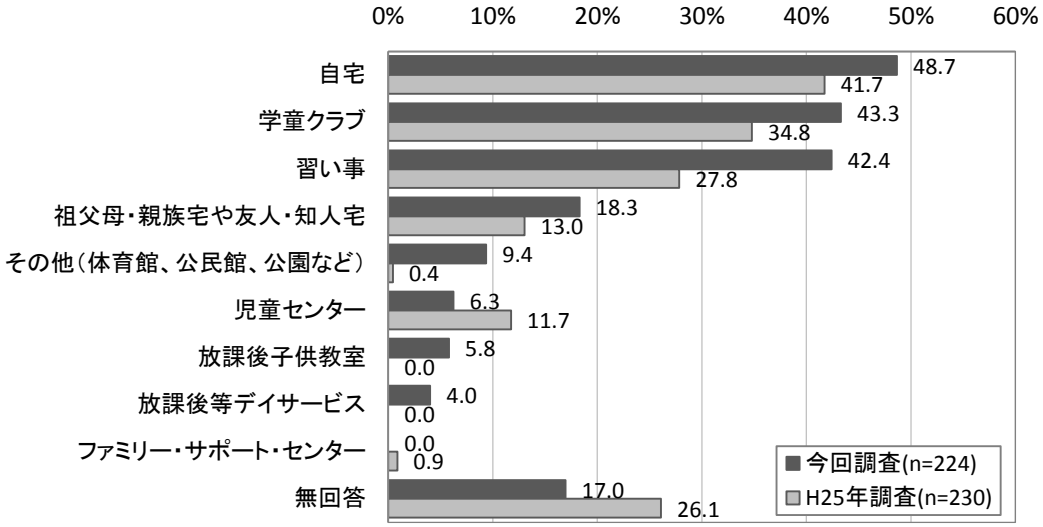

≪高学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）≫

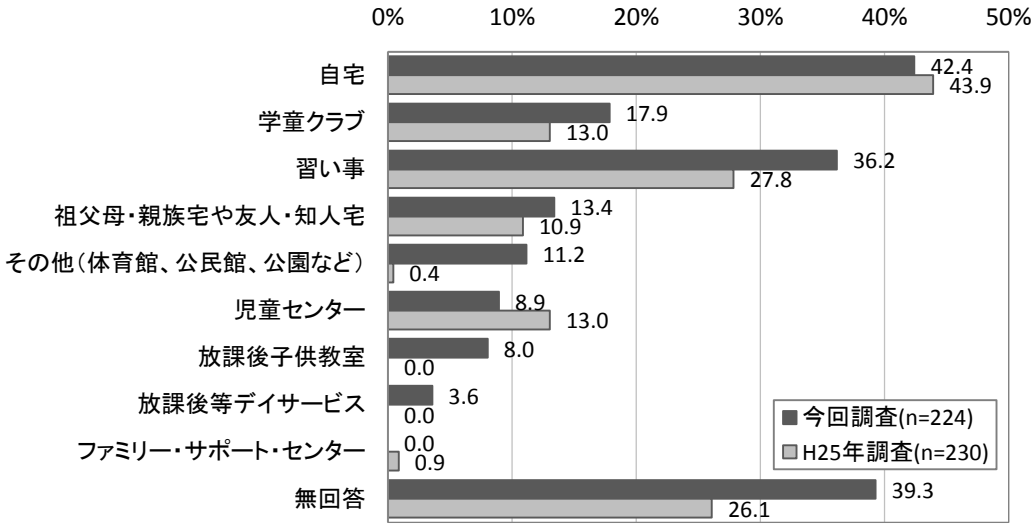

※「放課後等デイサービス」「放課後子供教室」は、H25 年調査では選択肢になかったため 0.0%となっています。

（10）子育てに関する悩み（就学前児童の保護者）

子育てに関して日頃悩んでいることや気になることは、「病気や発育・発達に関すること」が28.1％で最も多く、次いで「自分の時間がとれない」（24.2％）、「子どもをしかりすぎている気がする」（23.8％）が続いています。

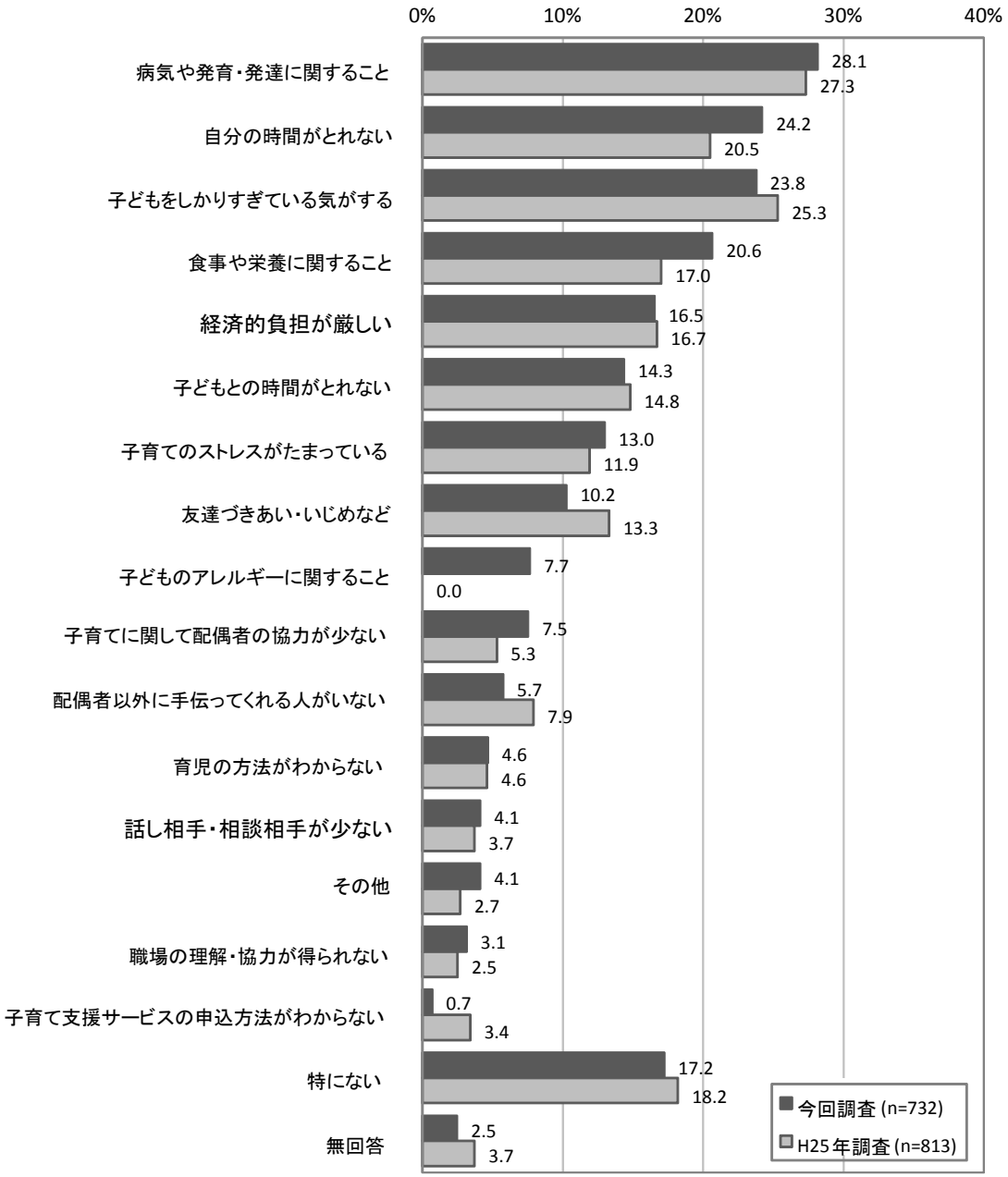

（11）市が取り組むべき子育て支援策（就学前児童の保護者）

今後、市が取り組むべき子育て支援策は、「保育料（幼稚園含む）の減額や免除」（49.9%）、「児童手当などの経済的支援の拡充」（43.9%）が上位回答となっており、経済的な面に関する支援策が求められています。

平成25年調査との比較では、「保育料（幼稚園含む）の減額や免除」が17.9ポイント減少しており、教育・保育施設の無償化が今後実施される見込みであることが影響していると考えられます。

また、「通園・通学用の歩道等の整備」が11.6ポイント増加しており、通園・通学環境の改善も求められています。

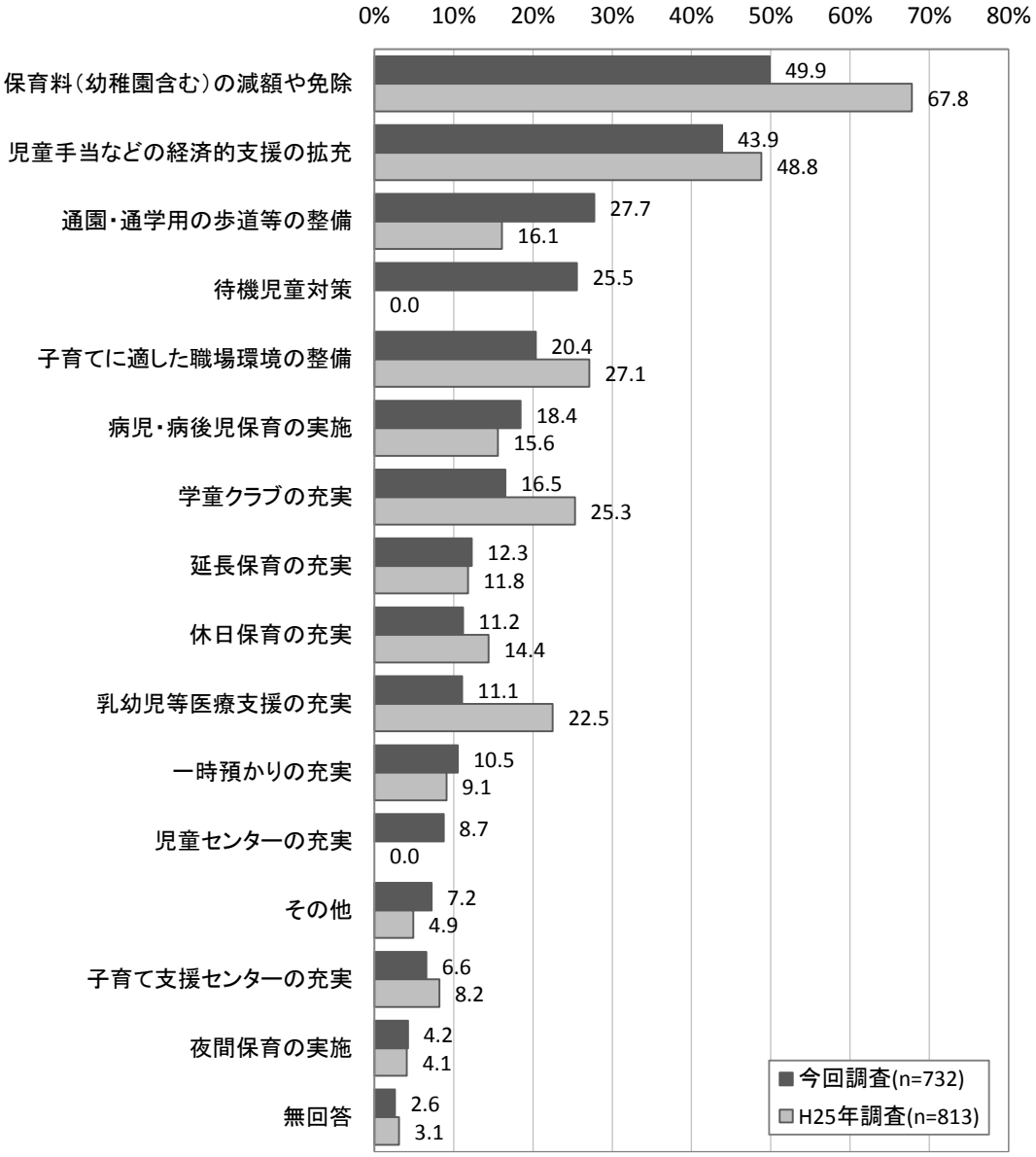

※「待機児童対策」「児童センターの充実」は、H25 年調査では選択肢になかったため 0.0%となっています。

（12）子育て環境・支援の満足度

就学前児童の保護者に市の子育て環境・支援の満足度を５段階評価でたずねたところ、「満足度が高い」（5.7%）、「満足度がやや高い」（30.3%）の合計は36.0%となっており、「満足度がやや低い」（14.3%）、「満足度が低い」（2.3%）の合計16.6%を上回っている状況です。小学生の保護者も就学前児童の保護者とほぼ同じ結果となっています。

≪子育て環境・支援の満足度（就学前児童の保護者）≫

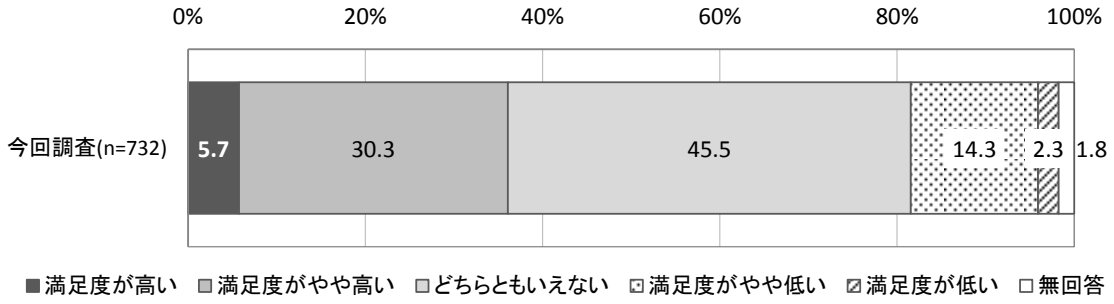

≪子育て環境・支援の満足度（小学生の保護者）≫

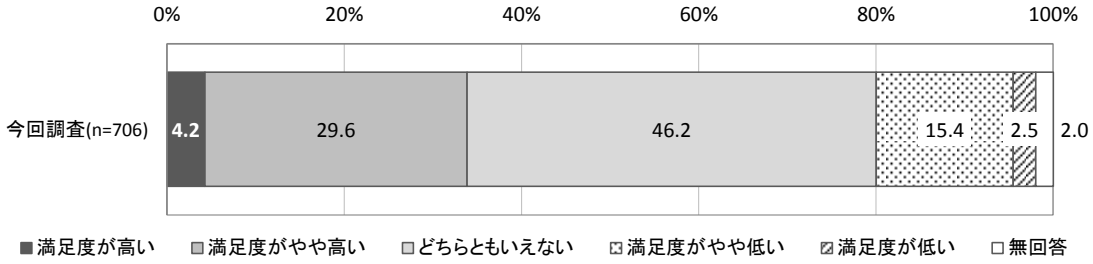

10　子どもの権利条例

（１）北広島市子どもの権利条例制定の背景

平成元年（1989年）、国際連合において「児童の権利に関する条約」が採択されました。日本においても平成６年（1994年）にこの条約を批准し、条約の理念実現を目指して、様々な立法や行政措置を進めています。

条約の理念の実現には、国だけでなく、子どもの生活に一番身近な地方自治体が条例によって子どもの権利を定め、子ども施策を進めることが求められています。

北広島市子どもの権利条例は、基本的人権の尊重を定めている「日本国憲法」と「児童の権利に関する条約」に基づき、北広島市としての子どもの権利を定めたものであり、条約の理念実現を目指す市の子ども施策の基盤として、平成24年に制定されました。

（２）条例によって推進されること

①子どもが他者との関わり方について理解を深め、社会的に成長すること

子どもは自分の権利が尊重されるだけでなく、他人の権利も尊重することが大切であることを学び、また、そのことを通して社会における他者との関わりについて理解を深めていきます。

②大人が子どもの権利について理解を深めること

大人は、子どもが成長発達する過程で保護や援助が必要な存在であり、基本的人権が尊重されなければならないことについて認識を深め、子どもの権利についての理解を深めます。

③侵害された子どもの権利の回復

子どもの権利侵害を救済し、権利の回復を支援する救済委員会が設置され、権利の保障が実効性のあるものとなります。

（３）条例で定めている子どもの権利

子どもにとって特に保証されなければならない、大切な４つの権利を定めています。

①安心して生きる権利

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれること。

②守り、守られる権利

子どもが守り、守られるために、権利の侵害や危険から守られ、自分が尊重されること。

③健やかに育つ権利

子どもが健やかに育つために、人間的発達を目指し、人間関係を築くとともに居場所が確保されること。

④参加する権利

子どもが自ら社会に参加するために、自分で意見を表明し、表明した意見について配慮がなされるとともに、仲間をつくり、仲間と集うこと。

第３章　第１期計画の実施状況

１　児童数の状況

第１期北広島市子ども・子育て支援プランで推計した児童数を実績値と比較すると、平成27年度から平成28年度までの就学前児童数の実績値は推計値を大きく上回って推移しており、推計を見直した平成29年度以降も推計値を上回る実績でした。小学生児童数も同様の傾向で推移してきましたが、推計値と実績値のかい離は就学前児童よりも小さい状況です。

■就学前児童数の推移

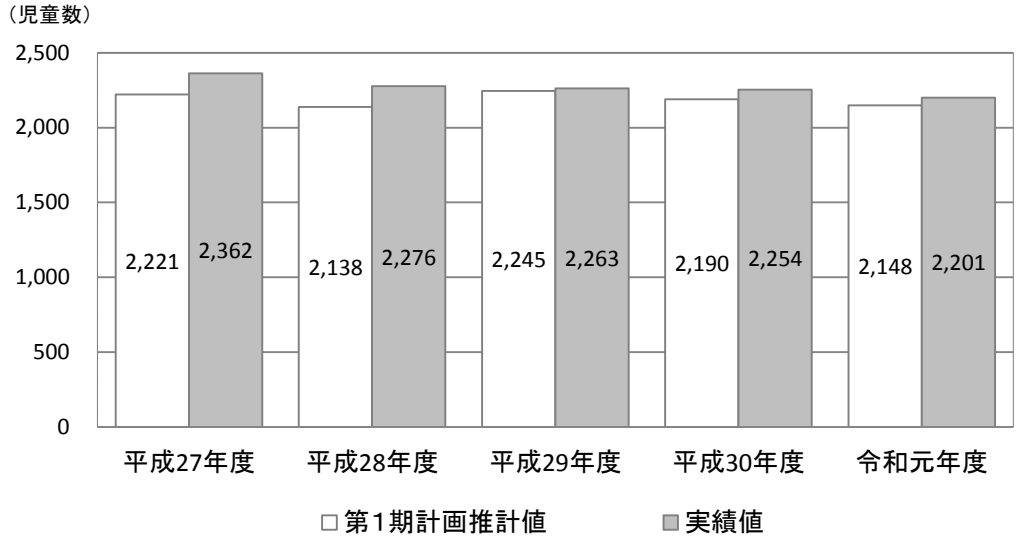

出典：第１期計画計画値/平成 29 年度の計画見直し後の値、実績値/住民基本台帳（各年４月１日現在）

■小学生児童数の推移

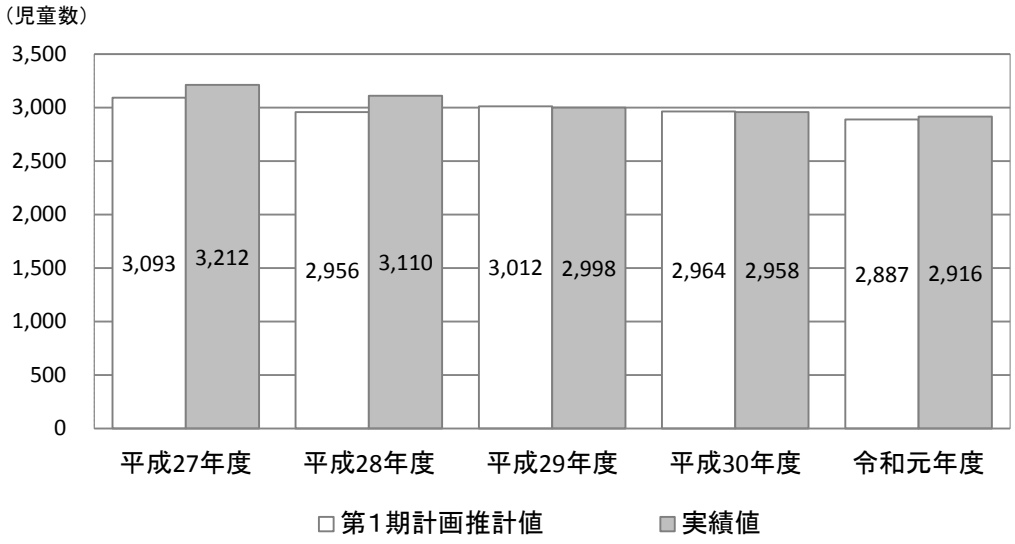

出典：第１期計画計画値/平成 29 年度の計画見直し後の値、実績値/住民基本台帳（各年４月１日現在）

２　教育・保育の状況

１号認定は平成29年度以降、量の見込みを上回りながらも、確保方策内で推移してきました。

２号認定は平成30年度以降、量の見込みと同等の実績で推移しています。３号認定は量の見込み及び確保方策を上回る実績で推移しています。

（１）１号認定（３歳以上／教育）

区分		実績（人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	730	720	688	690	673
	確保方策	1,220	1,220	1,120	1,120	1,120
実　績		728	709	717	729	720

※実績は各年４月１日現在

（２）２号認定（３歳以上／保育）

区分		実績（人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	476	459	455	451	441
	確保方策	447	460	453	453	453
実績	入所児童数	444	436	432	456	446
	待機児童数	0	0	0	0	0

※実績は各年４月１日現在

（３）３号認定（３歳未満／保育）

①０歳

区分		実績（人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	103	99	100	99	108
	確保方策	89	101	101	101	108
実績	入所児童数	84	76	82	83	-
	待機児童数	0	0	17	29	-

※実績は各年10月１日現在

②１・２歳

区分		実績（人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	205	197	255	254	295
	確保方策	194	199	245	245	283
実績	入所児童数	248	271	303	298	315
	待機児童数	0	0	0	3	0

※実績は各年４月１日現在

３　地域子ども・子育て支援事業の状況

（１）利用者支援事業

子どもとその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じ相談・助言等を含めた支援を行う事業です。

令和元年７月から新たに母子保健型の利用者支援事業を開始しました。２か所の利用者支援事業は子育て世代包括ケアシステム「きたひろすくすくネット」として一体的に運営しています。

■利用者支援事業設置か所数

区分	実績（か所）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画（量の見込み）	1	1	1	1	1
実　　績	1	1	1	1	2

（２）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、平成22年５月に常設の地域子育て支援センター「あいあい」を開設し、西の里きらきら保育園内「どんぐり」、大曲いちい保育園内「ぶらんこ」と合わせて３か所で運営を行っています。

地域子育て支援拠点事業では、みんなの広場や子育て講座、子育て相談など、親子が気軽に集い、相談や交流ができるようなサポートを行っているだけでなく、子育てサークル立ち上げの相談や支援を行っています。

計画期間中の実績は量の見込みを下回って推移してきました。

■地域子育て支援拠点事業利用者数

区分		実績（人回／月）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
実　　績（みんなの広場）		1,335	1,392	2,053	2,176	2,022
	あいあい	864	883	1,582	1,832	1,746
	どんぐり	252	254	216	210	111
	ぶらんこ	219	255	255	134	165

（３）妊婦健康診査事業

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療につなげ、母子の健康増進を図るため妊婦健康診査費を助成しています。受診票を発行することで費用負担の軽減を図り、定期受診を促し、妊婦の健康と胎児の発育を守ります。

妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を６回分発行しています。また、必要な方には、妊婦精密健康診査受診票を発行します。令和元年７月から、出産後間もない産婦のからだとこころの健康状態を確認するため、新たに産婦健康診査受診票を２回分発行しています。

■妊婦健康診査受診券発行者数

区分		実績（人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	286	275	265	255	246
	確保方策	286	275	265	255	246
実　績		347	334	306	288	-

■妊婦健康診査受診回数

区分		実績（回）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	4,004	3,850	3,710	3,570	3,444
	確保方策	4,004	3,850	3,710	3,570	3,444
実　績		4,133	3,805	3,391	3,066	-

（４）乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後２か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問しています。親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言を行い、子育てに関する情報提供等を行っています。また、産後うつ病、虐待リスクの早期対応のためのアンケートを実施しています。

■乳児家庭全戸訪問事業

区分		実績（人）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	286	275	265	255	246
	確保方策	286	275	265	255	246
実績	訪問対象数	294	331	299	262	-
	訪問実績数	290	329	297	262	-
	実施率	98.6%	99.4%	99.3%	100.0%	-

（５）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業では、望まない妊娠や妊婦健診の未受診等により妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭や育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施しています。

平成27年度から養育支援訪問の対象者が拡大されたため、平成26年度までの実績を基に計算した量の見込み及び確保方策を実績が大きく上回っていますが、養育支援訪問を必要としている家庭への対応は実施できています。

■養育支援訪問件数

区分		実績（件）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	7	7	7	6	6
	確保方策	7	7	7	6	6
実　績		71	62	72	76	-

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。市内の「天使の園」、「ふくじゅ園」の２施設で対応しています。実績は量の見込み及び確保方策を下回って推移しました。

■子育て短期支援事業利用者数

区分		実績（延べ人数）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	110	110	110	110	110
	確保方策	110	110	110	110	110
実　績		26	36	62	30	-

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いがしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、有料で援助しあう会員組織の事業です。協力会員数は伸び悩んでいますが、利用会員数はおおむね堅調に伸びています。

平成27年度以降、量の見込みを上回る実績で推移してきました。

■子育て援助活動支援事業利用者数

区分		実績（延べ人数）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	980	980	980	980	980
	確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
実　績		1,038	1,044	1,385	1,911	-

■子育て援助活動支援事業登録会員数

区分	実績（人）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用会員	658	601	729	842	839
協力会員	74	80	82	79	79
両方会員	26	25	28	36	36

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった幼児等について、保育所その他の場所において、一時的な預かりを行う事業です。

平成29年度以降、幼稚園在園児対象の一時預かり事業は量の見込み及び確保方策を実績が上回って推移しました。幼稚園在園児以外対象の一時預かり事業は、実績が量の見込みを下回って推移しました。

■幼稚園在園児対象の一時預かり事業利用者数

区分		実績（延べ人数）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000
	確保方策	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
実　績		33,161	33,487	36,304	40,417	-

■幼稚園在園児以外対象の一時預かり事業利用者数

区分		実績（延べ人数）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	確保方策	8,991	8,991	8,991	8,991	8,991
実　績		1,215	1,071	1,351	1,070	-

（9）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

本市では、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常の11時間を超えて児童を預かる事業として平成23年度から本格的に実施しています。

延長保育事業の実績は量の見込み及び確保方策を上回って推移しています。

■延長保育事業利用者数

区分		実績（延べ人数）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	5,345	5,345	5,345	5,345	5,345
	確保方策	6,451	6,451	6,451	6,451	6,451
実　績		6,856	7,365	8,451	8,109	-

※量の見込み及び確保方策は実人数に１人当たり平均利用日数を乗じた延べ人数

（10）病児保育事業

本市における病児・病後児保育は、有料で援助しあう会員組織の事業である緊急サポートネットワーク事業として平成23年度に始まりました。

緊急サポートネットワーク事業の利用実績は量の見込みを下回って推移しました。

■病児保育事業利用者数

区分		実績（延べ人数）				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	130	130	130	130	130
	確保方策	130	130	130	130	130
実　績		57	31	31	38	-

■緊急サポートネットワーク事業登録会員数

区分	実績（人）				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用会員	130	151	171	189	192
協力会員	47	46	42	48	53
両方会員	1	1	3	4	4

（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

本市では、１年生から３年生までの児童を対象に実施していましたが、平成27年度から対象学年を順次拡大し、平成29年度から全学年の受け入れを行っています。

学校区によって量の見込み及び確保方策と実績との差異がみられ、合計は量の見込み及び確保方策を上回る実績で推移しています。

■放課後児童健全育成事業利用者数

学校区	区分		実績（人）				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
緑ヶ丘小	計画	量の見込み	42	46	52	55	62
		確保方策	50	50	62	62	62
	実　績		41	47	40	43	54
大曲小	計画	量の見込み	87	102	114	106	110
		確保方策	86	111	114	114	114
	実　績		70	107	138	120	121
西の里小	計画	量の見込み	83	85	108	112	99
		確保方策	84	84	112	112	112
	実　績		95	102	95	97	96
東部小	計画	量の見込み	80	87	91	93	100
		確保方策	102	102	102	102	102
	実　績		79	84	82	98	104
双葉小	計画	量の見込み	63	68	78	75	68
		確保方策	64	80	80	80	80
	実　績		68	72	90	93	90
大曲東小	計画	量の見込み	79	84	90	93	94
		確保方策	90	90	94	94	94
	実　績		96	95	106	101	119
北の台小	計画	量の見込み	84	92	103	99	111
		確保方策	100	100	111	111	111
	実　績		86	98	110	115	118
西部小	計画	量の見込み	58	61	53	55	45
		確保方策	69	69	69	69	69
	実　績		68	57	50	61	71
合計	計画	量の見込み	576	625	689	688	689
		確保方策	645	686	744	744	744
	実　績		603	662	711	728	773

４　各種施策の推進状況

基本目標１　地域における子育ての支援

（１）地域における子育て支援サービスの充実

「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」に実施状況を掲載。

（２）保育サービスの充実

「２　教育・保育事業の状況」に実施状況を掲載。

（３）子育て支援のネットワークづくり

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
子育てガイドの作成	子育てガイドを作成し、子育てに関する情報を子育て家庭や子育て支援者に提供します。	隔年発行 地域子育て支援センターから子ども家庭課へ業務移管	子ども家庭課
地域子育て支援センター運営事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談、子育て講座、子育てサークル支援、情報提供等を実施する事業です。	延べ利用者数及び子育て相談件数 あいあい 22,577人 575件 （相談件数は利用者支援事業と同数） ぶらんこ 2,144人 8件 どんぐり 3,660人 80件 3センター合同事業（子育て支援ランド）127人	地域子育て支援センター

（４）子どもの健全育成

ア　公共施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
児童館の整備、運営の充実	児童の遊び場、居場所づくりのため、児童館の整備・運営を行います。	輪厚、大曲、北広島団地の3か所の児童センター運営	子ども家庭課
街区公園の整備	子どもからお年寄りまで広く交流できるような街区公園の施設整備を行います。	西部パークの整備を実施	都市整備課
公園施設長寿命化対策支援事業	公園利用の安全を図るため、老朽化した遊戯施設等の改築・更新を行います。	広島公園ほか６公園の老朽化した施設の改築・更新を実施 みはらし公園ほか３公園のトイレのバリアフリー化（増設・改修）を実施	都市整備課
高齢者等と子どもの世代間交流の推進	保育所地域活動による高齢者との交流事業や児童館における異世代交流を開催します。	認可保育所等13施設、児童センター3か所で実施	公立保育園 子ども家庭課
社会教育事業による子ども向け講座の開催	子どもの学習や自然体験教室の開催、障がい児・者との交流を行います。	フレンドリーセンター事業の開催 ２事業 計32名参加	社会教育課
公民館事業による子ども向け講座の開催	子どもたちによる公民館普及事業や各公民館で子ども向け講座を行います。	・地区公民館活動連携事業 西の里地区 ２事業 46人参加 西部地区 １事業 38人参加 東部地区 ２事業 45人参加 大曲地区 １事業 50人参加 ・公民館まつり（子ども広場） 来場者850人（うち子ども120人）	社会教育課
図書館サービス提供事業	図書館を利用し、子どもが図書に親しむ機会を提供するとともに、児童書の充実による読書環境の整備により、子どもが読書に親しむ機会を提供します。	資料の充実により、子どもの読書環境の整備を実施	文化課（図書館）

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
体育事業の推進	体育館、プール等を利用し、子どもがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツ大会やセミナーなどを開催し、子どもたちの体力づくりを図ります。	市民スポーツ活動推進事業 5事業実施 参加者 延べ740人 スポーツアカデミー事業 6事業実施 参加者 延べ305人	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりのための少年団の支援を行います。	チャレンジジュニアスクール 36人 少年団（12種目：26団体）への補助金交付 453,000円	社会教育課
青少年問題行動対策	生徒指導担当指導主事及び専任指導員の2人を配置し、青少年の指導、巡視を実施します。	補導巡視活動及び立ち入り調査・不審者等に対する対応、啓発、防犯教室の実施	学校教育課
ＰＴＡ連合会の支援	各小中学校ＰＴＡの連絡調整や教育の振興活動を行うＰＴＡ連合会に対し補助を行います。	市ＰＴＡ連合会の活動に対する支援の実施	学校教育課
教育相談事業の推進	家庭や学校の問題に対し、電話や面談で教育相談員が相談指導を行います。	教育相談員による相談 相談件数 延べ138件	学校教育課
青少年電話相談の実施	家庭や学校、身体に関することなどの相談に、カウンセラーによる助言や他機関の紹介など問題解決を図ります。	教育相談事業に統合	学校教育課
不登校対策事業の推進	不登校の予防や適応指導教室「みらい塾」を中心に学校復帰に向けた取組みと個別訪問指導を行います。 また、ＮＰＯ等と連携してひきこもりの子どもたちの支援を行います。	不登校児童生徒数 53人 みらい塾通級者 18人 子どもサポートセンター相談員による相談 延べ475件	学校教育課
学校との連携	各学校や警察と連携を図り、学校内外の児童・生徒の問題行動への対応と未然防止に努めます。	学校、警察との連携 専任指導員による巡視活動	学校教育課
青少年健全育成連絡協議会の支援	学校や地域の方々が連携して行う、子どもたちの巡視や啓発など健全育成活動に対し補助を行います。	市内6地区にある健全育成連絡協議会への支援	学校教育課

イ　放課後子ども総合プラン

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」に掲載。	―	子ども家庭課
放課後子供教室の開設	放課後や長期休業中に小学校の余裕教室を活用して、子どもに学習や体育活動などの機会を提供します また、連携可能な放課後児童クラブ（学童クラブ）との一体的な展開を検討します（１か所）	大曲小学校、双葉小学校で放課後子供教室を実施 登録児童人数 大曲小 143人 双葉小 101人	社会教育課

ウ　経済的支援

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
児童手当の支給	児童手当法に基づき中学校修了前の児童の家庭に手当を支給します。	中学校修了前の児童を養育している保護者等に支給 1～3歳未満＝15,000円 3歳～小学6年＝第1・2子10,000円、第3子以降15,000円 中学生＝10,000円 所得制限限度額以上の世帯＝5,000円（特例給付） （いずれも児童１人当たり月額） 平成31年2月定時払児童手当・特例給付受給者数 3,845人	子ども家庭課
就学援助費の支給	生活困難家庭の児童・生徒に対して、就学のため経済的援助を行います。 平成26年度からは、支給品目にＰＴＡ会費・生徒会費・部活動費を追加して支給しています。	小学校 610人 中学校 316人	学校教育課
奨学金の支給	経済的理由で修学困難な学生で、かつ、学業が優秀な者に奨学金を支給します。	支給人数 90人	学校教育課
高等学校入学準備金の支給	経済的理由で入学・修学困難な学生に準備金を支給します。	支給人数 113人	学校教育課
乳幼児へのごみ袋の支給	満2歳未満の乳幼児がいる家庭に対し、おむつ用に普通ごみ用の指定ごみ袋を一定枚数無償で交付します。	交付人数 352人	環境課

（5）地域における人材育成

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
シルバー子育てサポート事業の推進	常設の地域子育て支援センターを拠点に、シルバー世代が子育てアドバイスや昔遊び等の交流活動を行います。	サポーター登録数 20人 活動日数 43日 参加者数延べ 316人	地域子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター事業	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」に掲載。	―	地域子育て支援センター

基本目標２　母性と子どもの健康の確保と増進

（1）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
母子健康手帳等の交付	妊娠届出に基づいて、母子健康手帳を交付します。同時に妊娠期の健康と適切な食生活についての保健指導を行います。また、父親の積極的な育児参加のきっかけづくりとして、父子健康手帳を配布します。	交付人数 247人	健康推進課
ハイリスク妊婦把握・支援	妊娠届出時に「妊娠に関するアンケート」を妊婦対象に実施し、妊娠・出産や育児に不安を抱えている妊婦を早期に発見し、妊娠から育児までの期間を安心して過ごせるよう支援します。	ケース検討 28回 91件	健康推進課
妊婦健康診査事業	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の「妊婦健康診査事業」に掲載。	―	健康推進課
妊産婦健康相談	妊産婦の悩みや不安等に対し、保健師による面接や電話での相談、指導を行います。	面接 184人・電話 87人 その他 0人	健康推進課
マタニティスクール	4回を1コースとして、母乳育児や妊娠中の食事などの各種講話と交流会を行います。	5コース（1コース4回※9月コースのみ3回） 実人数 26人 延べ人数 89人	健康推進課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
マタニティスクール両親コース	夫婦で協力して子育てをするイメージを持てるよう赤ちゃんのお風呂やおむつ交換の実習、妊娠疑似体験などを行います。	4回 40組 81人	健康推進課
母子保健推進員活動	母子保健推進員が、妊娠中と出産後に各家庭を訪問し、状況確認や育児交流会等の各種事業の周知など行い、妊産婦の孤立化を防ぎます。 地区会館等で育児交流会を開催し、育児中の親子の仲間づくりを進めます。	母子保健推進員 21人委嘱 訪問活動報告数 妊婦 実件数156件、延べ件数292件 乳児　実件数 211件、延べ件数331件	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の「乳児家庭全戸訪問事業」に掲載。	―	健康推進課
未熟児訪問	平成24年度まで千歳保健所が担当していた未熟児訪問(出生体重2000グラム未満等)は、北海道からの権限移譲により平成25年度から赤ちゃん訪問の中で市が実施しています。	低体重児訪問数 29人 うち未熟児訪問数 11人	健康推進課
養育者支援・保健医療連携システム	妊娠、出産期において特に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し支援するため、医療機関、他市町村と情報共有を図ります。 ※北海道が実施主体。妊娠・出産期において支援を必要としている養育者を早期に適切な支援に結びつけるため、保健機関と医療機関が双方向に情報を共有する。	病院からの情報提供数 22件	健康推進課
乳児健康診査	3・6・10か月児を対象に小児科医の診察や身体計測、育児、栄養、歯科相談を行います。精密検査が必要な乳児については、医療機関への紹介状を発行します。 健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	受診実人数 458人 受診延べ人数 913人	健康推進課
１歳6か月児健康診査	小児科医による診察、身体計測、歯科医師による歯科健診、育児・栄養・歯科相談を行います。問診時には、発達面のスクリーニングを行い、必要な場合は、発達相談やあそび教室への参加を案内します。精密検査が必要な幼児については、医療機関への紹介状を発行します。 健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	受診数 332人	健康推進課
あそび教室 （１歳６か月児健康診査事後教室）	１歳6か月から3歳未満の幼児とその保護者のうち、1歳6か月児健康診査等において精神運動発達面で要経過観察となった幼児や子どもの発達や育児に不安がある保護者を対象にあそび教室を開催します。子ども発達支援センターと協力して、自由遊びや設定遊びを通して子ども経験を広げ、発育を支援し、保護者への相談対応などを行います。	実人数 21人 延べ人数 197人	健康推進課
３歳児健康診査	小児科医による診察、尿検査、視力検査、身体計測、歯科医師による歯科健診、育児・栄養・歯科相談を行います。 問診時には、発達面のスクリーニングを行い、必要な場合は、発達相談を案内します。精密検査が必要な幼児については、医療機関への紹介状を発行します。 健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	受診数 368人	健康推進課
フッ化物塗布	1歳から就学前の幼児を対象に歯科健診とフッ化物塗布、歯科相談を行います。	実人数 224人 延べ人数 293人	健康推進課
フッ化物洗口	保育所でフッ化物洗口を行います。	公立保育園3園で継続実施 保護者説明会 2回 24人 洗口 5歳児：継続実施 4歳児：6月開始	健康推進課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
予防接種	定期の予防接種を行います。任意の予防接種であるインフルエンザワクチンは、障がい児を対象に接種費用を助成します。	二種混合 414件 四種混合 1,148件 MR 710件 BCG 283件 ポリオ 1件 インフルエンザ 7,427件 ヒブ 1,116件 小児用肺炎球菌 1,116件 水痘 643件 成人用肺炎球菌 1,659件 日本脳炎 2,482件 B型肝炎 833件	健康推進課
マタニティスクールクラス会	マタニティスクール修了生が出産後に再会するクラス会を行います。クラス会では、保育士による手あそびの紹介や交流会を行うことにより、育児不安の軽減と仲間づくりを進めます。クラス会後も自主的に交流会が開催できるよう支援します。	参加数 19組	健康推進課
育児交流会	母子保健推進員が主体となり、子育て中の親子を対象に離乳食や手あそび、手づくりおもちゃなどを紹介する育児交流会を行います。	5コース実施 実組数 69組 延べ組数 107組	健康推進課
ふたご・みつごの育児交流会の開催	多胎児を妊娠中の妊婦と育児中の保護者を対象に交流会を開催します。子育て支援センターと協力し、情報交換や仲間づくりを進めます。	社会資源の整備に伴う参加者数減少により、平成28年度で事業終了	健康推進課
出前健康講座・健康教育	団体やグループからの依頼により出前健康講座を実施します。また、広報やホームページなどを通じて正しい知識の普及に努めます。	13回 162人	健康推進課
保育所での健康診断や歯科検診による保健指導の推進	園児の健康診断とむし歯予防の歯科保健指導を行います。	全保育施設で実施	公立保育園ほか
入院助産の支援	経済的理由で入院助産ができない妊産婦に対し、入院、出産を支援します。	利用申請 1件	子ども家庭課

（2）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
フッ化物洗口	小学校でフッ化物洗口を行います。	市内小学校全9校で継続実施 （4月：希望調査・継続変更確認 5月：洗口開始） 保護者説明会 1回 2人	健康推進課 学校教育課
性教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じた性教育を、年間を通して計画的に実施します。	各学年において保健体育教育等で計画的に実施	学校教育課
学校での喫煙・飲酒・薬物防止教育の推進	日常の生徒指導、道徳や総合的な学習の時間で、保健体育科など教科と関連付けしながら指導を行います。	小学校高学年、中学校で計画的に実施	学校教育課ほか
食に関する指導の推進	児童・生徒が生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、学校給食、教科等を通して自ら健康について考える力を育むため、食の指導の充実を図ります。	学校栄養教諭による食に関する指導の実施	学校給食センター
乳幼児ふれあい体験の実施	生徒が保育所で乳幼児との交流を通して、子どもを育てることの意義について理解を深めるよう、ふれあい体験を実施します。	保育施設11施設で実施	公立保育園ほか
教育相談事業の推進（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（4）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課
青少年電話相談の実施（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（4）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課

（3）「食育」の推進

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
保育所給食調理実習の開催	保育所で児童に人気の給食メニューを実習します。	地域子育て支援センターで幼児食講座を実施 2回	地域子育て支援センター ほか
地産地消の推進	保育所給食に地元食材を多く取り入れ、地産地消を普及します。	市内農家から、米、イチゴ、とうもろこしなどを購入し給食に使用	子ども家庭課
親と子の食育事業の推進	親子で作物の栽培や収穫、調理実習や講義等を実施し食の大切さを普及します。	夏季食農教室：参加者 9組 19名 市内水田農業見学、ブルーベリー収穫体験、調理体験等 冬季食農教室：参加者 17組 37人 市内農業や森林等のお話し、赤毛米を使用したお菓子の試食、木工体験等	農政課
食に関する指導の推進（再掲）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（２）「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」に掲載。	―	学校給食センター
妊娠期からの取組み	母子健康手帳交付時やマタニティスクール等の機会を通じ、健康や『食』の知識の普及・相談を行います。 妊婦の定期健診を支援し、母子の栄養指導など健康管理を行います。	母子健康手帳交付時の栄養リーフレット配布数 286件 マタニティスクール栄養相談数 20人	健康推進課
乳幼児健診等を通じた取組み	乳幼児健康診査や育児相談などで、成長に合わせた栄養相談や『食』に関する情報提供を行います。 育児交流会を開催し、保護者に対し、『食』の知識の提供や技術的支援を行います。 食育への関心を高めるために食育に関するイベントを開催します。	乳幼児健診栄養相談件数 延べ1,135人 育児交流会参加数 45人 出前健康講座（食事や栄養関係） 3回 49人（基本施策（1）の出前健康講座とは別掲）	健康推進課

（4）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
マタニティマークの配布	妊娠届出時にマタニティマークを配布します。	配布数 286人	健康推進課
駐車場の確保	公共施設の駐車場に設置している身障者用駐車場に妊産婦も優先して駐車できるようマタニティマークの看板を設置します。	市内公共施設に設置済み	健康推進課ほか
育児交流会の開催（再掲）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（１）「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	―	健康推進課
事故防止の推進	乳児健診時に事故予防に関する知識普及啓発を行います。	パンフレットの配布数 317人	健康推進課
地域子育て支援センター運営事業（再掲）	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の（２）「地域子育て支援拠点事業」に掲載。	―	地域子育て支援センター

（5）小児医療の充実

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
夜間急病センターの運営	市民が緊急時に安心して医療が受けられるよう急病医療体制を整備します。	受診者 1,613人	健康推進課ほか
在宅当番医制の実施	内科と外科については、早朝夕方の急病医療の診療を行います。 歯科については、休日等の急病医療の診療を行います。	受診者 4,614人	健康推進課ほか

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
子ども医療費の助成	小学生までの通院および中学生までの入院に対し、医療費の助成を行います。	助成件数 88,929件 受給者数 6,301人 就学前児童 2,405人 小学生 2,531人 中学生 1,365人 平成30年度から中学生の通院医療費助成開始	保険年金課
未熟児養育医療の給付	医師が入院養育を必要とした未熟児に対し医療費の給付を行います。	助成件数 39件 受給者数 13人	保険年金課

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（1）次代の親の育成

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
乳幼児ふれあい体験の実施（再掲）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（２）「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」に掲載。	―	公立保育所ほか

（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア　確かな学力の向上

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
個に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別少人数指導やティーム・ティーチング（ＴＴ）指導等を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行います。	すべての小中学校で実施	学校教育課
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善を行います。	学校改善プランを策定し、指導方法の工夫・改善を実施	学校教育課
英語指導助手（ALT）の活用	生きた語学教育を進めるため、英語指導助手を招致し学校に派遣します。	小学校の外国語活動及び中学校外国語授業にALTを活用した授業時数を増やして充実を図り、５人体制で実施	学校教育課
学校図書館活用事業	学校図書センターを配置し、小学校においては児童図書の学校間巡回を行い、中学校においては学校図書館が活性化されるよう、学校司書の配置を行います。	「学校図書センター」を中心とし、ネットワークを活用した蔵書の有効活用を図るとともに、中学校へ学校司書3人の配置を実施 地域まるごと読書支援事業の実施	学校教育課
授業補助員活用事業	担任のほかに授業補助員を配置し「よりわかる授業」を展開します。	市立小中学校16校で年間3,200時間を傾斜配分	社会教育課

イ　豊かな心の育成

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
多様な体験活動機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。	小学校で調べ学習、中学校で職場体験等を実施	学校教育課
地域交流事業の推進	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を進めます。	授業補助員177人を派遣	社会教育課
教育相談事業の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	社会教育課
青少年電話相談の実施（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課
不登校対策事業の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
子ども大使交流事業の推進	小中学生を対象とした東広島市との姉妹都市交流を実施することで友好親善を深め、学習効果を還流します。 また、平和を尊ぶこころを育てます。	小中学生14人を子ども大使として東広島市、広島市に派遣し郷土、平和の大切さについて実際に体験させるとともに、併せて報告会、東広島市の大使受け入れなど、各校で全体化する取組みも実施 交流事業委員会と共同で訪問報告集を作成	教育総務課
国際交流事業の実施	カナダ交流都市と青少年の派遣・受け入れの交流事業を行います。	高校生20人、引率者2人を受け入れ	社会教育課
道徳教育の充実	道徳教育の充実を図るための副読本の整備や教材の開発を行います。	子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神など、道徳の時間などを中心に豊かな心を養う教育の充実	学校教育課
福祉読本の作成・配布	人権・福祉・総合教育のための福祉読本を作成し、児童･生徒に配布して豊かな心の育成を図ります。	福祉読本活用状況の各校での交流及び指導案等の活用実践資料を集約し資料集としてまとめ、各学校に配布 小中一貫教育に伴う、福祉読本の在り方について検討	学校教育課
社会科副読本の作成・配布	住んでいる地域を知ってもらうため小学3年生に社会科副読本を作成、配布し郷土学習を行います。	社会科副読本に沿った各単元ごとのテストを作成し、各学校に配布	学校教育課
図書館フィールドネット事業の実施	図書館での読書まつりや絵本作り、本の読み聞かせなど読書普及活動や、子ども映画上映などの文化活動を行います。	読書普及事業を通して、市民の読書への関心・興味を高めるため、北広島市図書館フィールドネット運営委員会の支援を実施	文化課（図書館）
芸術文化活動の推進	演劇や映画鑑賞、音楽などにより、子どもの豊かな心の育成に努めます。	ホールで演劇や映画、美術、音楽鑑賞を実施	文化課（芸術文化ホール）
心の教室相談員の配置	小中学校に相談員を配置し、児童・生徒のストレス・悩み・不安の解消と問題行動の抑制を図ります。	相談件数（延べ件数） 小学校　118件　中学校　219件	学校教育課

ウ　健やかな体の育成

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
体育・健康に関する指導の充実	児童・生徒が心身ともに健康な生活を送るため、健康や体力を育む指導の充実を図ります。	新体力テストを実施し、各学校における課題の分析と体力向上の取組みを推進	学校教育課
体育事業の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	社会教育課

エ　信頼される学校づくり

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
学校評議員制度の推進	学校が地域と一体となった特色ある教育活動を進めるため、学校評議員制度の活用を図ります。	各学校で年2～3回の会議を開催し評議員から意見を聴取	学校教育課
開かれた学校づくりの推進	学校関係者評価委員による学校関係者評価を行い、地域社会に対して、開かれた学校づくりを進めます。	学校関係者評価委員による学校に対する評価のホームページや学校だよりなどによる広報	学校教育課
教職員研修の充実	教職員の研修を進め、資質向上を図ります。	夏季休業中に教師力パワーアップセミナーを開催	学校教育課
学校の適正規模・適正配置の推進	教育効果の向上を図るため、市内小中学校の適正規模・適正配置を推進します。	通学区域審議会の開催	小中一貫教育課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
学校図書館図書整備の推進	学校図書館の図書及び書架等の充実を図ります。	小中学校の図書購入の実施	学校教育課
学校施設の整備	学校施設の整備、充実を図ります。（耐震化、大規模改修）	東部中学校屋体大規模改造工事、大曲中学校大規模改造工事の実施設計、大曲小学校校舎・北の台小学校屋体防音機能復旧工事、双葉小学校・大曲小学校の遊具新設工事（鉄棒）を実施	教育総務課

オ　幼児教育の充実

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
幼・保・小連携推進事業	保育所、幼稚園等から小学校への円滑な移行のため連携強化を図ります。	『北広島市幼児教育連携アクションプラン』に基づき、市内全小学校と市内すべての幼稚園・保育園・学童クラブ等の担当者による交流会2回（6月、1月）、幼児教育の連携に関する懇話会3回（7月、10月、2月）を実施	小中一貫教育課
幼稚園における預かり保育事業	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の「一時預かり事業」に掲載。	―	子ども家庭課
私立幼稚園就園奨励補助金の交付	幼稚園就園による入園料及び保育料の保護者負担を支援し、幼児教育を推進します。	施設型給付幼稚園を利用する保護者と同程度の負担軽減となるよう、国が定める基準額に市単独で上乗せした額を助成 助成件数 300件	子ども家庭課
私立幼稚園への支援	幼稚園の教育活動の充実や教職員の資質向上を図るため、幼稚園に教材費や研修費等の補助を行います。	補助金を継続して交付し、活動の支援を実施 交付件数 9施設	子ども家庭課
幼稚園協会への支援	幼児教育や子育て支援サービスの充実などに向け、私立幼稚園の連携や情報交換等の協会の活動を支援します。	補助金を継続して交付し、活動の支援を実施 協会会員数 8施設	子ども家庭課
私立幼稚園就園準備金の支給	私立幼稚園が実施する子育て支援事業への参加に要する費用の一部を助成します。	子育て支援事業に参加した2歳児（４月１日時点）の保護者に対し、月3,000円を上限に助成 助成件数（延べ件数）129件	子ども家庭課

（３）家庭や地域の教育力の向上

ア　豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実（公民館事業）	公民館における幼稚園、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催します。	東部地区（北の台小学校）でＰＴＡと連携し、講座を実施250人参加	社会教育課
ＰＴＡ連合会の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課

イ　地域の教育力の向上

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
学校施設の開放	市民の健康維持及び体力向上に資するため、小中学校体育館を開放し、スポーツ活動の場を提供します。	小中学校14校で開放	社会教育課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
少年少女講座の開催（公民館事業）	子どもたちのための学習・体験機会を提供します。	・子どもの生活リズム向上事業 西の里地区 118人参加 西部地区 30人参加 東部地区 84人参加 大曲地区 66人参加	社会教育課
体育事業の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	社会教育課
青少年健全育成連絡協議会の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課
高齢者等と子どもの世代間交流の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	公立保育園 子ども家庭課
社会教育事業による子ども向け講座の開催（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	社会教育課
公民館事業による子ども向け講座の開催（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	社会教育課
図書館サービス提供事業（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	文化課（図書館）
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（再掲）	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」に掲載。	―	子ども家庭課
放課後子供教室の開設（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	社会教育課

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
青少年健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発活動を推進します。	青少年健全育成大会の開催 青春メッセージの開催	学校教育課
巡視指導活動の実施	街頭指導活動により青少年の問題行動を未然に防止します。	街頭指導、特別指導の実施	学校教育課
環境浄化活動の実施	青少年の夜間徘徊が予想される施設や被害に遭いやすい場所、危険な遊び場となりうる場所の調査や、有害図書類の立ち入り調査等を実施します。	立ち入り調査の実施 7月19日、11月15日	学校教育課
学校との連携（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課
青少年健全育成連絡協議会の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備

（１）良質な住宅及び良好な居住環境の確保

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
公営住宅の整備	老朽化した公営住宅の建て替えに併せ、ユニバーサルデザインなど居住環境の改善を図ります。	建て替えを進めている市営住宅共栄団地はユニバーサルデザインを採用 ４号棟　平成31年３月に完成 ５号棟　実施設計	建築課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
ファーストマイホーム支援制度	子育て世代に市内に初めて取得する住宅の購入費用の一部を助成することにより、定住を促進し、居住の安定を確保します。（～平成28年度）	平成30年1月から、「子育て世代マイホーム購入サポート事業」に移行し、助成対象を拡大。また、助成金額を30～70万円の基準額＋加算型に変更し実施 助成件数 195件	市民参加・住宅施策課

（2）安全な道路交通環境の整備

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
通学路等歩道の整備	通学路等歩道を整備し、児童・生徒の登下校時の安全を図ります。	輪厚中央通線道路整備を実施し完了 輪厚三島線の歩道整備事業に着手	都市整備課
冬期間の除雪の徹底	冬期間の児童・生徒の登下校時などの安全を図ります。	市の除雪基準を基に実施	土木事務所
交通安全標識等の整備	区画線、交通標識、カーブミラー等の交通安全施設の整備を図ります。	区画線、交通標識、カーブミラー等の整備	市民課

（3）安心して外出できる環境の整備

ア　公共施設等のバリアフリー化

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
公共施設等のバリアフリー化	市の福祉環境整備要綱に基づき、エレベーター等、人にやさしい整備を進めます。	市役所庁舎外構工事ほか	施設担当課 建築課

イ　子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備（ベビーキープ、広いスペースの確保）	市の福祉環境整備要綱に基づき、乳児用スペースの確保を図ります。	該当なし	施設担当課 建築課

ウ　子育て世帯への情報提供

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
子育てガイドの作成（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（３）「子育て支援のネットワークづくり」に掲載。	―	子ども家庭課

（4）安全・安心まちづくりの推進等

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
通学路等の街路灯（防犯灯）などの維持管理	街路灯を設置・維持管理する自治会等の団体に対し、補助金を交付することにより、安全で安心な明るいまちづくりを進めます。	街路灯の維持管理費及び設置費について、町内会等の維持管理団体に対する補助を実施 維持費補助 128団体 6,103灯 修繕費補助 16団体 31灯 設置費補助 34団体 247灯	市民課
子どもの安全を守る子ども110番の家等の推進	児童が不審者から声をかけられたり追いかけられた場合、助けを求めて駆け込める家の設置を進めます。	子どもSC通信の情報を市内防犯協会等に提供	市民課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
地域の自主防犯活動の推進	地域の防犯協会や青色回転灯パトロール隊等の自主防犯活動団体に対し、活動交付金を交付することにより、児童・生徒の登下校時の見守り活動を推進します。	市内防犯協会、青色回転灯パトロール、防犯パトロール隊による見守り活動を実施	市民課
登下校時の安全対策	スクールガードリーダーによる学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導の実施します。	スクールガードリーダーによる学校巡回指導（適時実施）	学校教育課
子ども安全安心通報システムの実施	不審者情報を携帯電話にメール配信するシステムを導入し、子どもの安全を確保します。	登録件数 587件 子どもSC通信を関係団体にFAX送信 不審者情報の配信 14件 情報提供の配信 11件	学校教育課

基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進等

（1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	各種啓発事業の実施 ・男女共同参画週間パネル展 1回 ・デートDV出前講座 1回 ・女性法律相談 2回 ・DV防止パネル展 1回 ・ワーク・ライフ・バランスセミナー 1回 ・男女共同参画セミナー 1回 ワーク・ライフ・バランスの取組みに対する助成金を引き続き2種類実施 ワーク・ライフ・バランス推進事業助成金 交付件数 1件	市民参加・住宅施策課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善の啓発を行います。	地域職業相談室の運営 利用件数 10,428件 就職件数 430件 ポスターやパンフレット設置による制度周知	商工業振興課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知を図ります。	広報、ホームページ、パンフレット等を活用し各種制度周知のほか、市内企業を直接訪問し、雇用状況調査や各種制度説明等を実施 また、働きたい女性を対象とした合同企業説明会、女性の職場復帰を支援する研修会や職場実習を実施 さらに、市内400社を対象に労働事情調査及び「ワーク・ライフ・バランス推進事業助成金」、「男性育児休業取得助成金」の制度周知を実施 【事業実績】 働きたい女性のための合同企業説明会来場者数 76人（うち就職決定者 12人） 働きたい女性のための再就職支援事業参加者数 13人（うち就職決定者 11人）	商工業振興課

（２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

「２　教育・保育事業の状況」及び「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」で記載した保育・教育や地域子ども・子育て支援事業を通じて、多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進しました。

基本目標６　子育てまでの各段階における切れ目ない支援の推進

（１）ライフステージに応じた支援

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
―	結婚・妊娠・出産・育児の各ライフステージに応じ各種施策の連携を図りながら、切れ目ない総合的な支援を展開していきます。	―	―

基本目標７　子どもの安全の確保

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
交通安全教室の開催等	保育所や幼稚園、小中学校で児童・生徒に交通安全教室を開催します。	保育園・幼稚園等 22回 2,169人 小中高学校 44回 4,390人 町内会・地域 5回 160人 老人クラブ 26回 410人 その他 6回 172人	市民課
交通安全街頭指導	交通安全学童指導員、交通安全指導員による街頭指導を実施します。	街頭啓発（春・夏・秋・冬） 29回 延べ1,966人 交通安全学童指導員による、登下校時の街頭指導	市民課

（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
通学路等の街路灯（防犯灯）などの維持管理（再掲）	基本目標４「子育てを支援する生活環境の整備」の（４）「安全・安心まちづくりの推進等」に掲載。	―	市民課
子どもの安全を守る子ども110番の家等の推進（再掲）	基本目標４「子育てを支援する生活環境の整備」の（４）「安全・安心まちづくりの推進等」に掲載。	―	市民課
地域の自主防犯活動の推進（再掲）	基本目標４「子育てを支援する生活環境の整備」の（４）「安全・安心まちづくりの推進等」に掲載。	―	市民課
青少年健全育成推進委員会の開催	青少年問題について関係機関を召集して役割確認や適切な措置等の協議を行い、問題の早期解決を図ります。	青少年健全育成推進委員会の開催	学校教育課ほか

（３）被害に遭った子どもの保護の推進

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
家庭児童相談・児童虐待相談の充実	家庭児童相談員を配置して、児童の虐待、養育など家庭だけでは解決できない問題等について、相談支援などを行います。	家庭児童相談室 相談延べ件数 3,518件	子ども家庭課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
青少年電話相談の実施（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	―	学校教育課
心の教室相談員の配置（再掲）	基本目標３「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の（２）「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」に掲載。	―	学校教育課

基本目標８　社会的支援を必要とする子どもなどへの取組みの推進

（１）児童虐待防止対策の充実

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
家庭児童相談・児童虐待相談の充実（再掲）	基本目標７「子どもの安全の確保」の（３）「被害に遭った子どもの保護の推進」に掲載。	―	子ども家庭課
北広島市要保護児童対策地域協議会の運営	北広島市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。	代表者・実務者合同会議の開催 児童虐待防止講演会の開催	子ども家庭課
虐待の早期発見と予防	母子健康手帳の交付時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、虐待につながる要因を早期に発見し、支援を行います。	子育て検討会12回実施	健康推進課
養育支援訪問事業	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」に掲載。	―	健康推進課
主任児童委員・民生委員児童委員との連携	地域に密着した主任児童委員等の協力のもと連携体制を強化し、虐待の早期発見や見守り、支援等を行います。	主任児童委員連絡調整会議等を通じた連携の推進	子ども家庭課
ハイリスク妊婦把握・支援（再掲）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（１）「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	―	健康推進課
赤ちゃん訪問時のアンケート（再掲）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（１）「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	―	健康推進課
子ども虐待予防ケアマネジメント事業	「７　母子保健事業の状況」の（７）「子ども虐待予防ケアマネジメント事業」に掲載。	―	健康推進課
養育者支援・保健医療連携システムに基づく支援（再掲）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（１）「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	―	健康推進課

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
ひとり親家庭等医療費の助成	母子、父子のひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行います。	助成件数 8,741件 受給者数 1,404人 うち親 560人 うち児童 844人	保険年金課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	受給者数 492人 （うち父子世帯受給者 28人） 8月から全部支給に係る所得制限額の増額	子ども家庭課
母子・父子自立相談の実施	母子・父子自立支援員を配置してひとり親の抱える問題の相談、助言を行います。	母子・父子自立支援員 相談延べ件数 2,079件	子ども家庭課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務を行います。	貸付件数 82件 （内訳：修学71件、就学支度4件、生活3件、転宅2件、技能習得2件）	子ども家庭課
家庭生活支援員の派遣	疾病や介護など支援が必要なひとり親家庭に生活支援員を派遣します。	2事業所と単価契約 延べ51回（生活援助3人）	子ども家庭課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給	母子家庭等の自立のため、職業訓練講座等の受講者に給付金を交付します。	給付金支給 3人	子ども家庭課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭等の自立のため、看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格取得養成機関での修業者に給付金を交付します。	給付金支給 7人	子ども家庭課

（３）障がい児施策の充実等

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
障がいの早期発見と支援	乳児健康診査、１歳６か月児・３歳児健康診査、あそび教室等の機会を通じて、早期発見と支援を行います。	乳幼児健診後発達相談件数 17件	健康推進課
障がい者相談支援事業	障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう、障がい児・者、保護者または介護者の相談支援を行う生活支援、就労支援、権利擁護（成年後見制度利用や障がい者虐待）に関する相談業務等を実施します。 また、北広島市障がい者自立支援協議会において、相談支援事業の運営に関する協議や関係機関によるネットワークの構築等に関する協議を行います。	障がい者生活支援センター「みらい」 相談件数 10,682件 障がい者就労支援センター「めーでる」 相談件数 5,164件 成年後見制度利用支援 4件 自立支援協議会　全体会 2回、生活支援部会 4回、就労支援部会 3回、こども支援部会 4回開催	福祉課
こども発達支援事業（こども相談支援）	発達の遅れや偏り、障がいのある子どもと保護者の様々な相談に応じる相談・支援と、家族・地域を含めた専門的な支援を実施します。 内容は、小学６年までの児童とその保護者に対する療育相談、障がい児相談支援（通所サービスに係る相談及びサービス利用等計画の作成）、地域の関係機関（幼稚園、保育園、小学校等）への専門的な業務支援を行います。	療育相談件数 436件 障がい児相談支援 556件 地域関係機関支援 133件	子ども発達支援センター
障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業	ヘルパーによる介護の実施、施設や事業所での就労・作業・創作活動などの障がい福祉サービスを提供します。 また、児童の療育などの障がい児通所支援のサービスを提供します。障がい児通所支援については、利用者負担の助成を行います。	障がい福祉サービス等 利用者数（障がい者） 687人 利用者数（障がい児） 244人 障がい児通所支援利用者負担助成 助成対象児童 244人	福祉課
こども発達支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）	発達に遅れや偏り、障がいのある児童を対象に、児童発達支援及び放課後等デイサービス（小学６年までの肢体不自由児）を実施します。 また、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を実施します。	利用契約者数 110人 （うち保育所等訪問支援契約者5人） 利用延べ人数 3,017人	子ども発達支援センター
障がい児の通所交通費の助成	発達に遅れや障がいのある児童の療育支援を進めるため、子ども発達支援センターへの交通費の一部を助成します。	助成者数 80 人	子ども発達支援センター
障がい者地域生活支援事業	障がい児・者を対象に、施設や事業所で一時預かりや入浴を行う日中一時支援、ヘルパーが付き添い外出を支援する移動支援、重症心身障がい児・者を対象に、訪問入浴車で自宅を訪問し、居室内で入浴サービスを提供する訪問入浴サービスなどのサービスを提供します。	指定事業所数 日中一時支援 16事業所 移動支援 22事業所 訪問入浴サービス 1事業所	福祉課

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
特別支援児童保育事業の推進	発達に遅れや障がいのある児童の保育を進めます。	5施設で受け入れ	子ども家庭課
特別支援教育の推進	発達障がいを含む特別な支援を要する児童・生徒への個々に応じた支援を行うための体制の整備を行います。	校内における支援体制の推進を図るため、コーディネーター研修会を開催 特別支援教育支援員23人配置 特別支援の充実を図るため特別支援教育担当指導主事１人を配置	学校教育課
特別支援学級介助員の配置	特別支援学級の児童・生徒の支援と円滑な運営のため介助員を配置します。	特別支援学級介助員14人配置	学校教育課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（再掲）	「３　地域子ども・子育て支援事業の状況」の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」に掲載。	―	子ども家庭課
私立幼稚園の支援	障がい児を受け入れている幼稚園に対し補助を行います。	4園 6人	子ども家庭課
移送サービス	一般交通機関の利用が困難な在宅の高齢者（要介護４・５）及び障がい児・者（重度の下肢または体幹障がい）に対し、医療機関・判定機関への移動手段を確保することで、身体・精神的負担を軽減します。	利用登録者 96人 実利用者数 51人	福祉課
障がい者等交通費助成事業	重度身体障がい児・者（１～２級、内部障がいは１～３級）・重度知的障がい児・者（A判定）・重度精神障がい児・者（1級）に、タクシーチケットまたはガソリンチケットを交付します。	交付者数 タクシーチケット 961人 ガソリンチケット 665人	福祉課
障がい者コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がい者が日常生活を円滑に行えるように意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の派遣、点字、声の広報の発行等を行います。また、手話通訳者等の養成講座を実施します。	手話通訳者派遣 72件 要約筆記派遣 20件	福祉課
障がい者医療的ケア支援事業	日常的にたん吸引や胃ろう管理などの医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児・者について、地域活動支援センターや日中活動を行う場所へ看護師を派遣します。	利用者数 0人 利用回数 0回	福祉課
重度心身障がい児・者等の通院交通費の助成	慢性的な疾病により通院している重度心身障がい児・者等に対し、交通費の助成を行います。	助成件数 51件	保険年金課
自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある児・者へ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、その障がいの除去、軽減に必要な医療に要する費用の一部を助成します。	利用人数 15人 利用件数 62件	福祉課
補装具や日常生活用具等の給付	身体障がい児・者の身体機能を補う補装具について、購入や修理費用を給付します。 重度の身体障がい児・者の生活が円滑に行われるための日常生活用具について、購入費用を給付します。 重度の身体障がい児・者で所得税が非課税の方に、生活動作を補う自助具について、購入費用を給付します。	補装具件数 165件 日常生活用具件数 312件 自助具 5件	福祉課
特別児童扶養手当等の支給	20歳未満の身体や知的に中度以上の障がいのある児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給します。 20歳未満で心身に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする方に障害児福祉手当を支給します。	特別児童扶養手当 101人 障害児福祉手当 36人	福祉課
障がい者施設開放等支援事業	障がい児・者の閉じこもり予防と家族の負担軽減を図るため、夏休み、冬休みの長期休暇時に障がい児・者の活動の場を確保する費用の一部を助成します。	夏休み時の参加者数 延べ60人 冬休み時の参加者数 延べ60人	福祉課
障がい者団体活動支援事業	障がい児・者の団体活動を活性化し、社会参加と自立の促進を図るため、障がい者団体の活動を支援します。	3団体	福祉課

基本目標９　子どもの権利の保障の推進

（１）北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定

事業等名	事業の内容	平成 30 年度の取組み	担当課
北広島市子どもの権利に関する推進計画の策定	北広島市子どもの権利条例に基づき、北広島市子どもの権利に関する推進計画を策定し、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。	関係機関、団体等との情報交換や連携、広報啓発活動等を実施 子ども会議 21人参加	子ども家庭課

第４章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本市においては、国の基本理念との調和を図るとともに、子どもや子育て家庭を取り巻く状況、本市の地域特性などを踏まえ、「第１期北広島市子ども・子育て支援プラン」において４つの基本理念を掲げ、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。

本計画では「第１期北広島市子ども・子育て支援プラン」の基本理念を継承し、次のとおり「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」として基本理念を定めます。

子育てには子どもの成長に伴い喜びや感動があります。そうした喜びや感動をみんなが分かち合えるよう、家庭、学校、地域、職域等が一体となって、孤立しがちな子育てや育児の悩みを抱える家庭を支援し、子育ての不安感や負担感の軽減を図り、子育てがしやすい、子育てが楽しいまちづくり、子どもが健やかに育つまちづくりを進めます。

基本理念

◆すべての子どもの最善の利益が尊重される環境づくり

子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めていきます。

◆すべての親が安心して子育てできる環境づくり

北広島市の未来のために、すべての市民が安心して子育てができる環境づくりを進めていきます。

◆すべての人が命の大切さを感じる環境づくり

豊かな心で、笑いに満ちたあたたかな雰囲気の中で、豊かな子育てをすることができ、親も子も幸せを感じられ、『いのち』あることの大切さをもう一度認識できるまちになるように取り組んでいきます。

◆すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

北広島市は、クラーク博士の「青年よ大志をいだけ」の遺志を引き継ぎ、大きな夢と希望を持つまちです。この地で生まれ、遊び、学び、育つ、次代を担う人材の育成に努めます。

２　基本目標と基本施策

基本目標	基本施策
基本目標１ 地域における子育ての支援	（１）教育・保育の充実 （２）地域における子育て支援の充実 （３）子育て支援のネットワークづくり （４）子どもの健全育成 （５）経済的支援 （６）地域における人材育成
基本目標２ 母性と子どもの健康の確保と増進	（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 （２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 （３）「食育」の推進 （４）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり （５）小児医療の充実
基本目標３ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	（１）次代の親の育成 （２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 （３）家庭や地域の教育力の向上 （４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標４ 子育てを支援する生活環境の整備と安心の確保	（１）良質な住宅及び良好な居住環境の確保 （２）安全な道路交通環境の整備 （３）安心して外出できる環境の整備 （４）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 （５）子どもの交通安全を確保するための活動の推進 （６）被害に遭った子どもの保護の推進
基本目標５ 職業生活と家庭生活との両立の推進等	（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し （２）仕事と子育ての両立のための基盤整備
基本目標６ 社会的支援を必要とする子どもなどへの取組みの推進	（１）児童虐待防止対策の充実 （２）ひとり親家庭の自立支援の推進 （３）障がい児施策の充実等 （４）外国人幼児等への支援
基本目標７ 子どもの権利の保障の推進	（１）子どもの権利に関する施策の計画的な推進 （２）子どもの権利についての広報・啓発活動の推進 （３）子どもの権利侵害への対応

第５章　子ども・子育て支援事業計画

１　子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもと子育て家庭を対象に幼児期の教育・保育、地域子ども子育て支援を総合的に推進するため、平成 27 年４月に開始しました。

（１）子ども・子育て支援給付

これまでの「子どものための教育・保育給付」と「子どものための現金給付」に加え、令和元年10月１日からの教育・保育の無償化に伴い「子育てのための施設等利用給付」が追加されました。国の統一的な基準等のもと、市町村においてサービスの提供を行います。

（２）その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」と、国が主体的に行う「仕事・子育て両立支援事業」で構成されています。

≪子ども・子育て支援新制度の概要≫

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

児童手当等交付金
児童手当法等に基づく児童手当等の給付

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊産婦健康診査事業 ④乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業） ⑤養育支援訪問事業他 ⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ⑫教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

仕事・子育て両立支援事業
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

（３）子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
１号認定	満３歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
２号認定		保育の必要性あり（保育認定）	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

（４）子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月１日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新１号認定	・満３歳以上の小学校就学前の新２号認定子ども、新３号認定子ども以外のもの	新制度未移行幼稚園、特別支援学校等
新２号認定	・満３歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号）
新３号認定	・満３歳に達する日以後最初の３月 31 日までの間にある子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税世帯に属しているもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）

２　教育・保育提供区域の設定

○ 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

○ 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案し、市町村が独自に設定します。

○ 北広島市においては、教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11 事業）提供区域を次のとおり設定します。

（１）教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
１号認定（３～５歳）	全市 （１地区）	教育施設（幼稚園）については、すべて送迎バスの運行を行っているほか、教育方針や園の特色によって選択される傾向がある。 また、保育施設については、自宅近くの施設を希望する場合のほか、通勤経路または勤務地近くの施設を希望する場合もあることなどから、第１期計画を継承し、全市を１区域として設定します。
２号認定（３～５歳）		
３号認定（０歳）		
３号認定（１～２歳）		

（２）地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全市 （１地区）	市の面積や人口規模から第１期計画を継承し、全市とします。
②地域子育て支援拠点事業	全市 （１地区）	提供体制、利用状況を踏まえ、第１期計画を継承し、全市とします。
③妊産婦健康診査事業	全市 （１地区）	受診者が希望する医療機関を選択し受診する事業であり、第１期計画を継承し全市とします。
④乳児家庭全戸訪問事業 （赤ちゃん訪問事業）	全市 （１地区）	訪問型の事業であり、第１期を継承し、全市とします。
⑤養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	全市 （１地区）	支援の必要な人に対し、市内全域を対象に実施している事業であり、第１期を継承し、全市とします。
⑥子育て短期支援事業 （ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）	全市 （１地区）	提供体制、利用状況を踏まえ、第１期を継承し、全市とします。
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	全市 （１地区）	提供体制、利用状況を踏まえ、第１期を継承し、全市とします。
⑧一時預かり事業	全市 （１地区）	教育・保育施設で実施しており、教育・保育の提供区域と同じ全市とします。
⑨延長保育事業	全市 （１地区）	各保育施設で実施しており、教育・保育の提供区域と同じ全市とします。
⑩病児保育事業	全市 （１地区）	提供体制、利用状況を踏まえ、第１期を継承し、全市とします。
⑪放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）	小学校区	利用できる施設が小学校区内に限られることから、提供区域は第１期計画を継承し、小学校区とします。

３　児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計に当たっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童及び小学生児童ともにおおむね減少する見込みとなっています。

■就学前児童数の推計値

	実績（人）	推計値（人）				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	279	301	289	279	269	260
１歳	341	313	338	325	313	302
２歳	362	370	340	367	352	340
３歳	377	377	385	355	383	366
４歳	442	397	397	405	373	403
５歳	400	456	410	410	418	385
合計	2,201	2,214	2,159	2,141	2,108	2,056

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年４月１日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	実績（人）	推計値（人）				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
６歳	449	411	468	421	421	429
７歳	462	458	419	478	430	430
８歳	456	471	467	427	487	438
９歳	518	460	475	471	430	491
10 歳	495	523	464	479	475	434
11 歳	536	497	525	466	481	477
合計	2,916	2,820	2,818	2,742	2,724	2,699

※住民基本台帳人口（平成26年～平成31年、各年４月１日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

４　教育・保育の需要量及び確保方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み、量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業等による提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

区　分		実績※（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１号認定（教育／３歳以上）							
	量の見込み　①	720	741	720	711	715	707
	確保方策　②		974	974	974	974	974
	過不足（②－①）		233	254	263	259	267
２号認定（保育／３歳以上）							
	量の見込み　①	446	468	454	447	452	444
	確保方策　②		475	463	478	478	478
	過不足（②－①）		7	9	31	26	34
３号認定（保育／１・２歳）							
	量の見込み　①	315	321	334	357	359	361
	確保方策　②		295	315	361	361	361
	過不足（②－①）		△26	△19	4	2	0
３号認定（保育／０歳）							
	量の見込み　①	111	108	108	108	109	109
	確保方策　②		104	104	113	113	113
	過不足（②－①）		△4	△4	5	4	4
２号認定３号認定合計							
	量の見込み　①	872	897	896	912	920	914
	確保方策　②		874	882	952	952	952
	過不足（②－①）		△23	△14	40	32	38

※実績は４月１日現在で待機児童を含む（但し、３号認定（０歳）の実績は平成30年10月１日現在）

≪確保方策について≫

- ○ １号認定は、市内の認定こども園及び幼稚園（私学助成園を含む）の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。
- ○ ２号認定（３歳以上）は市内の認定こども園、認可保育所の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。
- ○ ３号認定の量の見込みは、１・２歳が増加、０歳がおおむね横ばいに推移する見込みです。
- ○ 供給量の不足が予測される令和 2 年度と令和 3 年度は、定員の弾力的な対応の中で受け入れ可能と考えています。
- ○ 定員拡大や年齢別定員の調整を要請するなど、令和４年度までに量の見込みに対応できる提供体制の確保を目指します。
- ○ 教育・保育環境の向上や、保育士確保に向けた取組みを進めます。

５　地域子ども・子育て支援事業の提供

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

（１）利用者支援事業

子どもとその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じ相談・助言等を含めた支援のほか、子育てガイドや子育てサイトを活用した情報の発信を行う事業です。

２か所の利用者支援事業は子育て世代包括ケアシステム「きたひろすくすくネット」として一体的に運営しています。

■利用者支援事業実施か所数

区　　分	実績（か所）	計画（か所）				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
合　計	2	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1

≪確保方策について≫

○ 今後も、「きたひろすくすくネット」において包括的に利用者支援事業を提供します。

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談、子育て講座、子育てサークル支援、情報提供等を実施する事業です。

本市では、地域子育て支援センター「あいあい」、西の里きらきら保育園内「どんぐり」、大曲いちい保育園内「ぶらんこ」の合計３か所で実施しています。

量の見込みは、ニーズ調査の結果から算出しました。

■地域子育て支援拠点事業利用回数

区　　分	実績（回/月）	計画（回/月）				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	2,089	2,071	2,035	2,044	1,966	1,898
確保方策　②		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
過不足（②－①）		929	965	956	1,034	1,102
実施か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

≪確保方策について≫

○ 現状の実施体制を維持し、今後も引き続き量の見込みに対する供給量を確保していきます。

（３）妊産婦健康診査事業

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な医療につなげ、母子の健康増進を図るため妊婦健康診査費を助成します。受診票の発行により費用負担の軽減を図るとともに、定期受診を促し、妊婦の健康と胎児の発育を守ります。また、出産後間もない産婦のからだとこころの健康状態を確認するため、産婦健康診査費を助成します。

妊婦一般健康診査受診票を14回分、超音波検査受診票を６回分、産婦健康診査受診票を２回分発行しています。また、必要な方には妊婦精密健康診査受診票を発行します。

量の見込みは、０歳児全見込み数を、健診回数は１人あたり14回（１人あたりの最大受診回数）としてそれぞれ算出しました。

■妊婦健康診査受診券発行者数

区　　分	実績（人）	計画（人）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	288	301	289	279	269	260
確保方策　　②		301	289	279	269	260
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■妊婦健康診査受診回数

区　　分	実績（回）	計画（回）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	3,066	4,214	4,046	3,906	3,766	3,640
確保方策　　②		4,214	4,046	3,906	3,766	3,640
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

≪確保方策について≫

○ 現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

（４）乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後２か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問します。親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言を行い、子育てに関する情報提供等を行っています。量の見込みは、０歳児全見込み数で算出しました。

■乳児家庭全戸訪問事業訪問人数

区　　分	実績（人）	計画（人）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	262	301	289	279	269	260
確保方策　　②		301	289	279	269	260
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

≪確保方策について≫

○ 現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

（５）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業では、望まない妊娠や妊婦健診の未受診等により妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭や育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施しています。

また、「北広島市要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。

量の見込みは養育支援訪問事業について、過去の実績から算出しました。

■養育支援訪問事業訪問件数

区　　分	実績（件）	計画（件）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	76	73	72	70	69	68
確保方策　　②		73	72	70	69	68
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

≪確保方策について≫

○ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、現状の体制を維持し引き続き事業を行うとともに、関係機関と連携を図ります。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。市内の「天使の園」、「ふくじゅ園」の２施設で対応しています。

量の見込みは、ニーズ調査の結果から算出しました。

■子育て短期支援事業利用人数

区　　分	実績（延べ人数）	計画（延べ人数）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	30	34	33	33	32	32
確保方策　　②		110	110	110	110	110
過不足（②－①）		76	77	77	78	78

≪確保方策について≫

○ 現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育ての手助けがほしい人（利用会員）、子育てのお手伝いをしたい人（協力会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業です。

地域子育て支援センター「あいあい」で実施しています。

量の見込みは、過去の実績から算出しました。

■ファミリー・サポート・センター利用人数

区　　分	実績（延べ人数）	計画（延べ人数）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	1,911	1,836	2,031	2,166	2,341	2,507
確保方策　　②		2,074	2,193	2,312	2,431	2,550
過不足（②－①）		238	162	146	90	43

≪確保方策について≫

○ 量の見込みは増加する傾向であり、協力会員、両方会員の確保に努め、供給量の確保を目指します。

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった幼児等について、保育所その他の場所で、一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園在園児を対象とする一時預かりは、市内９施設で実施しています。また、幼稚園在園児以外では、すみれ保育園、西の里きらきら保育園、大谷むつみ認定こども園等で実施しています。

量の見込みは、幼稚園在園児は、ニーズ調査の結果から算出し、在園児以外は過去の実績から算出しました。

①幼稚園在園児対象（一時預かり／幼稚園型）

区　　分	実績（延べ人数）	計画（延べ人数）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	40,417	38,440	37,252	36,565	36,690	36,065
確保方策　　②		53,942	53,942	53,942	53,942	53,942
過不足（②－①）		15,502	16,690	17,377	17,252	17,877

②幼稚園在園児以外対象（一時預かり／幼稚園型以外）

区　　分	実績（延べ人数）	計画（延べ人数）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	1,070	1,141	1,112	1,103	1,086	1,059
確保方策　　②		6,173	6,173	6,173	6,173	6,173
過不足（②－①）		5,032	5,061	5,070	5,087	5,114

≪確保方策について≫

○ 現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

（9）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業です。

本市では、保護者の勤務形態の多様化に対応するため、通常の11時間を超えて預かる事業として平成23年度から本格的に実施しました。現在は市内13施設で実施しています。

量の見込みは、過去の実績から算出しました。

■延長保育事業利用人数

区　　分	実績（延べ人数）	計画（延べ人数）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	8,109	9,120	9,217	9,492	9,680	9,725
確保方策　　②		10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
過不足（②－①）		1,680	1,583	1,308	1,120	1,075

≪確保方策について≫

○ 現状で対応可能と考えられることから、この体制を維持し引き続き事業を行います。

（10）病児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや病気から回復しつつある子どもを医療機関や保育所に付設された専用スペースなどで一時的に預かる事業です。

本市における病児・病後児保育は、有料で援助しあう会員組織の事業である緊急サポートネットワーク事業として平成23年度に始まりました。

量の見込みは、ニーズ調査の結果から算出しました。

■病児保育事業利用人数

区　　分	実績（延べ人数）	計画（延べ人数）				
	平成30年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み　①	38	482	470	466	459	448
確保方策　　②		137	144	470	470	470
過不足（②－①）		△345	△326	4	11	22

≪確保方策について≫

○ アンケート調査結果を踏まえると病児保育事業には潜在的なニーズがあると考えられ、実績を大きく上回る量の見込みがあると想定しています。令和 4 年度までに新たな病児保育サービスの提供体制の整備に努め、供給量の確保を目指します。

（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。全８小学校区で実施しています。

量の見込みは、過去の実績から算出しました。

①市全体の利用人数

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		773	788	831	845	860	874
	１年生		215	254	235	238	250
	２年生		229	203	240	223	222
	３年生		163	191	170	200	184
	４年生		95	107	126	112	133
	５年生		57	43	48	58	50
	６年生		29	33	26	29	35
確保方策	定　員※1		724	724	750	766	766
	受入可能※2②		1,029	1,029	1,079	1,099	1,099
過不足（②－①）			241	198	234	239	225

※１　定員：登録児童の定員

※２　受入可能：生活面積÷２㎡×出席率 80%で計算した受入可能児童数

≪確保方策について≫

○ これまでの利用率の伸びを考慮すると、今後も利用人数は増加するものと見込まれます。

○ ８校区中２校区において量の見込みが供給量を上回る見込みのため、施設整備による確保に向け検討を進めます。

○ 施設の確保にあたっては、移動時の安全確保や防犯対策、学校との連携、規模や外遊びスペースの確保等に配慮し、学校施設の活用を含め適切な場所等について検討します。

○ 施設整備までの間は、教室や公共施設の活用によりスペースを確保し、不足分についても受け入れができるよう調整を行います。

○ 環境改善、集団規模の適正化に向けた検討を進めます。

②学校区別の利用人数

■緑ヶ丘小学校区

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		54	52	59	56	59	62
	１年生		11	20	14	18	19
	２年生		17	10	18	13	17
	３年生		14	15	9	15	11
	４年生		5	9	10	6	10
	５年生		4	2	4	4	2
	６年生		1	3	1	3	3
確保方策	定　員※1		62	62	62	62	62
	受入可能※2②		101	101	101	101	101
過不足（②－①）			49	42	45	42	39

■大曲小学校区

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		121	135	149	165	162	161
	１年生		42	44	51	36	43
	２年生		44	44	46	53	37
	３年生		21	34	34	35	41
	４年生		15	15	24	24	24
	５年生		10	7	7	11	11
	６年生		3	5	3	3	5
確保方策	定　員※1		114	114	140	140	140
	受入可能※2②		143	143	193	193	193
過不足（②－①）			8	△6	28	31	32

■西の里小学校区

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		96	102	106	113	115	118
	１年生		30	30	33	29	33
	２年生		28	30	30	33	29
	３年生		22	25	27	27	29
	４年生		13	13	14	16	16
	５年生		4	5	5	6	6
	６年生		5	3	4	4	5
確保方策	定　員※1		84	84	84	100	100
	受入可能※2②		105	105	105	125	125
過不足（②－①）			3	△1	△8	10	7

■東部小学校区

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		104	108	110	108	114	122
	１年生		29	31	28	35	39
	２年生		29	24	26	23	29
	３年生		24	25	21	23	20
	４年生		11	18	19	16	18
	５年生		9	6	10	11	9
	６年生		6	6	4	6	7
確保方策	定　員※1		110	110	110	110	110
	受入可能※2②		147	147	147	147	147
過不足（②－①）			39	37	39	33	25

■双葉小学校区

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		90	98	112	119	120	123
	１年生		27	38	30	31	31
	２年生		28	27	38	30	31
	３年生		15	24	23	32	25
	４年生		19	11	17	16	23
	５年生		5	9	5	8	8
	６年生		4	3	6	3	5
確保方策	定　員※1		80	80	80	80	80
	受入可能※2②		149	149	149	149	149
過不足（②－①）			51	37	30	29	26

■大曲東小学校区

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		119	113	110	105	105	100
	１年生		29	33	30	31	28
	２年生		32	27	31	28	29
	３年生		29	25	21	25	22
	４年生		10	15	13	11	13
	５年生		10	5	7	6	5
	６年生		3	5	3	4	3
確保方策	定　員※1		94	94	94	94	94
	受入可能※2②		145	145	145	145	145
過不足（②－①）			32	35	40	40	45

■北の台小学校区

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		118	117	122	115	116	109
	１年生		34	39	28	35	28
	２年生		35	31	36	26	32
	３年生		22	29	26	30	21
	４年生		14	14	18	16	19
	５年生		9	5	5	7	6
	６年生		3	4	2	2	3
確保方策	定　員※1		111	111	111	111	111
	受入可能※2②		154	154	154	154	154
過不足（②－①）			37	32	39	38	45

■西部小学校区

区　分		実績（人）	計画（人）				
		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み計　①		71	63	63	64	69	79
	１年生		13	19	21	23	29
	２年生		16	10	15	17	18
	３年生		16	14	9	13	15
	４年生		8	12	11	7	10
	５年生		6	4	5	5	3
	６年生		4	4	3	4	4
確保方策	定　員※1		69	69	69	69	69
	受入可能※2②		86	86	86	86	86
過不足（②－①）			23	23	22	17	7

（12）教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本市では平成30年度から実施しています。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園利用者についても、教育・保育認定子どもと同等の負担軽減を図るため、低所得者等の副食費について助成拡大しました。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

新規参入施設等があった場合に、新規施設等に対する相談、助言等を行います。

６　教育・保育の一体的提供の推進

（１）認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取組みが進められています。

本市においては、幼稚園と保育所の設置状況や保育の提供体制の確保の観点から、認定こども園の普及にあたっては既存幼稚園からの移行を中心に考えるものとします。

認定こども園への移行については、教育・保育の量の見込み、財政状況等を考慮し、取組みを進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

（２）保育教諭・幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭と幼稚園教諭、保育士による合同研修を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

（３）質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

私立認定こども園、私立幼稚園、私立保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な支援を行います。

支援を必要とする子どもに対しては、北広島市障がい支援計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事及び幼児教育アドバイザーの配置に関して検討を進めます。

（４）地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ必要な支援を受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

（５）教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

地域型保育事業を利用する子どもが、満３歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携を図ります。

（６）認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、認定こども園、幼稚園及び保育所は、小学校等と連携し、小学校教育への接続が円滑に行われるよう努めます。

連携を進めるため、情報提供の充実や保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭との合同研修を行います。また、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校間で、互いの子どもたちを訪問するなどの機会を設け、交流の推進を図ります。

７　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保育所、認定こども園または特定地域型保育事業所による保育の定員増を図ることにより、産後休暇や育児休業期間満了時からの円滑な利用を確保できるよう努めます。

子育て世代包括ケアシステム「きたひろすくすくネット」として実施している利用者支援事業により、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業等の様々な情報提供を行うとともに、保護者の相談にも対応します。

８　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

（１）適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

（２）北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について北海道との連携を図ります。

また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第６章　施策の総合的な展開

基本目標１　地域における子育ての支援

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもたちの健やかな育ちを保障するために、子育ての第一義的な責任は保護者や家庭にあることを前提に、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携の強化などを推進し、子育てをしやすい地域環境の整備を図る必要があります。

本市では、第５章に掲げた子ども・子育て支援事業計画をもとに、子育てしやすい環境づくりを推進するとともに、地域における子育てのネットワークづくりや子どもの健全育成に資する取組みを推進します。

（１）教育・保育の充実

「第５章　子ども・子育て支援事業計画」のとおり、教育・保育の確保を図ります。

（２）地域における子育て支援の充実

「第５章　子ども・子育て支援事業計画」の地域子ども・子育て支援事業を通じて、地域における子育て支援の充実を図ります。

（３）子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援団体等の活動を支援し、子育て支援ネットワークの形成を促進します。また、子育て家庭が各種制度や事業などの情報を把握して必要な支援を選択できるよう、子育て支援ネットワークの利用や参加を促進します。

推進事業名	事業の内容	担当課
子育てガイドの作成	北広島市子育てガイドを作成し、子育てに関する情報を子育て家庭や子育て支援者に提供します。	子ども家庭課
子育てサイトの運営	北広島市子育てサイトを運営し、子育てに関する情報を発信します。	子ども家庭課
子育て支援アプリによる情報発信	妊娠・出産・育児中の家庭を継続的にサポートするため、妊婦や子育て中の方のスマートフォンなどに、市からのお知らせや子育て情報を配信します。	子ども家庭課
地域子育て支援センター運営事業	第5章　子ども・子育て支援事業計画の「地域子育て支援拠点事業」に掲載。	地域子育て支援センター
児童センターの運営	地域における子どものための拠点として、主体的な遊び及び生活の援助や子育て支援の場、子どもの居場所等として運営します。	子ども家庭課
出張型ひろば事業	地域子育て支援センターや児童センターがない地域等において、会館等を利用して、親子が集い交流し遊べる場所を提供します。	子ども家庭課

（４）子どもの健全育成

子どもたちは、放課後や週末等に、児童センターや学童クラブ、公園、体育館、図書館等の公共施設を利用して、遊びや学習など様々な活動を行っています。

子どもの健全育成のために、児童館、公園等を計画的に整備するとともに、子どもたちが自主的に参加し、体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができるよう、社会教育事業、体育事業、交流事業等の振興や地域の子育てに関する活動の支援に取組み、安全・安心な居場所・遊び場づくりを進めます。

また、非行や不登校などへの支援、虐待や犯罪などから子どもを守る活動や環境づくり等、地域全体で子どもの健全育成を図る取組みを進めます。

ア　公共施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

推進事業名	事業の内容	担当課
児童館の整備、運営の充実	地域における遊び及び生活の援助と子育て支援、子どもの居場所づくりのため、児童館の整備・運営を行います。	子ども家庭課
街区公園の整備	子どもから高齢者まで幅広く交流できるような街区公園の施設整備を行います。	都市整備課
公園施設長寿命化対策支援事業	公園利用の安全を図るため、老朽化した施設の改築・更新を行います。	都市整備課
子どもと高齢者等の世代間交流の推進	保育所地域活動による高齢者との交流事業や児童センターにおける異世代交流を開催します。	公立保育園 子ども家庭課
社会教育事業による子ども向け講座の開催	子どもの学習や自然体験教室の開催、障がい児・者との交流を行います。	社会教育課
公民館事業による子ども向け講座の開催	子どもたちによる公民館普及事業や公民館で子ども向け講座を行います。	社会教育課
図書館サービス提供事業	図書館を利用し、子どもが図書に親しむ機会を提供するとともに、児童書の充実による読書環境の整備により、子どもが読書に親しむ機会を提供します。	文化課（図書館）
体育事業の推進	体育館、プール等を利用し、子どもがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツ大会やセミナーなどを開催し、子どもたちの体力づくりを図ります。	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりのための少年団の支援を行います。	社会教育課
青少年問題行動対策	生徒指導担当指導主事及び専任指導員を配置し、青少年の指導、巡視を実施します。	学校教育課
ＰＴＡ連合会の支援	各小中学校ＰＴＡの連絡調整や教育の振興活動を行うＰＴＡ連合会に対し補助を行います。	学校教育課
教育相談事業の推進	家庭や学校の問題に対し、教育相談員が電話や面談で相談指導を行います。	学校教育課
青少年電話相談の実施	家庭や学校、身体に関することなどの相談に、カウンセラーによる助言や他機関の紹介など問題解決を図ります。	学校教育課
不登校対策事業の推進	不登校の予防や適応指導教室「みらい塾」を中心に学校復帰に向けた取組みと個別訪問指導を行います。 また、ＮＰＯ等と連携してひきこもりの子どもたちの支援を行います。	学校教育課
学校との連携	各学校や警察と連携し、学校内外の児童・生徒の問題行動への対応と未然防止に努めます。	学校教育課
青少年健全育成連絡協議会の支援	学校や地域の方々が連携して行う子どもたちの巡視や啓発など、健全育成活動に対し補助を行います。	学校教育課

イ　「新・放課後子ども総合プラン」の推進

推進事業名	事業の内容	担当課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	第５章　子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」に掲載。	子ども家庭課
放課後子供教室	小学校の余裕教室を活用し、放課後における子ども居場所として、学習や体育活動などの機会を提供します。 現在、３校で実施している放課後子供教室を、令和５年度（2023年度）までに４校に拡充することを目指します。	社会教育課
放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の連携	放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の実施に関して担当課間での連携を行い、子どもが多様な体験や学習活動ができる環境づくりに努めます。 また、連携可能な学童クラブとの一体的な展開を検討します。（１か所）	子ども家庭課 社会教育課
放課後児童健全育成事業の役割	単に預かりの場としてだけでなく、子どもたちの発達や成長に関わるとともに、支援が必要な子どもや家庭等へのアプローチを担う存在であることを意識し、育成支援及び関係機関との連携に努めます。	子ども家庭課
放課後児童健全育成事業の周知	事業内容や利用方法、自己評価の内容等について、子育てサイトや広報紙等により、市民への周知を図ります。	子ども家庭課

（５）経済的支援

子育てにおける経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立支援に向けて、各種助成制度や手当の支給など様々な経済的な支援を行います。

推進事業名	事業の内容	担当課
児童手当の支給	児童手当法に基づき中学校修了前の児童の家庭に手当を支給します。	子ども家庭課
保育料の軽減	０～２歳の子どもの保育料について、国基準額からの軽減やひとり親世帯や多子世帯等への減免を行います。 ※３歳以上の子どもについては、幼児教育・保育の無償化の対象となります。	子ども家庭課
就学援助費の支給	生活困難家庭の児童・生徒に対して、就学のため経済的援助を行います。 平成26年度からは、支給品目にＰＴＡ会費・生徒会費・部活動費を追加して支給しています。	学校教育課
学童保育料の減免	要保護世帯及び生活保護世帯を対象に、学童保育料の減免を行います。	子ども家庭課
奨学金の支給	経済的理由で修学困難な学生で、かつ、学業が優秀な者に奨学金を支給します。	学校教育課
高等学校入学準備金の支給	経済的理由で入学・修学困難な学生に準備金を支給します。	学校教育課
高校生の通学費助成	公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生等の保護者等に対し、助成金を交付します。	企画課
児童生徒の通学費支援	遠距離等で、公共交通機関や自家用車による送迎で通学している公立小中学校の児童生徒の保護者に通学費の一部を支援します。	学校教育課
乳幼児へのごみ袋の支給	満２歳未満の乳幼児がいる家庭に、普通ごみ用の指定ごみ袋を一定枚数無償で配布します。	環境課
子ども医療費の助成	中学生までの通院及び入院に対し、医療費の助成を行います。	保険年金課
未熟児養育医療の給付	医師が入院養育を必要とした未熟児に対し医療費の給付を行います。	保険年金課

推進事業名	事業の内容	担当課
ひとり親家庭等医療費の助成	母子、父子のひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行います。	保険年金課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	子ども家庭課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため教育訓練講座等の受講者に給付金を支給します。	子ども家庭課
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため、看護師・保育士等の資格取得養成機関での修業者に給付金を支給します。	子ども家庭課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親や児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、支払った受講費用の一部を支給します。	子ども家庭課
私立幼稚園就園準備金の支給	私立幼稚園が実施する子育て支援事業への参加に要する費用の一部を助成します。	子ども家庭課
障がい児の通所交通費の助成	発達に遅れや障がいのある児童の発達支援を進めるため、子ども発達支援センターへの交通費の一部を助成します。	子ども発達支援センター
障がい者等交通費助成事業	重度身体障がい児・者（１～２級、内部障がいは１～３級）・重度知的障がい児・者（Ａ判定）・重度精神障がい児・者（１級）に、タクシーチケットまたはガソリンチケットを交付します。	福祉課
重度心身障がい児(者)等の通院交通費の助成	慢性的な疾病により通院している重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療及び子ども医療受給者に対し、交通費の助成を行います。	保険年金課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯等に料金を助成します。また、１歳未満の子どもがいる家庭に「ファミサポ利用無料券」を交付します。	地域子育て支援センター
妊婦健康診査通院支援事業	妊婦健診を受診する際の通院費用の一部を助成します。	健康推進課

（６）地域における人材育成

子どもたちが地域の大人と交流することにより社会性を身に付けるとともに、地域に愛着がもてるよう、また、保護者が子育てに関する基礎知識や生活の知恵などを気軽に得られるよう、高齢者をはじめ様々な世代間交流を促進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業を通じて、子育てを支援したい人と支援してほしい人との相互援助活動を行い、人材育成につなげます。

推進事業名	事業の内容	担当課
シルバー子育てサポート事業の推進	地域子育て支援センターを拠点に、シルバー世代が子育てアドバイスや昔遊び等の交流活動を行います。	地域子育て支援センター
ファミリー・サポート・センター事業	第5章　子ども・子育て支援事業計画の「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」に掲載。	地域子育て支援センター

基本目標２　母性と子どもの健康の確保と増進

安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが心豊かで健康に成長するためには、妊娠期から切れ目ない支援体制の構築と充実が大切です。

本市では、保健・医療・福祉・教育などの分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを推進します。

（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに各種事業や関係機関との連携を強化し、妊娠期から切れ目ない支援を提供します。

推進事業名	事業の内容	担当課
子育て世代包括ケアシステム「きたひろすくすくネット」	保健センター（健康推進課）の各種相談・母子保健と地域子育て支援センター「あいあい」の子育て支援が相互に連携し、子育て世代を妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。母子保健マネージャー（保健師）と子育て支援コーディネーター（保育士）を専属で配置し、子育ての総合相談やケースマネジメントを行うとともに関係機関との連携を図ります。	健康推進課 地域子育て支援センター
母子健康手帳の交付	妊娠届出に基づいて母子健康手帳を交付します。保健師と保育士（子育て支援コーディネーター）が妊婦全員と面接し、妊娠中からの健康管理や適切な食生活、育児などに関する情報提供や保健指導を行い、健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産、育児がスタートできるように支援します。また、父親の積極的な育児参加のきっかけづくりとして、父子健康手帳を配布します。	健康推進課
ハイリスク妊婦把握・支援	妊娠届出時に、妊婦を対象に「妊娠に関するアンケート」を実施し、妊娠・出産や育児に不安を抱えている妊婦を早期に発見し、妊娠から育児までの期間を安心して過ごせるよう支援します。	健康推進課
妊産婦健康診査事業	第５章　子ども・子育て支援事業計画の「妊産婦健康診査事業」に掲載。	健康推進課
妊産婦健康相談	妊産婦の心身の健康、子育ての悩みや不安等に対し、保健師による面接や電話での相談、指導を行います。	健康推進課
妊婦健康診査通院支援事業（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（５）「経済的支援」に掲載。	健康推進課
マタニティスクール	４回を１コースとして、母乳育児や妊娠中の食事などの各種講話と交流会を行います。	健康推進課
マタニティスクール両親コース	夫婦で協力して子育てをするイメージを持てるよう赤ちゃんのお風呂やおむつ交換の実習、妊娠疑似体験などを行います。	健康推進課
産後ケア事業	出産後、心身の不調や育児不安があるなど育児支援を必要とする産婦を対象に、心身の休養の機会を提供し、体調の回復を図るとともに母子の健康管理や育児に関する助言指導を行います。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）	第５章　子ども・子育て支援事業計画の「乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）」に掲載。	健康推進課
未熟児訪問	平成24年度まで千歳保健所が担当していた未熟児訪問（出生体重2000グラム未満等）は、北海道からの権限移譲により平成25年度から赤ちゃん訪問の中で市が実施しています。	健康推進課

推進事業名	事業の内容	担当課
養育者支援・保健医療連携システム*	妊娠、出産期において特に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し支援するため、医療機関、他市町村と情報共有を図ります。 ＊北海道が実施主体の事業です。妊娠・出産期において支援を必要としている養育者を早期に適切な支援につなぐため、保健機関と医療機関が双方向に情報を共有します。	健康推進課
乳児健康診査	３・６・10か月児を対象に小児科医の診察や身体計測、育児、栄養、歯科相談を行います。精密検査が必要な乳児については、医療機関への紹介状を発行します。 健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	健康推進課
１歳６か月児健康診査	小児科医による診察、身体計測、歯科医師による歯科健診、育児・栄養・歯科相談を行います。問診時には、支援の必要な幼児に対して、発達面を支援する教室への参加を案内します。精密検査が必要な幼児については、医療機関への紹介状を発行します。 健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	健康推進課
あそび教室 （１歳６か月児健康診査事後教室）	１歳６か月から３歳未満の幼児とその保護者のうち、１歳６か月児健康診査等において精神運動発達面で要経過観察となった幼児や子どもの発達や育児に不安がある保護者を対象にあそび教室を開催します。子ども発達支援センターと協力して、自由遊びや設定遊びを通して子どもの経験を広げ、発育を支援し、保護者への相談対応などを行います。	健康推進課
3歳児健康診査	小児科医による診察、尿検査、視力検査、身体計測、歯科医師による歯科健診、育児・栄養・歯科相談を行います。 問診時には、発達面のスクリーニングを行い、必要な場合は、発達相談を案内します。精密検査が必要な幼児については、医療機関への紹介状を発行します。 健診の場を活用し、育児の悩みや不安についての相談対応や子育ての情報提供を行います。	健康推進課
フッ化物塗布	１歳から就学前の幼児を対象に歯科健診とフッ化物塗布、歯科相談を行います。	健康推進課
フッ化物洗口	保育所でフッ化物洗口を行います。	健康推進課 公立保育園
予防接種	定期の予防接種を行います。任意の予防接種であるインフルエンザワクチンは、障がい児を対象に接種費用を助成します。	健康推進課
マタニティスクールクラス会	マタニティスクール修了生が出産後に再会するクラス会を行います。クラス会では、保育士による手あそびの紹介や交流会を行うことにより、育児不安の軽減と仲間づくりを進めます。クラス会後も自主的に交流会が開催できるよう支援します。	健康推進課
育児交流の開催	子育て中の親子を対象に離乳食や手あそび、手づくりおもちゃなどの育児交流を行います。	健康推進課
出前健康講座・健康教育	団体やグループからの依頼により出前健康講座を実施します。また、広報やホームページなどを通じて正しい知識の普及に努めます。	健康推進課
保育園での健康診断や歯科検診による保健指導の推進	園児の健康診断とむし歯予防の歯科保健指導を行います。	公立保育園ほか
入院助産の支援	経済的理由で入院助産ができない妊産婦に対し、入院、出産を支援します。	子ども家庭課
こども発達支援事業 （こども相談支援）	発達の遅れや心配がある子どもと保護者の相談に応じる発達相談を行います。	子ども発達支援センター
子育て支援アプリによる情報発信（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（３）「子育て支援のネットワークづくり」に掲載。	子ども家庭課

（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の子どもにおける喫煙、薬物、過剰なダイエット、性行動による感染症や人工妊娠中絶などの心身の健康に関する問題については、正しい知識の普及と理解の促進、自ら正しい判断ができるよう支援していくとともに、相談体制の充実を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当課
フッ化物洗口	小学校でフッ化物洗口を行います。	健康推進課 学校教育課
性教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じた性教育を、年間を通して計画的に実施します。	学校教育課
学校での喫煙・飲酒・薬物防止教育の推進	日常の生徒指導、道徳や総合的な学習の時間で、保健体育科など教科と関連付けしながら指導を行います。	学校教育課 ほか
食に関する指導の推進	児童・生徒が生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、学校給食、教科等を通して自ら健康について考える力を育むため、食の指導の充実を図ります。	学校給食センター
乳幼児ふれあい体験の実施	保育所で乳幼児との交流を通して、児童・生徒が子どもを育てることの意義について理解を深めるよう、ふれあい体験を実施します。	公立保育園 ほか
教育相談事業の推進 （再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課
青少年電話相談の実施 （再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課

（３）「食育」の推進

次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであることから、子どもの成長、発達段階に合わせた食に関する指導や情報提供を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当課
調理実習の開催	保育所で児童に人気の給食メニューを実習します。	地域子育て支援センター
地産地消の推進	保育所給食に地元食材を多く取り入れ、地産地消を普及します。	子ども家庭課
親と子の食育事業の推進	親子で作物の収穫体験や圃場の見学、調理実習や講義等を実施し食の大切さを普及します。	農政課
食に関する指導の推進 （再掲）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（２）「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」に掲載。	学校給食センター
妊娠期からの取組み	母子健康手帳交付時やマタニティスクール等の機会を通じ、妊娠期の健康と適切な食生活について知識の普及や相談、助言を行います。	健康推進課
乳幼児健診等を通じた取組み	乳幼児健康診査や育児相談などで、成長に合わせた栄養相談や『食』に関する情報提供を行います。 保護者に対し、『食』の知識の提供や技術的支援を行います。 食育への関心を高めるために食育に関する講演会を開催します。	健康推進課

（４）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

子どもの健やかな成長のためには、家庭だけではなく、地域ぐるみで愛情を持って見守ることが必要です。地域が一体となって子どもの成長を見守るための施策を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当課
マタニティマークの配布	妊娠届出時にマタニティマークを配布します。	健康推進課
駐車場の確保	公共施設の駐車場に設置している身障者用駐車場に妊産婦も優先して駐車できるようマタニティマークの看板を設置します。	健康推進課ほか
育児交流の開催（再掲）	基本目標2「母性と子どもの健康の確保と増進」の（１）「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	健康推進課
事故防止の推進	乳児健診時に事故予防に関する知識普及啓発を行います。	健康推進課
地域子育て支援センター運営事業（再掲）	第５章　子ども・子育て支援事業計画の「地域子育て支援拠点事業」に掲載。	地域子育て支援センター
児童センターの運営（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（３）子育て支援のネットワークづくりに掲載。	子ども家庭課
出張型ひろば事業（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（３）子育て支援のネットワークづくりに掲載。	子ども家庭課

（５）小児医療の充実

子どもが健やかに生まれ育つために、子どもの緊急時に安心して病院に受診できるよう、急病医療体制の充実に努めるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成の充実を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当課
夜間急病センターの運営	市民が緊急時に安心して医療が受けられるよう急病医療体制を確保します。	健康推進課ほか
在宅当番医制の実施	内科と外科については、早朝・夕方の診療を行います。 歯科については、休日等の急病医療の診療を行います。	健康推進課ほか
子ども医療費の助成（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（５）「経済的支援」に掲載。及び	保険年金課
未熟児養育医療の給付（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	保険年金課

基本目標３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

社会が大きく変動する中で、子どもたちが主体的に判断し、行動をし、自ら課題を解決する「生きる力」を育成することが求められています。

また、改訂された新たな学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をはじめ、道徳や小学校における外国語の教科化、プログラミング的思考の学び、ICTを活用した情報処理能力の向上などが示され、変化の激しい社会に柔軟に対応できる資質・能力の育成が求められているところです。

このような状況の中、本市では小学校から中学校への連続した学びが確かなものとなるよう、平成30年４月から全市一斉に小中一貫教育を開始しました。今後は、学校、家庭、地域が一体となって、小中一貫教育の充実・深化に努め、子どもの「生きる力」の育成を図っていきます。

（１）次代の親の育成

次代の親となっていく若い世代が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、「こころの教育」の推進や、保育所で乳幼児とふれあう機会を設ける取組みを実施します。

推進事業名	事業の内容	担当課
乳幼児ふれあい体験の実施（再掲）	基本目標2「母性と子どもの健康の確保と増進」の（2）「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」に掲載。	公立保育園ほか

（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、また、知識・技能と思考力・判断力・表現力等、確かな学力を身に着け、豊かな心と健やかな体を育んでいけるように努めます。

ア　確かな学力の向上

推進事業名	事業の内容	担当課
個に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別少人数指導やティーム・ティーチング（ＴＴ）指導等を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善を行います。	学校教育課
英語指導助手（ALT）の活用	生きた語学教育を進めるため、英語指導助手を招致し学校に派遣します。	学校教育課
学校図書館活用事業	学校図書センターを配置し、小学校においては児童図書の学校間巡回を行い、中学校においては学校図書館が活性化されるよう、学校司書の巡回を行います。また地域まるごと読書支援モデル事業を実施します。	学校教育課
授業補助員活用事業	担任のほかに授業補助員を配置し「よりわかる授業」を展開します。	社会教育課

イ　豊かな心の育成

推進事業名	事業の内容	担当課
多様な体験活動機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。	学校教育課
地域交流事業の推進	地域の人材や素材などの授業への活用と地域との交流を進めます。	社会教育課
教育相談事業の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
青少年電話相談の実施（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課
不登校対策事業の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課
子ども大使交流事業の推進	小中学生を対象とした東広島市との姉妹都市交流を実施することで友好親善を深め、学習効果を還流します。 また、平和を尊ぶこころを育てます。	教育総務課
国際交流事業の実施	カナダ交流都市と青少年の派遣・受け入れの交流事業を行います。	社会教育課
道徳教育の充実	道徳教育の充実を図るための副読本の整備や教材の開発を行います。	学校教育課
福祉読本の作成・配布	人権・福祉・総合教育のための福祉読本を作成し、児童・生徒に配布して豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
社会科副読本の作成・配布	住んでいる地域を知ってもらうため小学３年生に社会科副読本を配布し郷土学習を行います。	学校教育課
図書館フィールドネット事業の実施	図書館での読書まつりや絵本作り、本の読み聞かせなど読書普及活動や、子ども映画上映などの文化活動を行います。	文化課（図書館）
芸術文化活動の推進	演劇や映画鑑賞、音楽などにより、子どもの豊かな心の育成に努めます。	文化課（芸術文化ホール）
心の教室相談員の配置	小中学校に相談員を配置し、児童・生徒のストレス・悩み・不安の解消と問題行動の抑制を図ります。	学校教育課

ウ　健やかな体の育成

推進事業名	事業の内容	担当課
体育・健康に関する指導の充実	児童・生徒が心身ともに健康な生活を送るため、健康や体力を育む指導の充実を図ります。	学校教育課
体育事業の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課

エ　信頼される学校づくり

推進事業名	事業の内容	担当課
学校評議員制度の推進	学校が地域と一体となった特色ある教育活動を進めるため、学校評議員制度の活用を図ります。	学校教育課
開かれた学校づくりの推進	学校関係者評価委員による学校関係者評価を行い、地域社会に対して、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課
教職員研修の充実	教職員の研修を進め、資質向上を図ります。	学校教育課
学校の適正規模・適正配置の推進	教育効果の向上を図るため、市内小中学校の適正規模・適正配置を推進します。	小中一貫教育課
学校図書館図書整備の推進	学校図書館の図書及び書架等の充実を図ります。	学校教育課
学校施設の整備	学校施設の整備、充実を図ります。（耐震化、大規模改修）	教育総務課

オ　幼児教育の充実

推進事業名	事業の内容	担当課
幼・保・小連携推進事業	保育所、幼稚園等から小学校への円滑な移行のため連携強化を図ります。	小中一貫教育課
幼稚園における預かり保育事業	第５章　子ども・子育て支援事業計画の「一時預かり事業」に掲載。	子ども家庭課
私立幼稚園への支援	幼稚園の教育活動の充実や教職員の資質向上を図るため、幼稚園に教材費や研修費等の補助を行います。	子ども家庭課
幼稚園協会への支援	幼児教育や子育て支援サービスの充実などに向け、私立幼稚園の連携や情報交換等の協会の活動を支援します。	子ども家庭課
私立幼稚園就園準備金の支給（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（５）「経済的支援」に掲載。	子ども家庭課

（３）家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指した取組みを進めます。

ア　豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実

推進事業名	事業の内容	担当課
家庭教育に関する学習機会の充実（公民館事業）	公民館における幼稚園、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催します。	社会教育課
ＰＴＡ連合会の支援（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（4）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課

イ　地域の教育力の向上

推進事業名	事業の内容	担当課
学校施設の開放	市民の健康維持及び体力向上に資するため、小中学校体育館を開放し、スポーツ活動の場を提供します。	社会教育課
少年少女講座の開催（公民館事業）	子どもたちのための学習・体験機会を提供します。	社会教育課
体育事業の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
スポーツ少年団活動の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
青少年健全育成連絡協議会の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課
子どもと高齢者等の世代間交流の推進（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	公立保育園 子ども家庭課
社会教育事業による子供向け講座の開催（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
公民館事業による子ども向け講座の開催（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
図書館サービス提供事業（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	文化課(図書館)
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（再掲）	第５章　子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」に掲載。	子ども家庭課
放課後子供教室の開設（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	社会教育課
児童センターの運営（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（３）「子育て支援のネットワークづくり」に掲載。	子ども家庭課
生活困窮者学習支援	市内の中学生を対象に、学習の機会と場を提供し、学習習慣の形成や学力の底上げを図ります。	福祉課
子ども夢チャレンジ応援事業	将来に対する夢を叶えるために「今、チャレンジしてみたいこと」を募集し、市民、団体、企業、行政などの支援により実現を図ります。	企画課

（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害情報への対応、インターネットの適切な利用などについて、関係機関、学校、家庭、地域住民が連携・協力し、子どもが安全で安心して育つ環境づくりに努めます。

推進事業名	事業の内容	担当課
青少年健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発活動を推進します。	学校教育課
巡視指導活動の実施	街頭指導活動により青少年の問題行動を未然に防止します。	学校教育課
環境浄化活動の実施	青少年の夜間徘徊が予想される施設や被害に遭いやすい場所、危険な遊び場となりうる場所の調査や、有害図書類の立ち入り調査等を実施します。	学校教育課
学校との連携（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課
青少年健全育成連絡協議会の支援（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課

基本目標４　子育てを支援する生活環境の整備と安心の確保

安心して子育てできるまちづくりを進め、市民みんなが健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう生活環境の整備や、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備、警察や学校等の関係機関の連携・協力のもと、交通安全や防犯対策など総合的に事業を推進します。

また、子どもが安全に安心して暮らせるために、関係機関、関係団体等と連携を図り、交通安全対策や防犯対策の活動を推進していきます。

（1）良質な住宅及び良好な居住環境の確保

子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、市営住宅の建て替え時にユニバーサルデザインを取り入れるなど、快適な居住環境の創出を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当課
公営住宅の整備	ユニバーサルデザインなど居住環境の改善を図ります。	建築課

（2）安全な道路交通環境の整備

子どもや乳幼児連れの人をはじめ、だれもが安全で安心して通行できる道路交通環境の整備を進めます。

推進事業名	事業の内容	担当課
通園路、通学路の点検	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等を中心に児童が日常的に集団で移動する経路等の安全確保に向けた安全点検を行います。	子ども家庭課 都市整備課 学校教育課
通学路等歩道の整備	通学路等歩道を整備し、児童・生徒の登下校時の安全を図ります。	都市整備課
冬期間の除雪の徹底	冬期間の児童・生徒の登下校時などの安全を図ります。	土木事務所
交通安全標識等の整備	区画線、交通標識、カーブミラー等の交通安全施設の整備を図ります。	市民課

（3）安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等、すべての人が安心して外出できる環境整備に向け、公共施設等のバリアフリー化をはじめとする施策を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当課
公共施設等のバリアフリー化	市の福祉環境整備要綱に基づき、エレベーター等人にやさしい整備を進めます。	施設担当課 建築課
子育て世帯に優しいトイレ等の整備（ベビーキープ、広いスペースの確保）	市の福祉環境整備要綱に基づき、乳児用スペースの確保を図ります。	施設担当課 建築課

（４）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪などの被害に遭わないよう、警察や地域などと連携・協力のもと、安全に安心して暮らせる地域社会の形成を進めていきます。

推進事業名	事業の内容	担当課
通学路等の街路灯（防犯灯）などの維持管理	街路灯を設置・維持管理する自治会等の団体に対し、補助金を交付することにより、安全で安心な明るいまちづくりを進めます。	市民課
子どもの安全を守る子ども110番の家等の推進	児童が不審者から声をかけられたり追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込める家の設置を進めます。	学校教育課
地域の自主防犯活動の推進	地域の防犯協会や青色回転灯パトロール隊等の自主防犯活動団体に対し、活動交付金を交付することにより、児童・生徒の登下校時の見守り活動を推進します。	市民課
登下校時の安全対策	スクールガードリーダー等による学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導を実施します。	学校教育課
不審者情報の配信	子育て家庭や関係機関・団体等に、不審者情報をメールやファクスで配信し、子どもの安全を確保します。	学校教育課
青少年健全育成推進委員会の開催	青少年問題について関係機関を召集して役割確認や適切な措置等の協議を行い、問題の早期解決を図ります。	学校教育課ほか

（５）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために、交通安全標識の整備を行うほか、警察、学校や地域等と連携・協力のもと、交通安全教室や交差点での交通安全指導を通じて啓発活動などの推進を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当課
交通安全教室の開催等	保育所や幼稚園、小中学校で児童・生徒に交通安全教室を開催します。	市民課
交通安全街頭指導	交通安全学童指導員及び交通安全指導員による街頭指導を実施します。	市民課

（６）被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、子どもや保護者に対する相談事業を実施していきます。

推進事業名	事業の内容	担当課
家庭児童相談・児童虐待相談の充実	児童虐待の一元的な窓口として、児童相談所等と連携し児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行うとともに、子ども家庭総合支援拠点を整備し体制強化を図ります。	子ども家庭課
青少年電話相談の実施（再掲）	基本目標１「地域における子育ての支援」の（４）「子どもの健全育成」に掲載。	学校教育課
心の教室相談員の配置（再掲）	基本目標３「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の（２）「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」に掲載。	学校教育課

基本目標５　職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に豊かさと潤いをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和の推進とその基盤となる子育て支援の充実を図ります。

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のため、関係機関、企業、関係団体等と連携し、協力しながら施策の実施に努めます。

推進事業名	事業の内容	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	市民参加･住宅施策課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善の啓発を行います。	商工業振興課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知を図ります。	商工業振興課

（２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

「第５章　子ども・子育て支援事業計画」で掲げた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

基本目標６　社会的支援を必要とする子どもなどへの取組みの推進

近年、子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、児童虐待、保護や支援を必要とする子どもや家庭の早期発見・早期支援への一層の取組みが求められており、そのための関係機関の連携強化も重要となっています。

また、ひとり親家庭の子どもたちが健やかに成長できるよう経済的支援や就労支援対策等を推進するとともに、障がいのある子ども一人ひとりに応じた適切な支援を行うことができる環境を整備する必要があります。

（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。虐待防止や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、普及啓発を図るとともに、早期発見・早期対応に努めます。また、関係機関との連携について一層の強化を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当課
子どもの権利擁護の普及啓発	虐待の防止、暴力や監護を著しく怠ること（ネグレクト）などが子どもに及ぼす悪影響等について、広報紙や講演会等により、また関係機関等を通じて普及啓発を行う。	子ども家庭課
家庭児童相談・児童虐待相談の充実（再掲）	基本目標４「子育てを支援する生活環境の整備と安心の確保」の（６）「被害に遭った子どもの保護の推進」に掲載。	子ども家庭課
要保護児童対策地域協議会の運営	関係機関・団体等と連携し、要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。 また、一層の強化を図るため、専任の調整担当者の配置を検討します。	子ども家庭課
虐待の早期発見と予防	母子健康手帳の交付時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、支援を必要とする家庭を早期に発見し、支援を行います。	健康推進課
養育支援訪問事業	第５章　子ども・子育て支援事業計画の「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」に掲載。	健康推進課
主任児童委員・民生委員児童委員との連携	地域に密着した主任児童委員等の協力のもと連携体制を強化し、虐待の早期発見や見守り、支援等を行います。	子ども家庭課
ハイリスク妊婦把握・支援（再掲）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（１）「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	健康推進課
子ども虐待予防ケアマネジメント事業	妊娠届出や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会を通じて支援を必要とする家庭を早期に発見し、今後の支援について、予防の観点から検討会を行います。	健康推進課
養育者支援・保健医療連携システム（再掲）	基本目標2「母性と子どもの健康の確保と増進」の（1）「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。	健康推進課

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親の子どもの健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と子育て・生活の安定、自立の支援についての事業を推進するとともに、相談や情報提供の充実を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当課
ひとり親家庭等医療費の助成（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	保険年金課
児童扶養手当の支給（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	子ども家庭課
母子・父子自立相談の実施	母子・父子自立支援員を配置してひとり親の抱える問題の相談、助言を行います。	子ども家庭課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務を行います。	子ども家庭課
ひとり親家庭日常生活支援	支援が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	子ども家庭課
自立支援教育訓練給付金の支給（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	子ども家庭課
高等職業訓練促進給付金の支給（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	子ども家庭課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	子ども家庭課
保育料の軽減（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	子ども家庭課
保育及び放課後児童健全育成事業利用への配慮	入所の判定に際して、基準点数を加算し、ひとり親家庭の優先利用に配慮します。	子ども家庭課

（３）障がい児施策の充実等

乳幼児の健康診査などを通じ、障がいの早期発見を図るとともに、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の円滑な連携により、一人ひとりの子どもに応じた適切できめ細やかな相談・支援を行います。

推進事業名	事業の内容	担当課
障がいの早期発見と支援	乳児健康診査、１歳６か月児・３歳児健康診査、あそび教室等の機会を通じて、早期発見と支援を行います。	健康推進課
障がい者相談支援事業	障がい児・者が自立した生活を営むことができるよう、障がい児・者、保護者または介護者の相談支援を行う生活支援、就労支援、権利擁護（成年後見制度利用や障がい者虐待）に関する相談業務等を実施します。 また、北広島市障がい者自立支援協議会において、相談支援事業の運営に関する協議や関係機関によるネットワークの構築等に関する協議を行います。	福祉課
こども発達支援事業（こども相談支援）	基本目標２「母性と子どもの健康の確保と増進」の（１）「切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策」に掲載。 乳幼児から小学生までの発達相談のほか、障がい児相談支援、地域の関係機関との連携業務など、家族・地域を含めた専門的な支援を行います。	子ども発達支援センター

推進事業名	事業の内容	担当課
障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業	ヘルパーによる介護の実施、施設や事業所での就労・作業・創作活動などの障がい福祉サービスを提供します。 また、児童の療育などの障がい児通所支援のサービスを提供します。障がい児通所支援については、利用者負担の助成を行います。	福祉課
こども発達支援事業 （障がい児通所支援）	発達に遅れや偏り、障がいのある児童を対象に、児童発達支援、放課後等デイサービス（小学６年までの肢体不自由児）、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を実施します。	子ども発達支援センター
障がい児の通所交通費の助成（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	子ども発達支援センター
特別な支援が必要な子どもの受入推進	教育・保育施設等及び放課後児童健全育成事業（学童クラブ）において、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れにあたって子ども発達支援センター等の連携を図ります。 また、発達障がい等について理解を深めるための研修機会等の確保に努めます。	子ども家庭課 子ども発達支援センター
障がい者地域生活支援事業	障がい児・者を対象に、施設や事業所で一時預かりや入浴を行う日中一時支援、ヘルパーが付き添い外出を支援する移動支援、重症心身障がい児・者を対象に、訪問入浴車で自宅を訪問し、居室内で入浴サービスを提供する訪問入浴サービスなどのサービスを提供します。	福祉課
特別支援教育の推進	発達障がいを含む特別な支援を要する児童・生徒への個々に応じた支援を行うための体制の整備を行います。	学校教育課
特別支援学級介助員の配置	特別支援学級の児童・生徒の支援と円滑な運営のため介助員を配置します。	学校教育課
私立幼稚園の支援	障がい児を受け入れている幼稚園に対し補助を行います。	子ども家庭課
移送サービス	一般交通機関の利用が困難な在宅の高齢者（要介護４・５）及び障がい児・者（重度の下肢または体幹障がい）に対し、医療機関・判定機関への移動手段を確保することで、身体や精神的負担を軽減します。	福祉課
障がい者等交通費助成事業（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	福祉課
障がい者コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚障がい者が日常生活を円滑に行えるように意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の派遣、点字、声の広報の発行等を行います。	福祉課
障がい者医療的ケア支援事業	日常的にたん吸引や胃ろう管理などの医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児・者について、地域活動支援センターや日中活動を行う場所へ看護師を派遣します。	福祉課
重度心身障がい児（者）等の通院交通費の助成（再掲）	基本目標1「地域における子育ての支援」の（5）「経済的支援」に掲載。	保険年金課
自立支援医療（育成医療）の給付	身体に障がいのある児・者へ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、その障がいの除去、軽減に必要な医療に要する費用の一部を助成します。	福祉課
補装具や日常生活用具等の給付	身体障がい児・者の身体機能を補う補装具について、購入や修理費用を給付します。 重度の身体障がい児・者の生活が円滑に行われるための日常生活用具について、購入費用を給付します。 重度の身体障がい児・者で所得税が非課税の方に、生活動作を補う自助具について、購入費用を給付します。	福祉課
特別児童扶養手当等の支給	20歳未満の身体や知的に中度以上の障がいのある児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給します。 20歳未満で心身に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする方に障害児福祉手当を支給します。	福祉課

推進事業名	事業の内容	担当課
障がい者施設開放等支援事業	障がい児・者の閉じこもり予防と家族の負担軽減を図るため、夏休み、冬休みの長期休暇時に障がい児・者の活動の場を確保する費用の一部を助成します。	福祉課
障がい者団体活動支援事業	障がい児・者の団体活動を活性化し、社会参加と自立の促進を図るため、障がい者団体の活動を支援します。	福祉課
サポートファイル推進事業	支援が必要な子どもについて、ライフステージに応じた継続的な支援や保護者の負担軽減のため、保護者等が成長の記録や支援内容を記載するサポートファイルを配布します。	福祉課

（４）外国人幼児等への支援

今後ますます増加が予想される外国人居住者に対して、保護者や子どもが子育て支援を円滑に受けられるよう支援を行います。

推進事業名	事業の内容	担当課
外国人世帯への相談及び情報提供の推進	外国人や国際結婚世帯などの子どもが教育・保育や子育て支援等を円滑に利用できるよう、外国人子ども及びその保護者への支援に努めます。	子ども家庭課
情報提供の多言語化	子育てサイト等において多言語対応を推進し、外国人世帯等が子育てに関する情報を把握できるよう努めます。	子ども家庭課

基本目標７　子どもの権利の保障の推進

本市は、「子どもの権利」を具体化し、自治体として「子どもの権利」をより豊かに保障するための政策の方向を明らかにするため、「北広島市子どもの権利条例」を平成24年に制定しました。

また、「北広島市子どもの権利条例」第25条に基づき、「北広島市子どもの権利に関する推進計画」を策定し、「子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまち」を基本理念として、子どもの権利に関する施策を推進しています。

子どもは次代を担う地域社会の宝であることをすべての市民が認識し、子どもの心身の健やかな成長を地域社会で支援し、子どもが安心して自信を持って生きることができる地域社会をつくります。

（１）子どもの権利に関する施策の計画的な推進

「北広島市子どもの権利に関する推進計画」に基づき、子どもに関する施策を推進するとともに、計画の評価と見直しを行います。

推進事業名	事業の内容	担当課
北広島市子どもの権利に関する推進計画の推進	北広島市子どもの権利に関する推進計画に基づき、人権、福祉、保健、教育などの各部門と連携して事業を推進します。	子ども家庭課
北広島市子どもの権利に関する推進計画の評価と見直し	子どもの権利に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北広島市子どもの権利推進委員会において進捗状況の評価、検証を行うとともに、計画の見直しを図ります。	子ども家庭課

（２）子どもの権利についての広報・啓発活動の推進

様々な媒体を用いた周知・啓発活動を広く市民に対して行うとともに、当事者である児童・生徒の参加機会の創出を図ります。

推進事業名	事業の内容	担当課
子どもの権利に関する周知・啓発活動	北広島市子育てサイトやパンフレット等を通じて、子どもの権利に関する周知・啓発活動を推進します。	子ども家庭課
子ども会議の開催	北広島市子ども会議を開催し、子どもの権利に関する児童・生徒への周知・啓発を図るとともに、子どもの権利に関する意見発表や提案を行う機会をつくります。	子ども家庭課

（３）子どもの権利侵害への対応

子どもの心身に深い傷を与え、子どもの成長や発達に重大な影響を及ぼすいじめや虐待など、子どもの権利の侵害を防ぐ環境づくりに取り組みます。

推進事業名	事業の内容	担当課
子どもの権利擁護事業	子どもの権利救済委員会と相談員による相談・救済体制により、権利の侵害を受けた子どもの相談に応じ、侵害された権利を回復するための支援を行います。また、より相談しやすくなるよう、巡回子どもの権利相談を行います。	子ども家庭課

第７章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策にかかわる関係部局が連携・協力し、横断的な取組みを積極的に進めます。

（２）地域における取組みや活動との連携

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またＮＰＯ等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

（３）市民及び企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むために、市民や企業、関係団体等が計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容を広報・啓発し、市外に対しても情報発信に努めます。

２　計画の点検・評価・改善

（１）計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

（２）計画の公表、市民意見の反映

市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。また、機会をとらえて市民意見を把握し、市民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

第８章　子どもの貧困対策計画

１　子どもの貧困対策計画について

（1）背景

厚生労働省が行った令和元年度の「国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（127万円）に満たない世帯の割合）は15.4%（*新基準：15.8%）でこれらの世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は13.5%（*新基準：14.0%）となっています。これは、約７人に1人の子どもが貧困の状況にあることを示しています。

国は、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成25年６月に制定しました。また、令和元年６月には同法が一部改正され、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となりました。北海道は、平成27年12月に「北海道子どもの貧困対策推進計画（平成27年度～平成31年度）」、令和2年3月に「第二期　北海道子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しています。

本市では、令和２年3月に「第２期北広島市子ども・子育て支援プラン」を策定しており、本プランと一体的に取り組む「子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困の解消に向けて、全ての子どもが夢や希望を持つことができる仕組みづくりのため、本プランとともに「子どもの貧困対策計画」を推進します。

＊：OECD の新基準において、従来の調査での「非消費支出」に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金・個人年金等の掛金」及び「親族や知人などへの仕送り額」を加えた上で、貧困率を算出しています。

（2）位置づけ

この計画は、子ども・子育て分野の個別計画にあたる「第2期北広島市子ども・子育て支援プラン」とともに一体的に策定することとし、新たな章として本プランに追加します。また、法令、大綱及び関連する福祉関係計画等と整合を図ります。

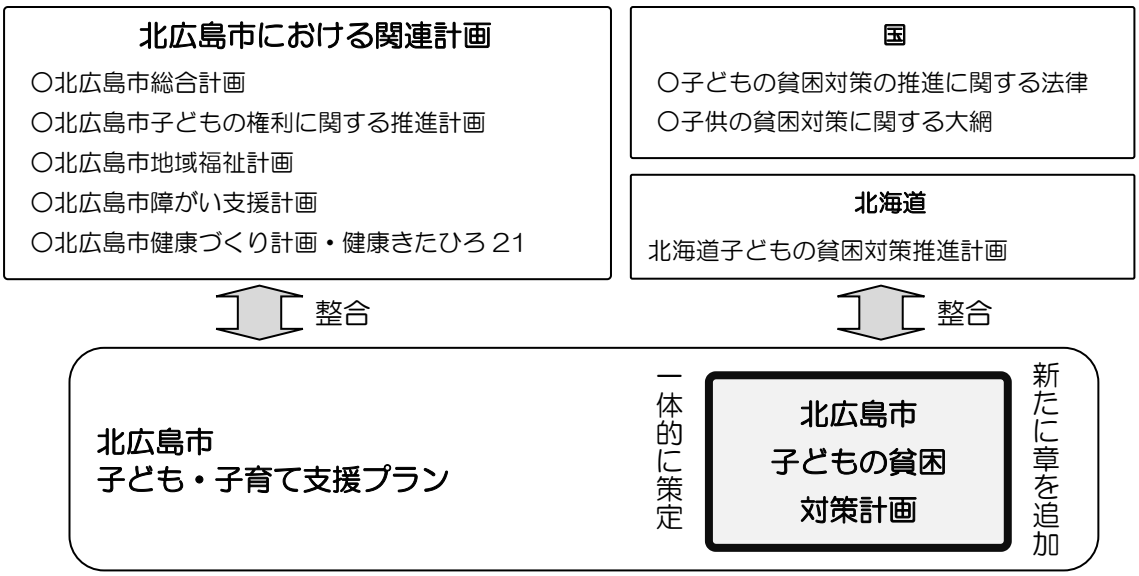

（3）計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

ただし、国や北海道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

（4）北広島市子どもの権利条例について

＜北広島市子どもの権利条例について＞

北広島市子どもの権利条例は、国際条約「児童の権利に関する条約」を基本に、子どもの権利を保障するための市の取り組みや、子どもの権利の内容を分かりやすく規定したものです。

すべての子どもは、幸せに生きる権利があります。子どもが夢と希望を持ち幸せに暮らせるまちを目指すため、この条例はつくられており、北広島市子どもの貧困対策計画では、子どもの権利条例で定める４つの権利の趣旨を踏まえ、取り組みを進めていきます。

＜子どもの権利条例で定める４つの子どもの権利＞

子どもが成長していくために、特に大切な権利を４つに分けて定めています。

① 平和で安全な環境で、安心して生きる権利
- 平和と安全な環境の下で生活すること。
- 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること。
- 愛情と理解をもって育まれること。
- 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

② 虐待や危険などから守られる権利
- 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- 危険から身が守られること。
- 個性が認められ、人格が尊重されること。
- プライバシーが守られること。

③ 教育を受けたり遊んだりできる、健やかに育つ権利
- 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。
- 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。
- 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- 自分の将来を決めること。

④ 社会に参加する権利
- 家庭、育ち学ぶ施設、地域等の場で自分の意見を表明すること。
- 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- 情報提供等の適切な支援を受けられること。

２　本市の子どもの貧困に関する現状

（1）人口及び世帯数

本市の総人口は、平成 19 年をピークに減少傾向に転じており、連動して 18 歳未満の子どもの数も減少しています。一方で、世帯数は増加していますが、18 歳未満の子どものいる世帯数は減少しています。

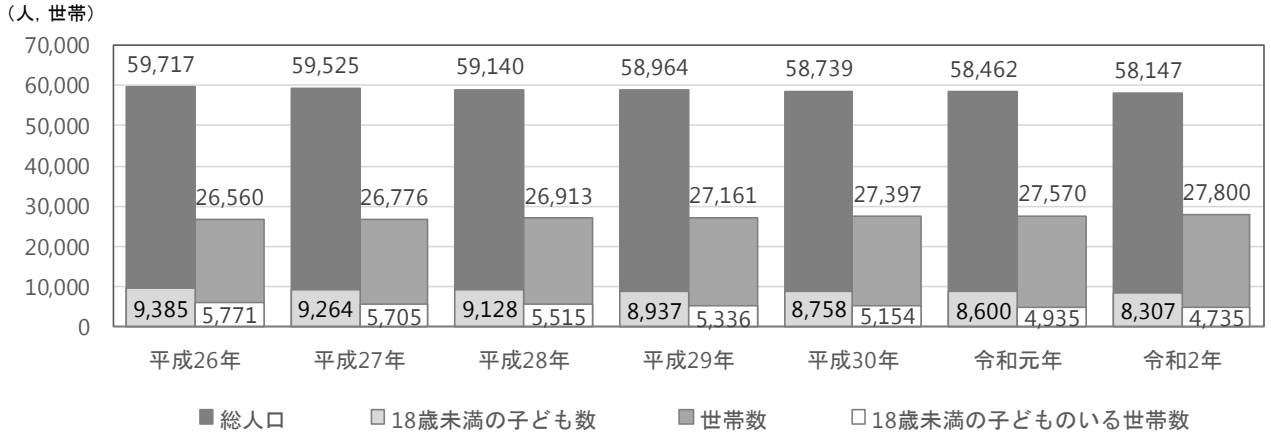

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総人口	59,717 人	59,525 人	59,140 人	58,964 人	58,739 人	58,462 人	58,147 人
18 歳未満の子ども数	9,385 人	9,264 人	9,128 人	8,937 人	8,758 人	8,600 人	8,307 人
世帯数	26,560 世帯	26,776 世帯	26,913 世帯	27,161 世帯	27,397 世帯	27,570 世帯	27,800 世帯
18 歳未満の子どものいる世帯数	5,771 世帯	5,705 世帯	5,515 世帯	5,336 世帯	5,154 世帯	4,935 世帯	4,735 世帯

出典：市民課「住民基本台帳異動報告書」、「住民基本台帳」

（2）生活保護の受給状況

本市の生活保護の受給状況は、減少傾向にありましたが平成 29 年度から転じて増加しています。18 歳未満の子どものいる世帯の受給状況は、世帯数及び受給率が平成 29 年度以降緩やかな減少傾向にあります。

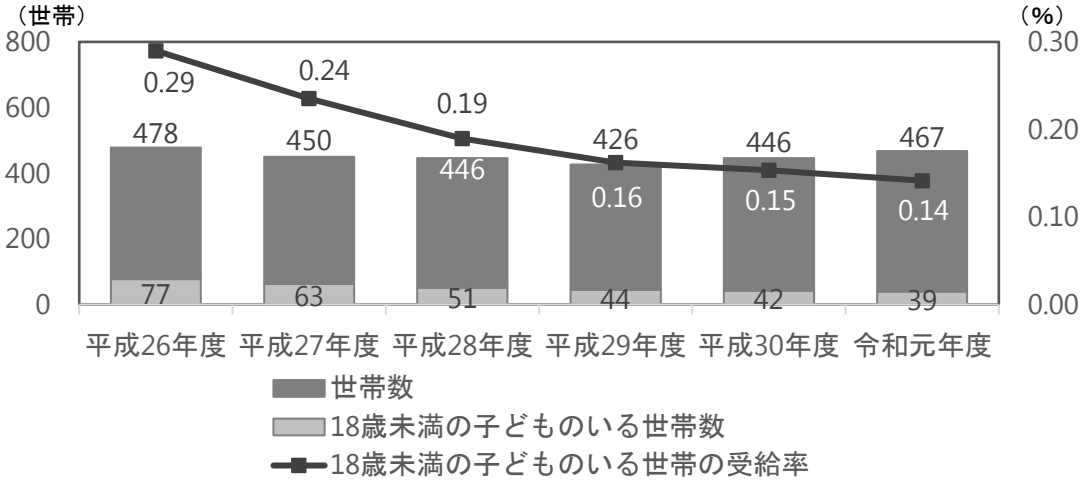

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
世帯数	478 世帯	450 世帯	446 世帯	426 世帯	446 世帯	467 世帯
18 歳未満の子どものいる世帯数	77 世帯	63 世帯	51 世帯	44 世帯	42 世帯	39 世帯

（３）児童扶養手当の受給状況

本市の児童扶養手当の受給状況は、受給資格者数は徐々に減少していますが、対象児童数に対する受給資格者数の割合は横ばいの傾向にあります。

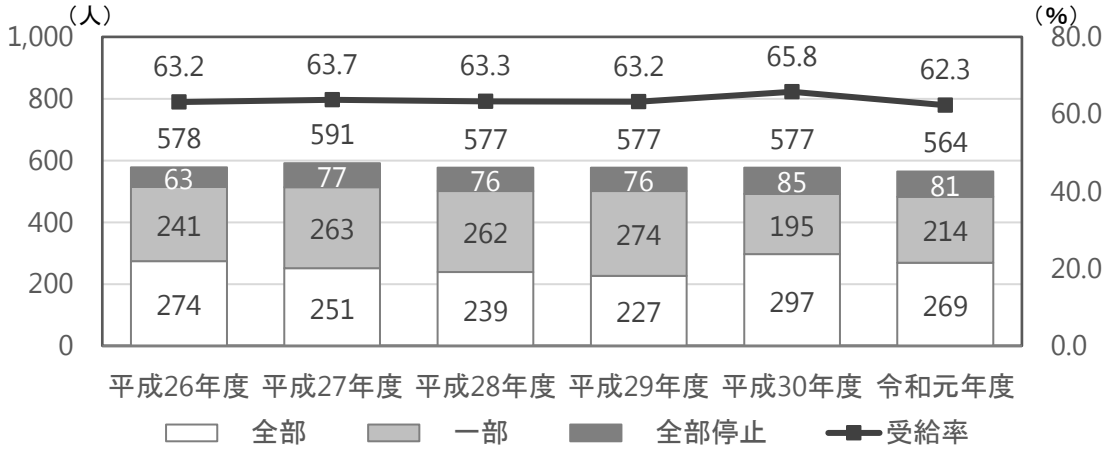

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給資格者数	578 人	591 人	577 人	577 人	577 人	564 人
全部支給	274 人	251 人	239 人	227 人	297 人	269 人
一部支給	241 人	263 人	262 人	274 人	195 人	214 人
全部停止	63 人	77 人	76 人	76 人	85 人	81 人
対象児童数（※年齢延長含まず）	915 人	928 人	911 人	913 人	877 人	905 人
就学前	143 人	147 人	149 人	158 人	153 人	145 人
小学生	309 人	325 人	314 人	299 人	296 人	309 人
中学生	210 人	203 人	224 人	221 人	201 人	200 人
高校生	253 人	253 人	224 人	235 人	227 人	251 人
その他	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

出典：子ども家庭課

（４）就学援助の受給状況

本市の就学援助の受給状況は、児童生徒の減少と連動して減少傾向となっています。就学援助率についても減少傾向となっており、令和元年度は 19.3%で平成 26 年度と比べて 3.7 ポイント減少しています。

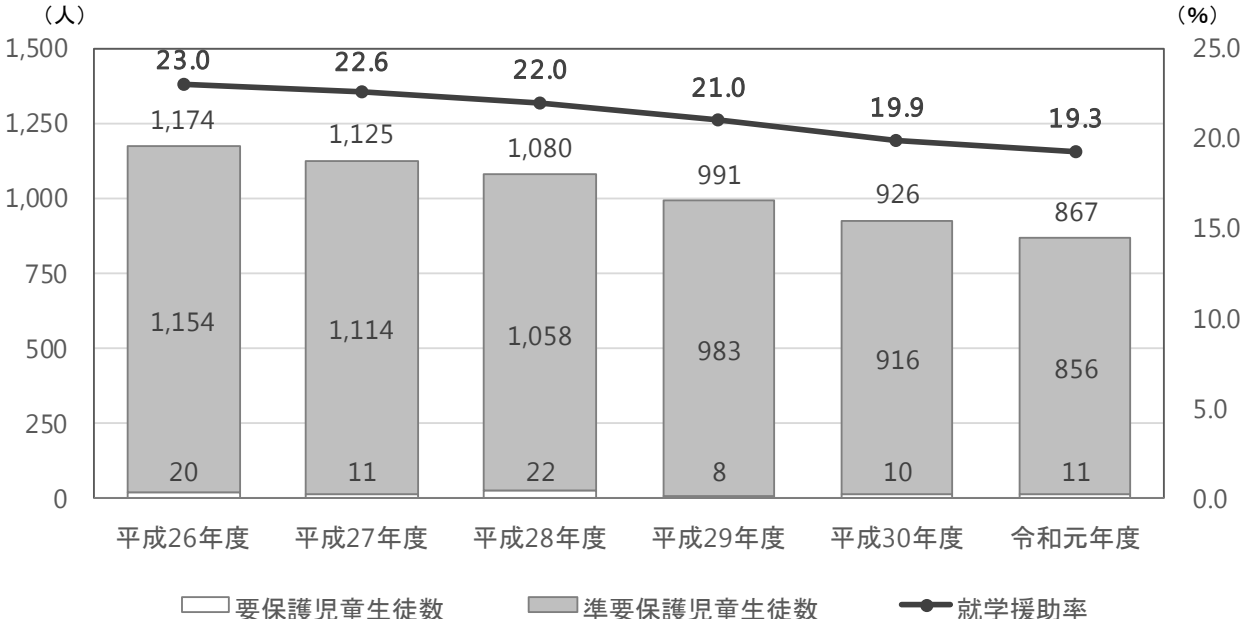

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童生徒数（全体）	5,102 人	4,975 人	4,918 人	4,745 人	4,643 人	4,503 人
小学生	3,276 人	3,198 人	3,105 人	2,990 人	2,960 人	2,907 人
中学生	1,826 人	404 人	1,813 人	1,755 人	1,683 人	1,596 人
児童生徒数（要保護＋準要保護）	1,174 人	1,125 人	1,080 人	991 人	926 人	867 人
小学生	753 人	721 人	680 人	630 人	610 人	579 人
中学生	421 人	404 人	400 人	361 人	316 人	288 人
要保護児童生徒数	20 人	11 人	22 人	8 人	10 人	11 人
小学生	10 人	6 人	10 人	2 人	2 人	4 人
中学生	10 人	5 人	12 人	6 人	8 人	7 人
準要保護児童生徒数	1,154 人	1,114 人	1,058 人	983 人	916 人	856 人
小学生	743 人	715 人	670 人	628 人	608 人	575 人
中学生	411 人	399 人	388 人	355 人	308 人	281 人
就学援助率	23.0%	22.6%	22.0%	21.0%	19.9%	19.3%

出典：学校教育課

3　子どもの生活実態調査から見える現状

（1）実態調査の概要

本市では、子どもの貧困対策を検討するうえで、子ども・若者やその世帯の生活や教育、就労等の実態を把握するため、市民アンケート調査、支援者ヒアリングからなる実態調査を行いました。

①市民アンケート調査

ア）調査期間

平成 30 年９月 28 日から平成 30 年 10 月 23 日まで

イ）調査方法

２歳・５歳、１６歳・１７歳：郵送による配布、回収

小2、小5・中2：学校を通して配布、回収

ウ）調査内容

保護者：健康状況、収入、子どもの様子、制度の利用状況等

子ども：健康状況、生活習慣、学習、居場所等

エ）配布・回収

区分		配布数	回収数	回収率(%)
２歳・５歳	保護者	809	425	52.53
小2	保護者	428	362	84.58
小5・中2	子ども	1,051	866	82.40
	保護者	1,051	864	82.21
16 歳・17 歳	子ども	653	201	30.78
	保護者	653	200	30.63
合　計		4,645	2,918	62.82

②支援者ヒアリング

ア）実施期間

平成 31 年３月及び令和２年８月 20 日から令和２年９月 17 日まで

イ）実施方法

ヒアリングシートをもとに聞き取りを実施

ウ）聞き取り内容

保護者が抱える課題等、子どもが抱える課題等、世帯が抱える課題等、
支援にあたっての課題等、今後必要となる支援

エ）実施対象

福祉関係所管課職員（市福祉課、市学校教育課）、学校関係者（市内小中学校各１校）、
福祉関連団体職員、NPO 法人職員、児童養護施設職員、児童福祉施設職員、
母子・父子自立支援員、民生委員（主任児童委員）、子ども食堂運営者

（2）世帯の暮らし向きについて

①家計の状況

家計の状況について、「赤字」と回答した割合は世帯全体が 19.8%だったのに対し、非課税世帯は 25.0%、ひとり親世帯は 24.6%となっており、それぞれ 5.2 ポイント、4.8 ポイント高くなっています。

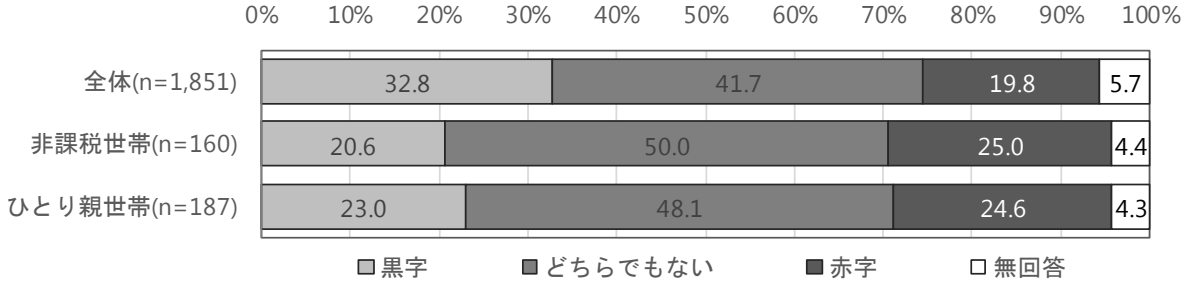

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

②貯金額

「貯金はない」と回答した割合は、世帯全体で 13.3%に対して、非課税世帯は 21.9%、ひとり親世帯は 25.1%となっており、それぞれ 8.6 ポイント、11.8 ポイント高くなっています。

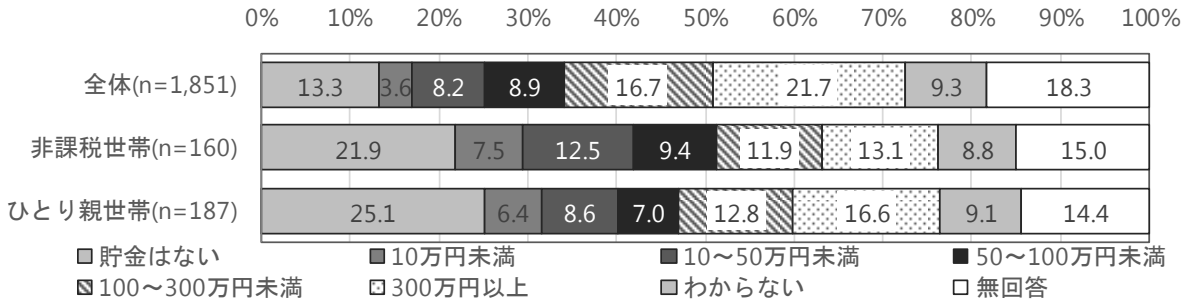

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

③経済的な理由により制限を受けた経験（公共料金等の支払い）

公共料金等の支払いができなかった経験は､｢よくあった｣｢ときどきあった｣｢まれにあった｣と回答した割合が世帯全体で 13.7%に対し、非課税世帯で 17.0%、ひとり親世帯で 20.9%となっており、それぞれ 3.3 ポイント、7.2 ポイント高くなっています。

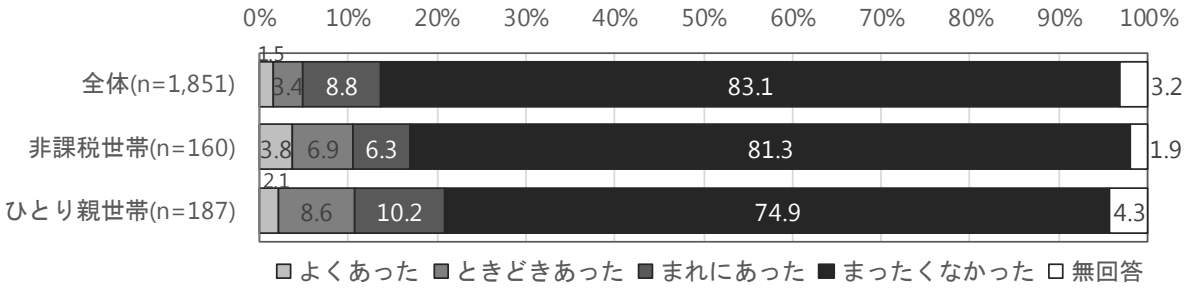

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

④経済的な理由により制限を受けた経験（食料が買えなかった経験）

食料が買えなかった経験が「あった」と回答した割合は世帯全体で 5.5%に対し、非課税世帯は 11.3%、ひとり親世帯は 12.3%となっており、それぞれ 5.8 ポイント、6.8 ポイント高くなっています。

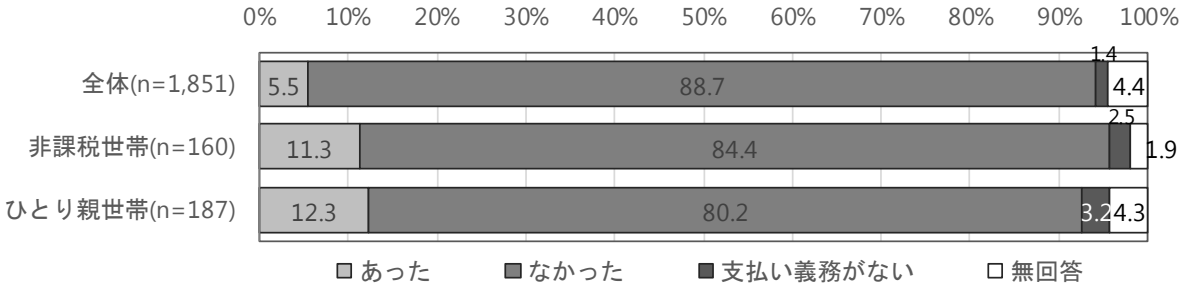

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑤支援者ヒアリングの意見

- ひとり親世帯は、経済的に困窮状態にある世帯、生活保護受給世帯が多い。
- ひとり親世帯の親は、時間的余裕がなく、いまをどう生きるかに精一杯で、将来にまで考えが及ばないように見える。時間的な余裕がないため、子どもと接する時間も減少している。
- 子どもが小さいと働く時間に制限がかかり、預け先の問題が発生する。
- 障がいの認定や生活保護の認定を受けていないぎりぎりの家庭が一番苦しい状況にある。
- 困難を抱えている世帯は収入があってもお金の使い方の優先順位がつけられない人もいて、その差が激しい。

（3）子ども、保護者の健康状態や生活習慣等について

①保護者の健康状態

「健康である」と回答した割合は世帯全体で 82.3%に対し、非課税世帯は 78.8%、ひとり親世帯は 72.2%となっており、それぞれ 3.5 ポイント、10.1 ポイント低くなっています。

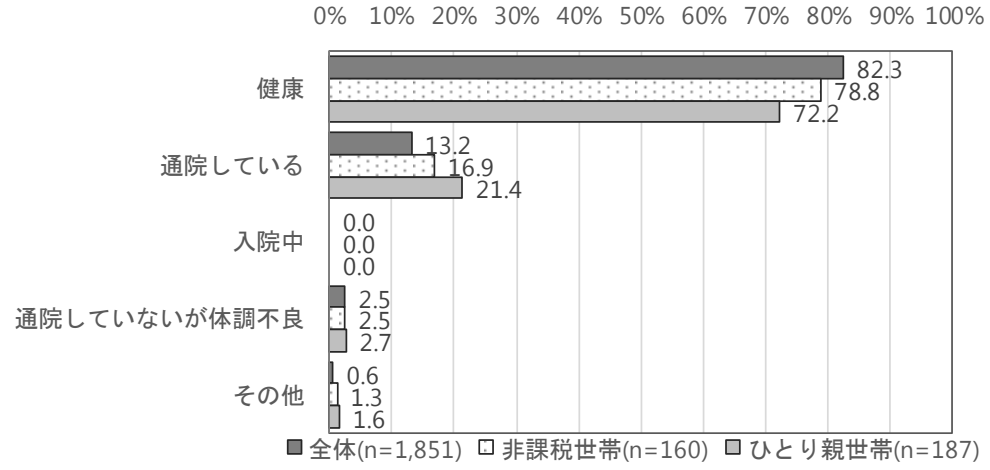

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

②保護者の心の健康状態

保護者の心の健康状態は、得点が高くなるほど抑うつ感が高い状態を示す項目で「Ⅰ（0～4点）」（最も抑うつ感が低いとされる区分）と回答した割合は、世帯全体が 61.9%であるのに対し、非課税世帯は 58.8%、ひとり親世帯は 52.4%となっており、それぞれ 3.1 ポイント、9.5 ポイント低くなっています。

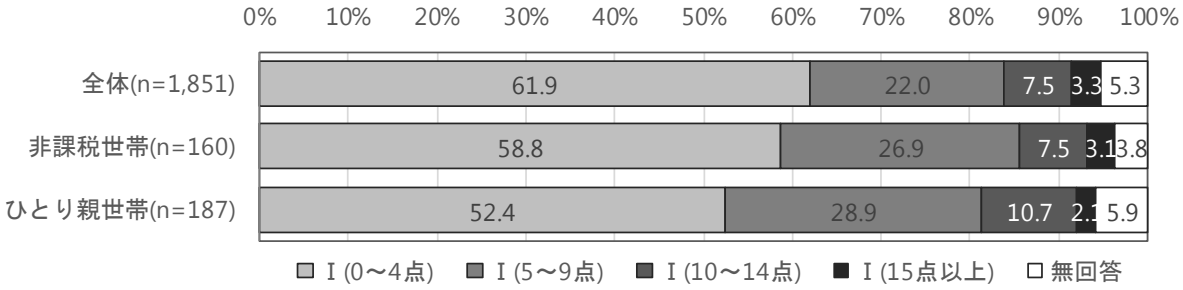

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

※過去１か月間の「こころの状態」に関する６つの質問について、５段階（０～４点）で点数化し、その合計点をⅠ（０～４点）、Ⅱ（５～９点）、Ⅲ（10～14 点）、Ⅳ（15 点以上）の４階層で示したもの。得点が高いほど抑うつ感が高い状態を示している。

③子どもの健康・発達の状況

子どもの健康状態は、「健康」と回答した割合が世帯全体では 88.0%であるのに対し、非課税世帯は 88.8%、ひとり親世帯は 86.1%で、世帯類型による大きな差異はみられませんでした。

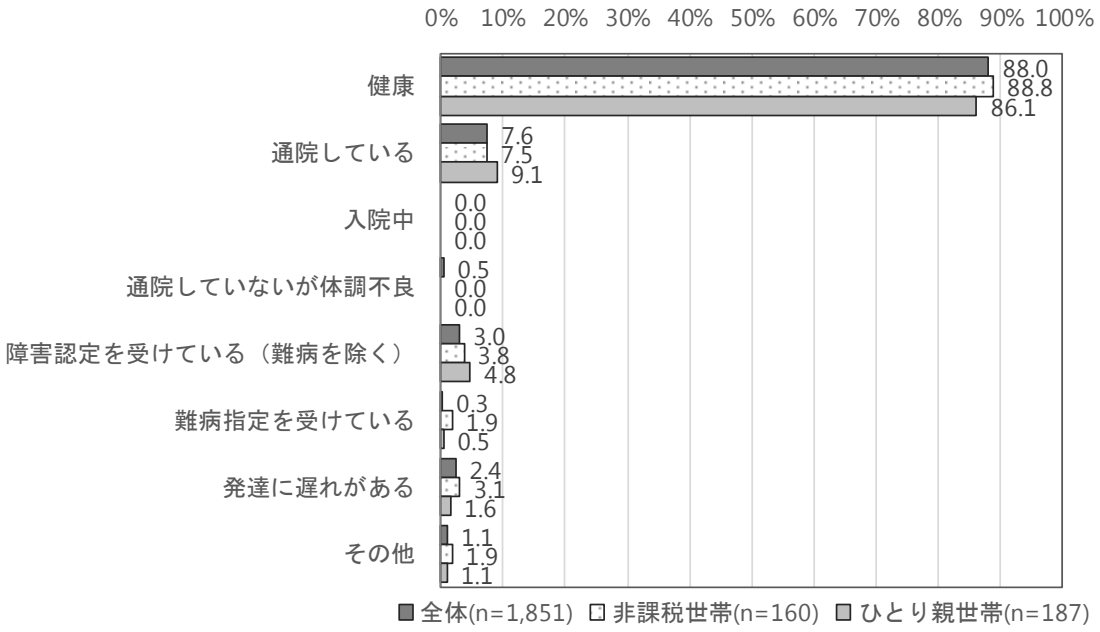

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

④子どもの心の健康状態

子どもの心の健康状態は、「健康である」と回答した割合が世帯全体では 88.6%であるのに対し、非課税世帯は 89.5%、ひとり親世帯は 88.2%で、世帯類型による大きな差異はみられませんでした。

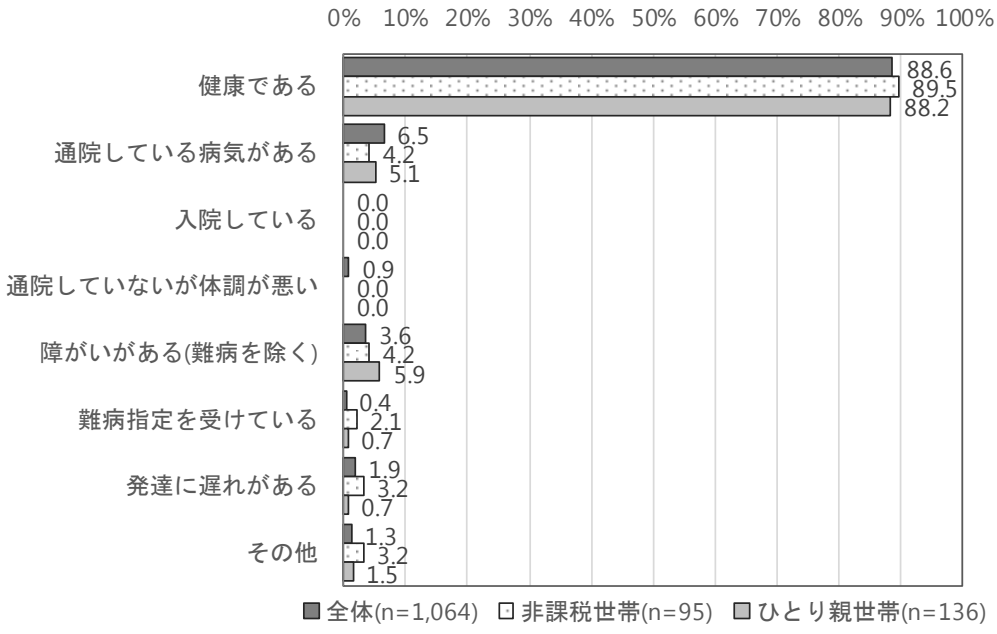

※小 5・中 2、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑤子どもを病院等に受診させたほうがよいと思ったが受診させなかった経験

子どもを受診させなかった経験は、「あった」と回答した割合は世帯全体で 15.9%に対し、非課税世帯は 18.8%、ひとり親世帯は 22.5%となっており、それぞれ 2.9 ポイント、6.6 ポイント高くなっています。

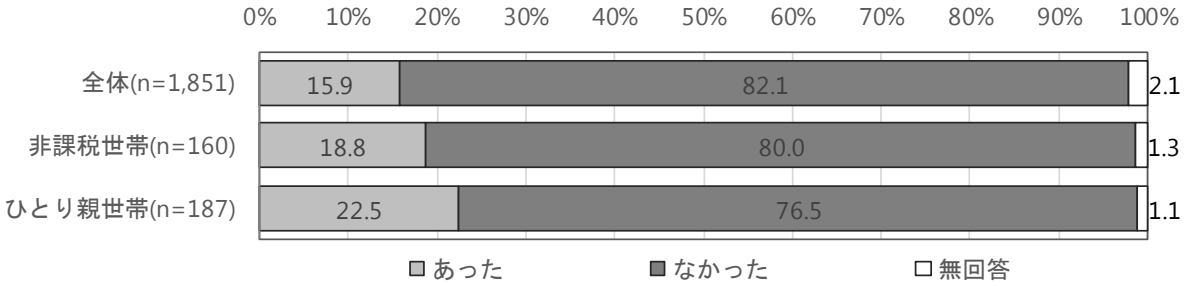

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑥保護者が病院等を受診したかったのに受診できなかった経験

保護者が受診できなかった経験は、「あった」と回答した割合は世帯全体で 32.1%に対し、非課税世帯は 30.0%で差異はみられませんが、ひとり親世帯は 41.7%で 9.6 ポイント高くなっています。

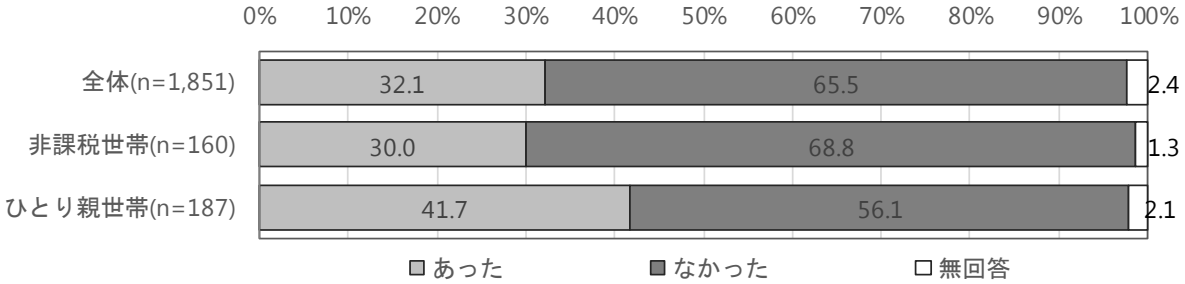

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑦子どもの就寝時間

子どもの就寝時間は、「午後９時より前」「午後９時台」と回答した割合は世帯全体で 44.7%に対し、非課税世帯は 41.8%、ひとり親世帯は 37.3%となっており、それぞれ 2.9 ポイント、7.4 ポイント低くなっています。

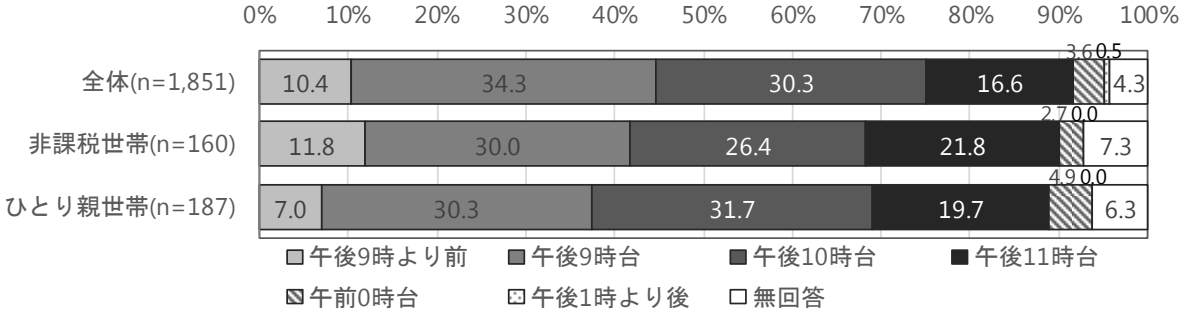

※小 2、小 5・中 2 の保護者が回答

⑧子どもの朝食の状況

「毎日食べる」と回答した割合は世帯全体では84.6%だったのに対し、非課税世帯は74.4%、ひとり親世帯は 72.5%となっており、それぞれ 10.2 ポイント、12.1 ポイント低くなっています。

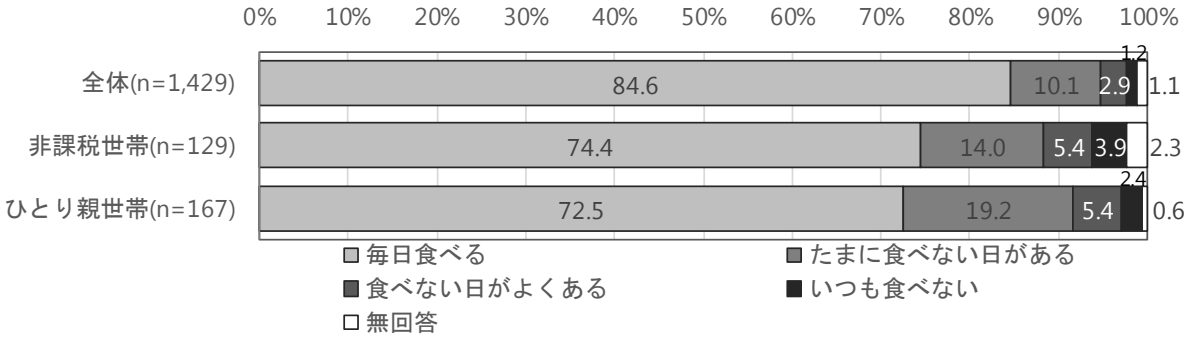

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑨支援者ヒアリングの意見

- 保護者自身が病気や発達障がい、精神疾患を患っている場合、それにより就労困難となる。
- 保護者に DV 経験等がある場合には、その影響により精神的に不安定になりやすい。
- 困難を抱えている世帯では、家にひきこもりがちで、子どもが痩せていたり虫歯が多い。
- 親の不規則な生活に付き合い、自らも生活リズムが作れず、基本的な生活習慣が身についていない子どもがいる。
- 生活保護等、一定の行政支援を受けている世帯では、金銭面よりもむしろ食事等の生活面の乱れが深刻になっていると感じる。
- 保護者自身が経済的に貧困な家庭で育ったことから、子育てや子どもの発達等の知識があまりないまま子どもに接するため、うまく子どもと関われないことがある。

（4）勉強の状況について

①学校の授業以外での勉強時間

「授業以外の勉強時間」については、ひとり親世帯の「まったくしない」「30 分未満」と回答した割合は世帯全体では 26.3%だったのに対し、非課税世帯で 31.0%、ひとり親世帯で 33.5%となっており、それぞれ 4.7 ポイント、7.2 ポイント高くなっています。

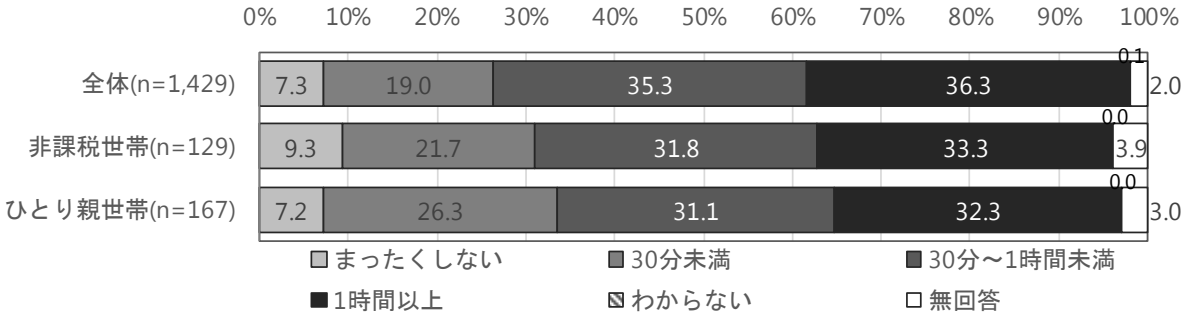

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

②塾や家庭教師の利用

塾や家庭教師の利用については、世帯類型による大きな差異はみられませんでした。

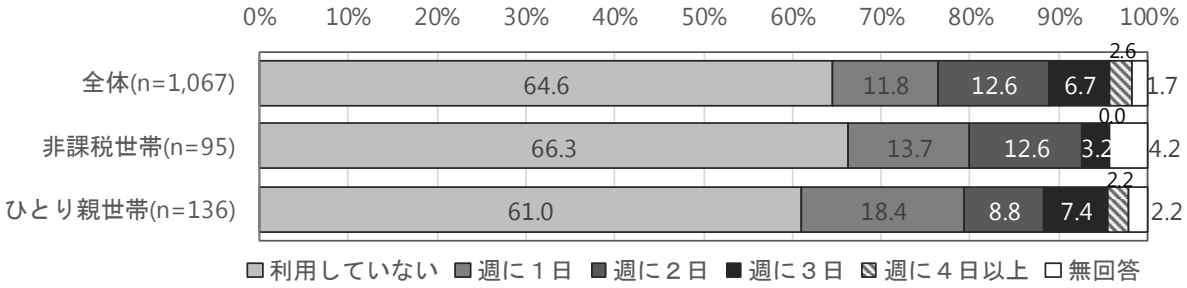

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

③自分が使うことができる子ども部屋（きょうだいと一緒に使っている場合も含む）

自分が使うことができる子ども部屋は、「ある」と回答した割合が世帯全体では 86.6%であるのに対し、非課税世帯で 78.9%、ひとり親世帯で 81.1%となっており、それぞれ 7.7 ポイント、5.5 ポイント低くなっています。

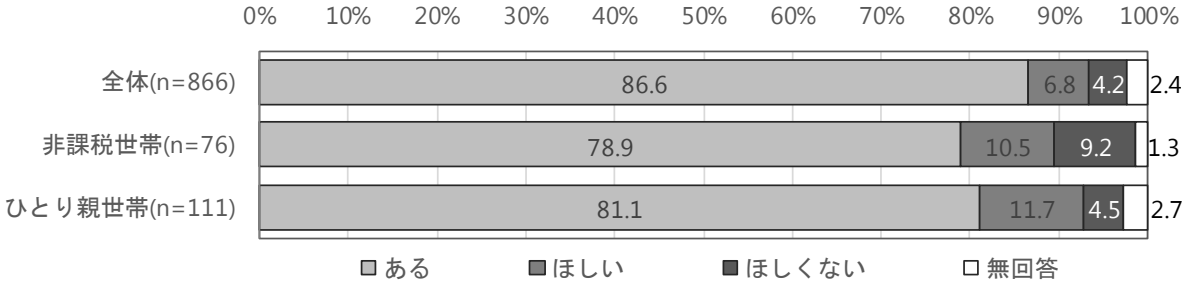

※小５・中２の子どもが回答

④自分専用の勉強机

自分専用の勉強机が「ある」と回答した割合は世帯全体では 92.3%であるのに対し、非課税世帯は 90.8%、ひとり親世帯は 86.5%となっており、それぞれ 1.5 ポイント、5.8 ポイント低くなっています。

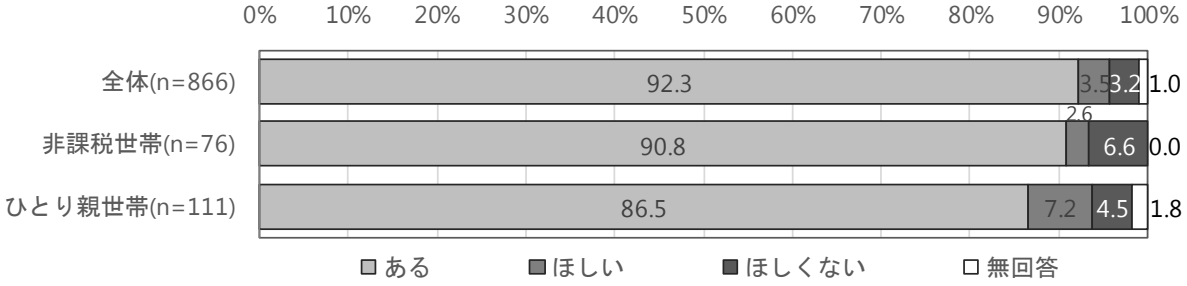

※小５・中２の子どもが回答

⑤学校の授業の理解

授業について、「いつもわかる」と「だいたいわかる」と回答した割合は世帯全体では 72.3%であるのに対し、非課税世帯は 61.0%、ひとり親世帯は 59.6%となっており、それぞれ 11.3 ポイント、12.7 ポイント低くなっています。

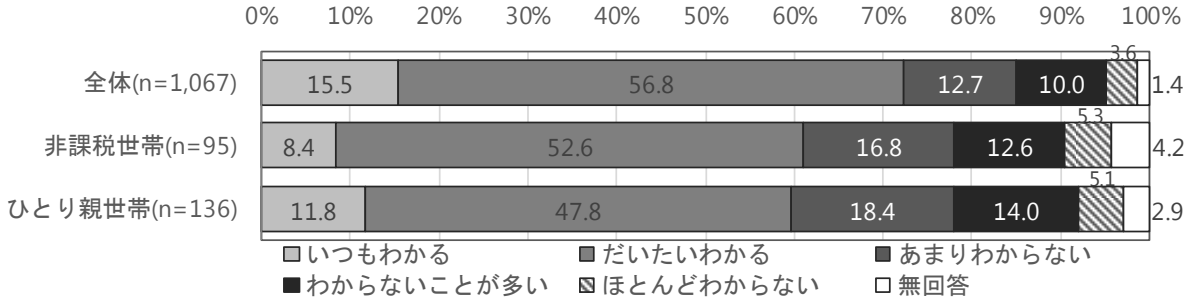

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑥成績がクラスの中でどれくらいだと思うか

クラスの中での自分の成績については、「どちらかというと良くない方」、「良くない方」と回答した割合は世帯全体では 27.2%であるのに対し、非課税世帯は 36.8%、ひとり親世帯は 32.4%となっており、それぞれ 9.6 ポイント、5.2 ポイント高くなっています。

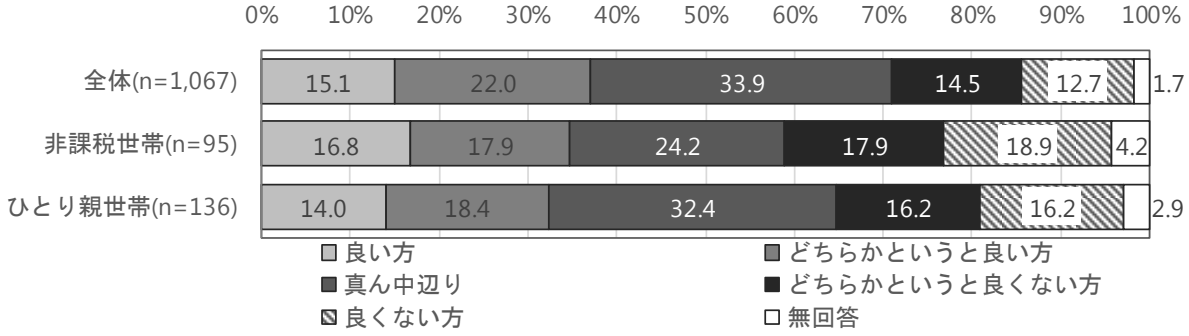

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑦支援者ヒアリングの意見

・家に勉強部屋がないなど、学習できる環境が整っていないため、学習の習慣が身につかず学力低下につながっている子どもがいる。
・コロナ禍で一斉休校中は、学習動画配信を行っていたが、受信できる機器がない家庭があった。

（5）進学や将来に対する考え方について

①どの段階まで進学したいと考えているか

進学したい段階は、「大学またはそれ以上」と回答した割合は世帯全体では 38.4%であるのに対し、非課税世帯は 31.6%、ひとり親世帯は 33.8%となっており、それぞれ 6.8 ポイント、4.6 ポイント低くなっています。

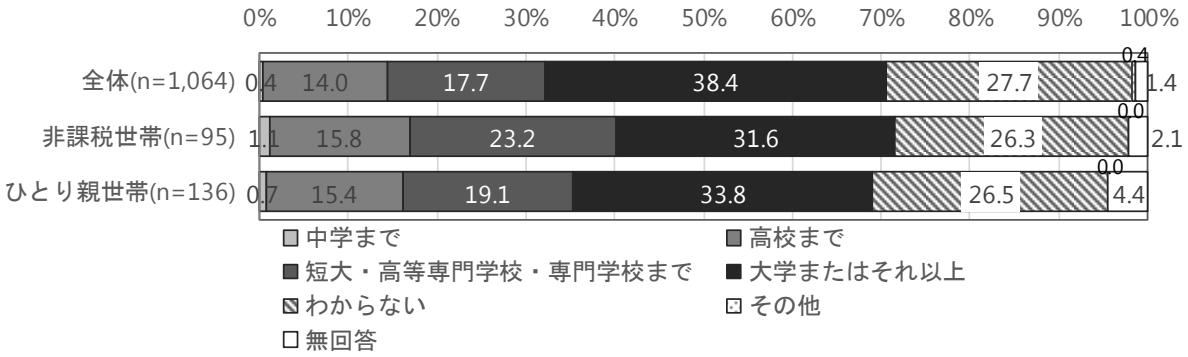

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

②お金のことを心配して進学を「高校まで」と回答した割合

お金のことを心配して「高校まで」と回答した世帯で、「まああてはまる」「非常にあてはまる」と回答した割合は世帯全体で 55.0%に対し、ひとり親世帯は 66.6%となっており、11.6 ポイント高くなっています。

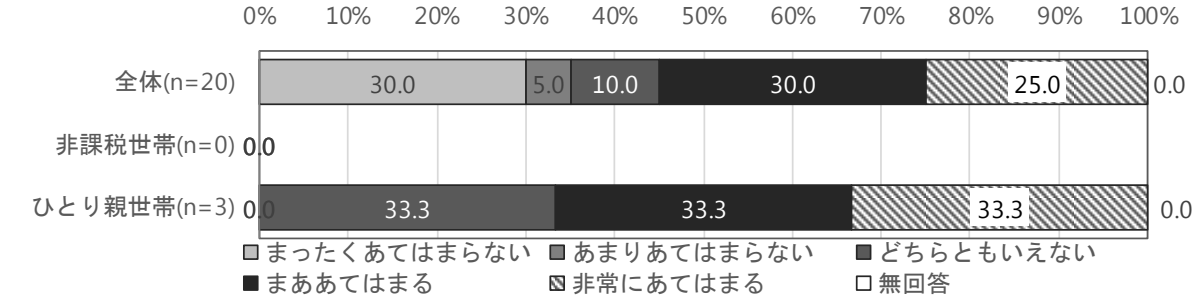

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

③子どもにどの段階まで進学させたいか

子どもにどの段階で進学させたいかの問で、「高校」と回答した割合は、世帯全体で 8.9%に対し、非課税世帯で 18.9%、ひとり親世帯で 19.9%となっており、それぞれ 10.0 ポイント、11.0 ポイント高くなっています。

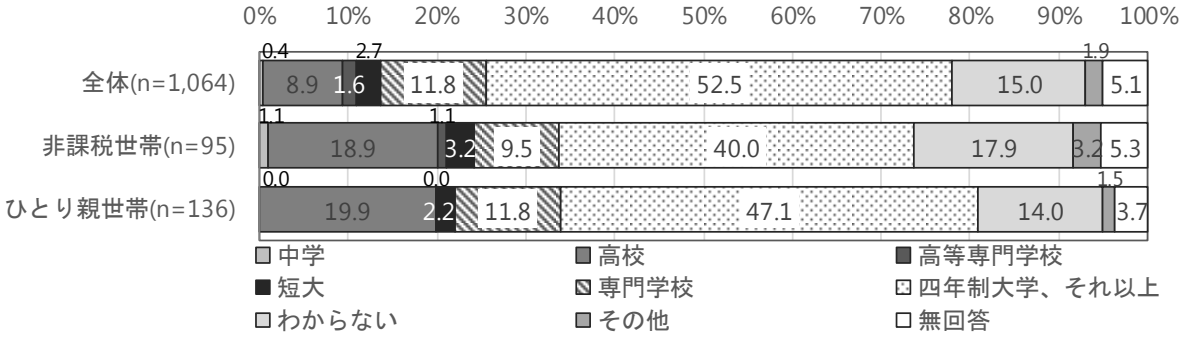

※小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

④子どもに教育を受けさせるためのお金の準備

子どもに教育を受けさせるためのお金の準備について、小５・中２の保護者では、「めどはついていない」と回答した割合は世帯全体で 19.9%に対し、非課税世帯で 31.6%、ひとり親世帯で 36.0%となっており、全体と比べてそれぞれ 11.7 ポイント、16.1 ポイント高くなっています。

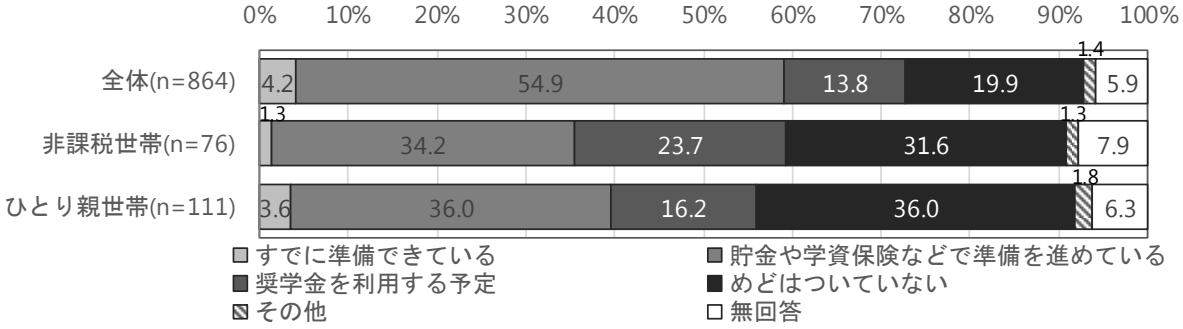

※小５・中２の保護者が回答

16～17 歳の保護者では、「めどがたっていない」と回答した割合が世帯全体で 14.0%に対し、非課税世帯で 15.8%、ひとり親世帯で 28.0%と、それぞれ 1.8 ポイント、14.0 ポイント高くなっています。

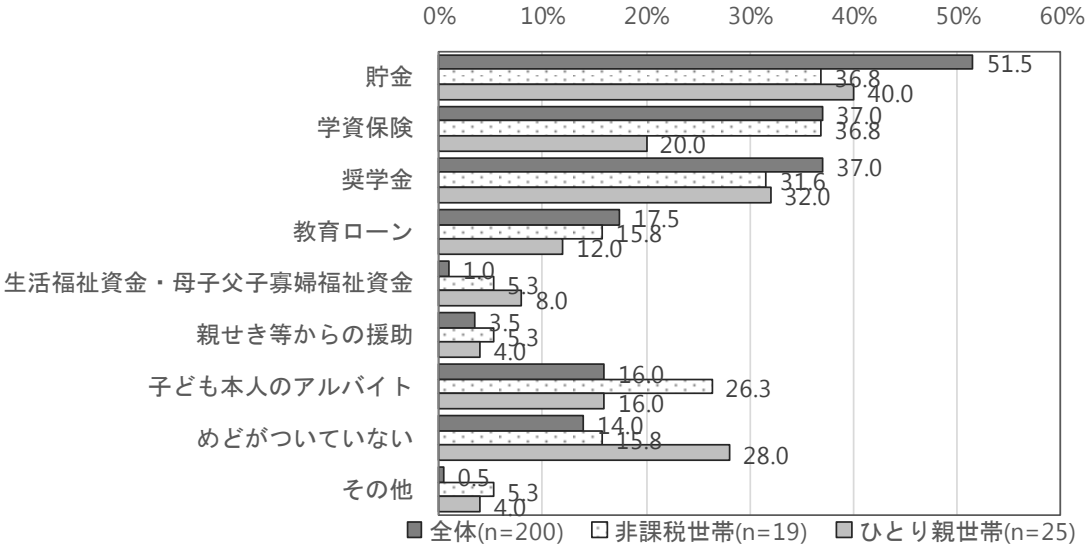

※16 歳・17 歳の保護者が回答

⑤支援者ヒアリングの意見

- 身近に適切なモデルがいないため、進学や就職に対するイメージがもてないことがある。
- インターネットの普及でよい進学モデルをインターネットで調べられるようになっているほか、学校におけるキャリア支援教育も進んでいる。
- 保護者自身が中卒、高卒の場合、子どもにも中学校・高校を卒業したら働いてほしいと考えていることもある。
- 義務教育段階では、子どもに食べさせるといった支援でよいかもしれないが、高校生の段階では、就労支援など、社会的自立に向けた支援が重要となる。
- 児童養護施設に入所している子どもに対しては、退所後の生活や大学進学等への支援が重要になる。
- 進学支援などの制度を知らない場合は、進学をあきらめるケースが考えられるため、制度の周知が必要である。

（6）子どもの居場所や経験に関する状況について

①学校への気持ちについて（学校に行くのが楽しみだ・学校を休みたいと思うことがよくある）

学校に行くのが楽しみであるかは、「まったくあてはまらない」と「あまりあてはまらない」と回答した割合は世帯全体で 22.1%に対し、非課税世帯は 32.6%、ひとり親世帯は 28.0%となっており、それぞれ 10.5 ポイント、5.9 ポイント高くなっています。

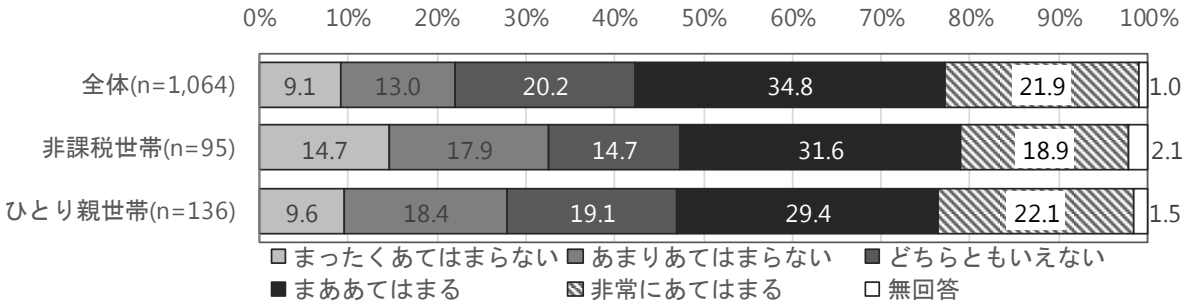

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

学校を休みたいと思うことがよくあるかは、「まったくあてはまらない」と「あまりあてはまらない」と回答した割合は世帯全体で 42.3%に対し、非課税世帯は 33.7%、ひとり親世帯は 42.0%となっており、それぞれ 8.6 ポイント、0.3 ポイント低くなっています。

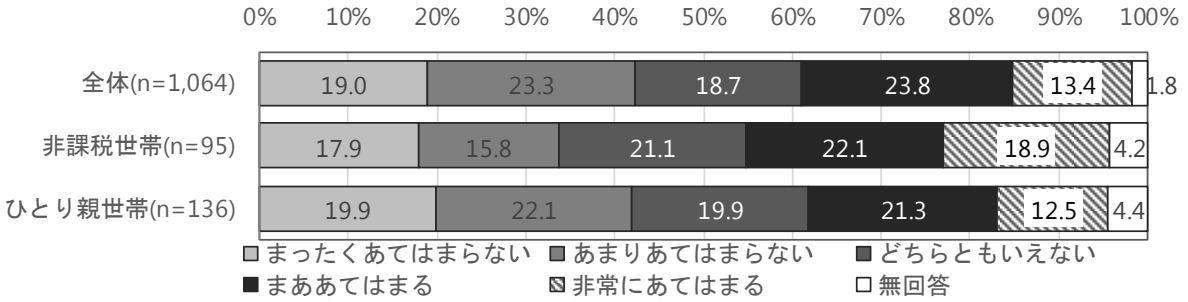

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

②親子のコミュニケーション（親は私の言うことを真剣に聞いてくれる）

親は私（子ども）の言うことを真剣に聞いてくれているかは、「まああてはまる」と「非常にあてはまる」と回答した割合は世帯全体で 72.4%に対し、非課税世帯は 61.1%、ひとり親世帯は 67.6%となっており、それぞれ 11.3 ポイント、4.8 ポイント低くなっています。

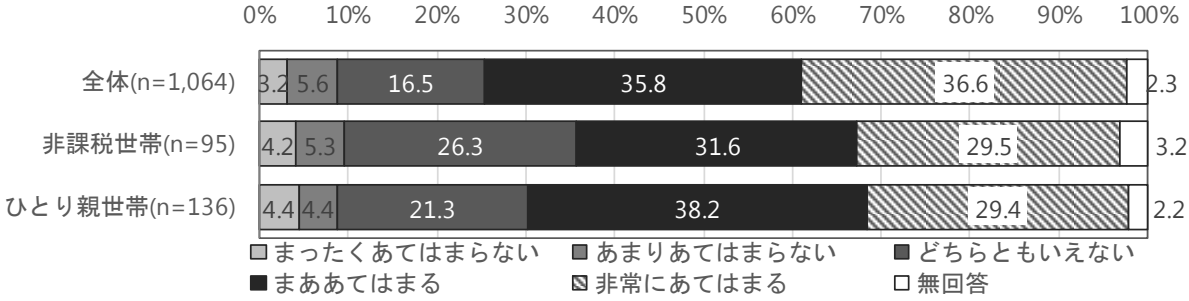

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

③過去１年間で親子そろって旅行やキャンプに行った経験

親子で旅行などに行った経験は、「行った」と回答した割合は世帯全体で 70.4%に対し、非課税世帯は 57.9%、ひとり親世帯は 58.6%となっており、それぞれ 12.5 ポイント、11.8 ポイント低くなっています。

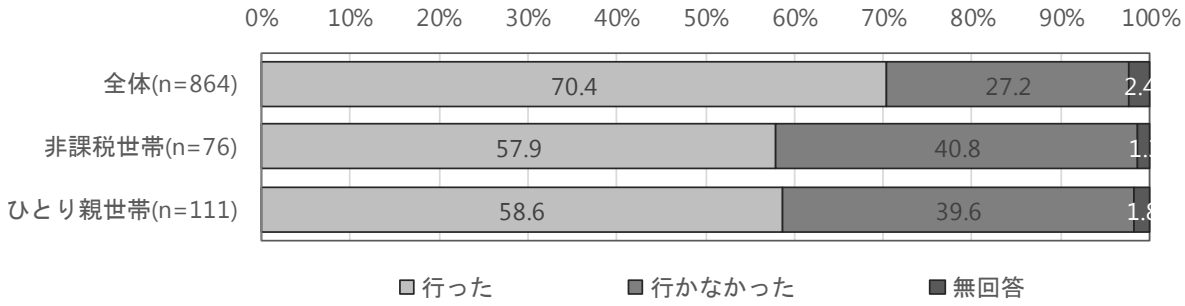

※小５・中２の保護者が回答

④誰と夕食を食べているか

子どもが誰と夕食を食べているかについて、非課税世帯とひとり親世帯の「親」、「きょうだい」が全体と比べて低くなっています。ひとり親世帯の「その他の家族」は、全体と比べて 20 ポイント以上高くなっています。

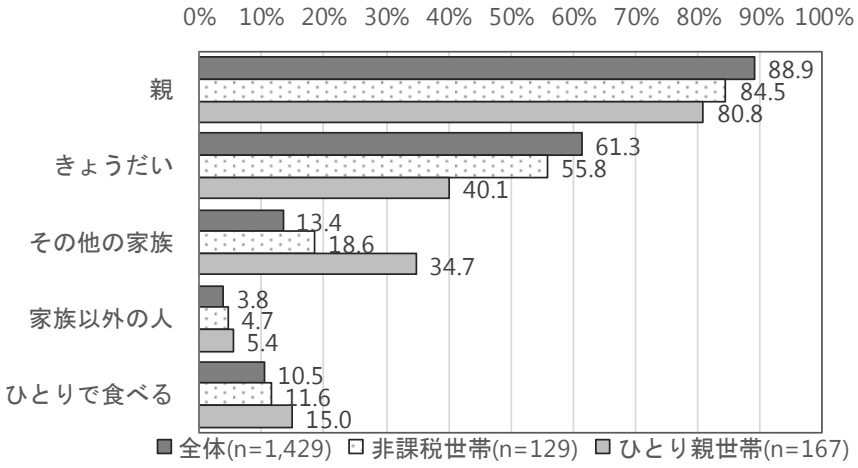

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑤平日の放課後に過ごす場所

平日の放課後に過ごす場所は、全ての世帯類型で「自宅」が多い一方、非課税世帯では「商店やスーパー」が、世帯全体より 5.9 ポイント高くなっています。ひとり親世帯では「学校（部活など）」が、世帯全体より 9.4 ポイント高くなっています。

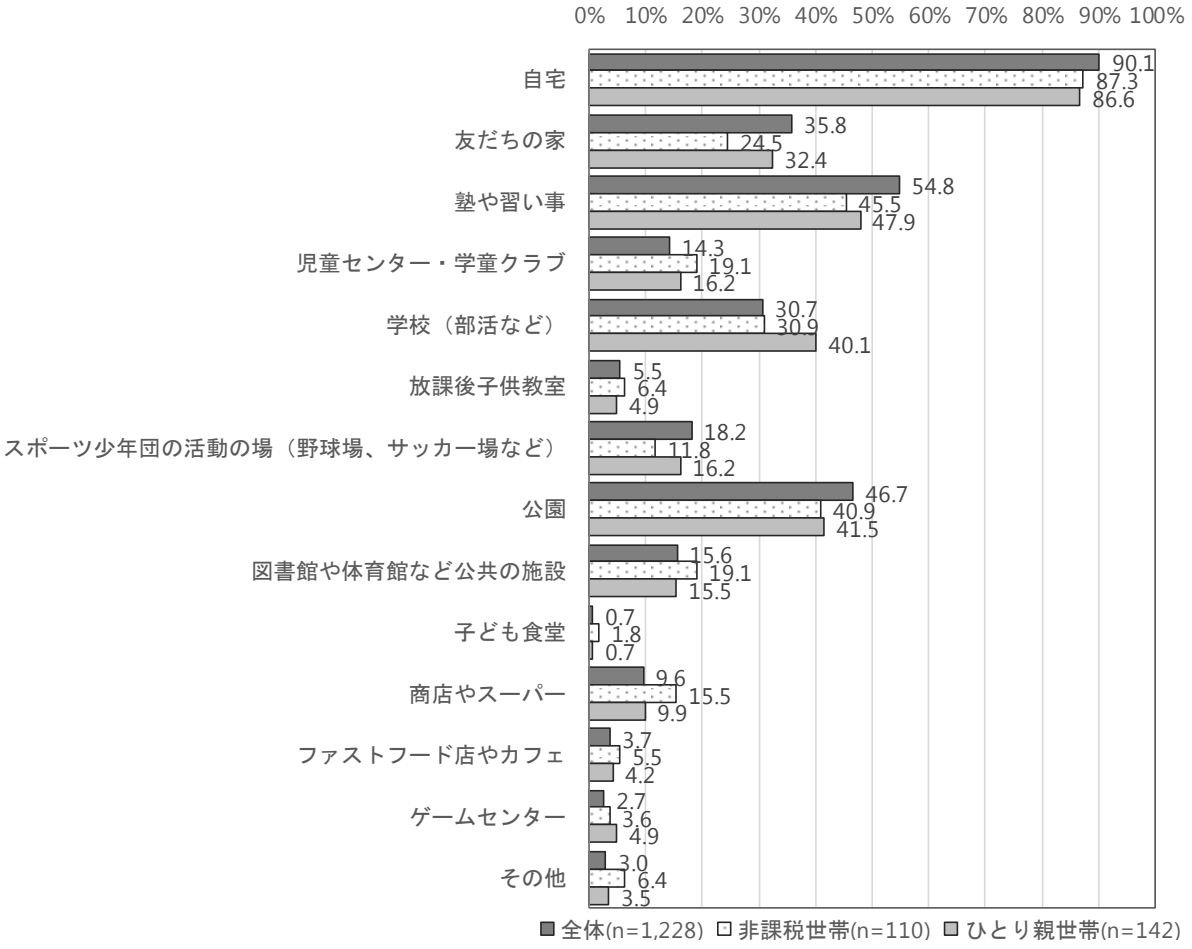

※小５・中２、16 歳・17 歳の子どもが回答

⑥支援者ヒアリングの意見

- 教育や進路のことで親に相談できない子どもがいる。
- 家にも学校にも居場所がないという感覚から、不登校になる子どもがいる。
- 親子で食事をする機会がなかったり、子どもが手作りの料理を食べたことがない。
- 困難を抱えている世帯の子どもたちの成長を考えると、家庭以外でモデルとなる大人とかかわれる機会が大切であり、親のみ、先生のみとのかかわりだけでは不十分である。
- 地域全体で子どもを見守る、育てる仕組みづくりが必要である。
- 子どもの居場所がないことについて、親が気づいていないことが多い。
- コンビニエンスストアが子どもの気づきの場所であったりすることもある。

（7）社会的孤立の状況について

①子どもについての悩みを相談する相手

子どもについての悩みを相談する相手は、全ての世帯類型で「同居の家族」が多い一方、非課税世帯では「職場の人」が、世帯全体より 2.7 ポイント高くなっています。ひとり親世帯では「同居していない家族・親せき」が、世帯全体より 22.4 ポイント高くなっています。

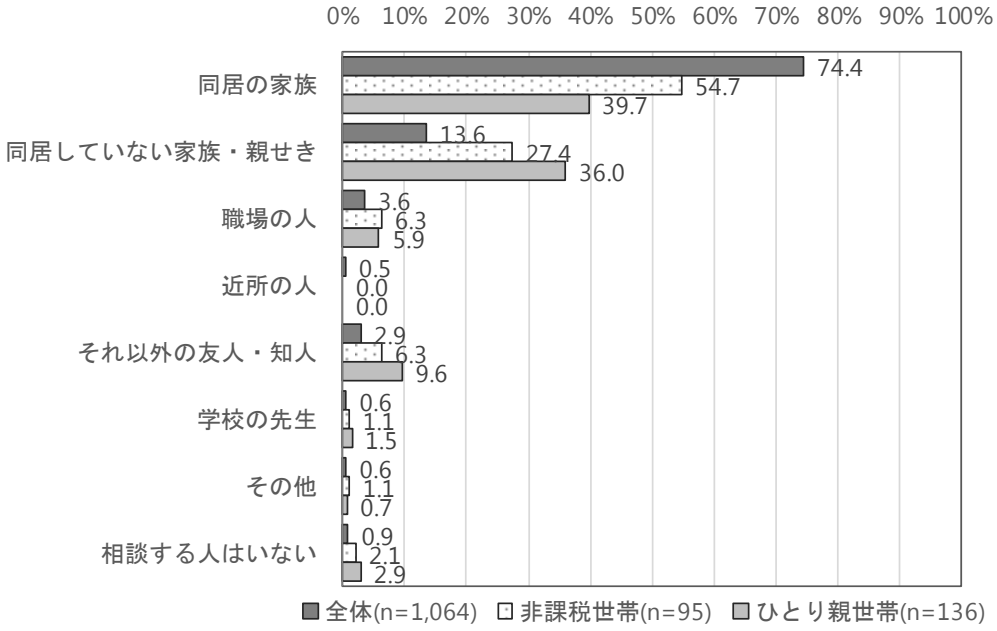

※小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

②保護者自身の悩みや困りごとを相談する相手

保護者自身の悩みなどを相談する相手は、全ての世帯類型で「同居の家族」が多い一方、非課税世帯では「それ以外の友人・知人」が、世帯全体より 5.8 ポイント高くなっています。ひとり親世帯では「同居していない家族・親せき」が、世帯全体より 19.2 ポイント高くなっています。

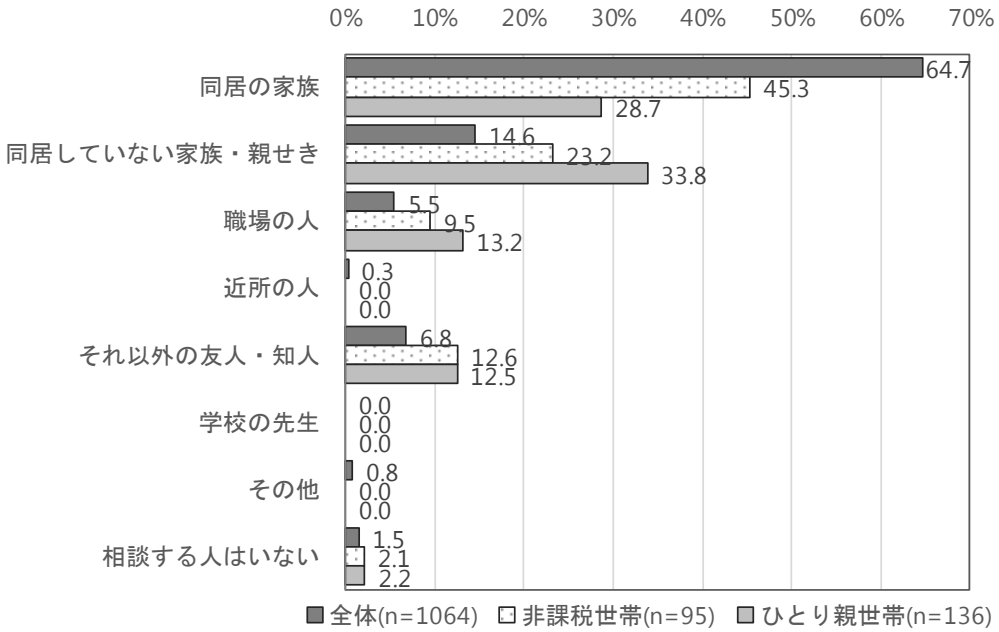

※小５・中２、16 歳・17 歳の保護者が回答

③子どもの面倒をみてくれる人について

「子どもの面倒がみられなくなったときに代わりに面倒をみてくれる人」では、「頼める人はいない」と回答した割合は世帯全体で 7.7%に対し、非課税世帯は 8.1%で差異はなく、ひとり親世帯は 5.3%で 2.4 ポイント低くなっています。

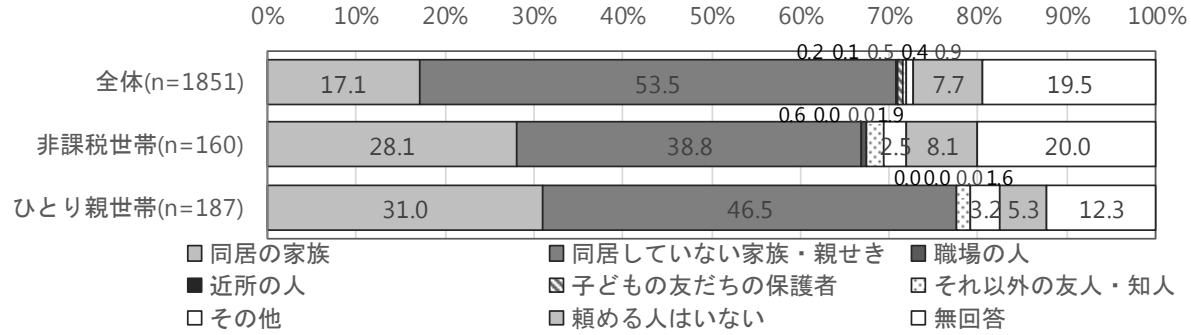

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

④子育てに関する制度やサービスの認知状況について（まったく知らなかったと回答した割合）

制度やサービスの認知状況は、就学前就学後ともに、一部を除きほぼすべての項目に対して全く知らなかったと回答したひとり親世帯の割合が高くなっています。

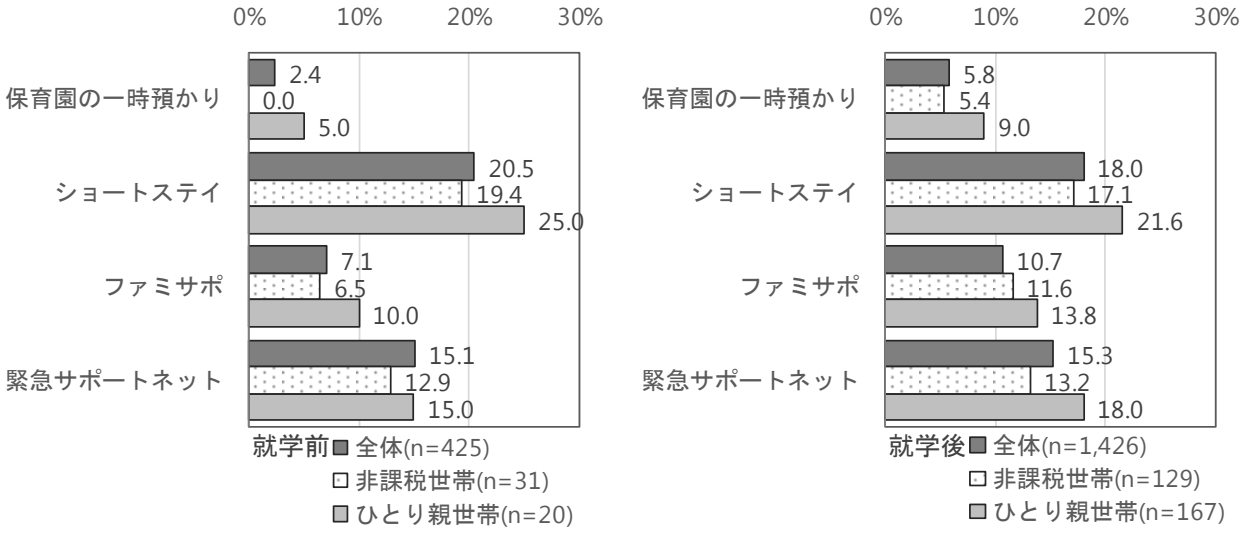

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑤各種相談先や相談方法の認知状況（知らなかったと回答した割合）

各種相談先や相談方法の認知状況は、相談先や相談方法を知らなかったと答えた割合は、ほとんどの項目で非課税世帯、ひとり親世帯が世帯全体を上回っています。

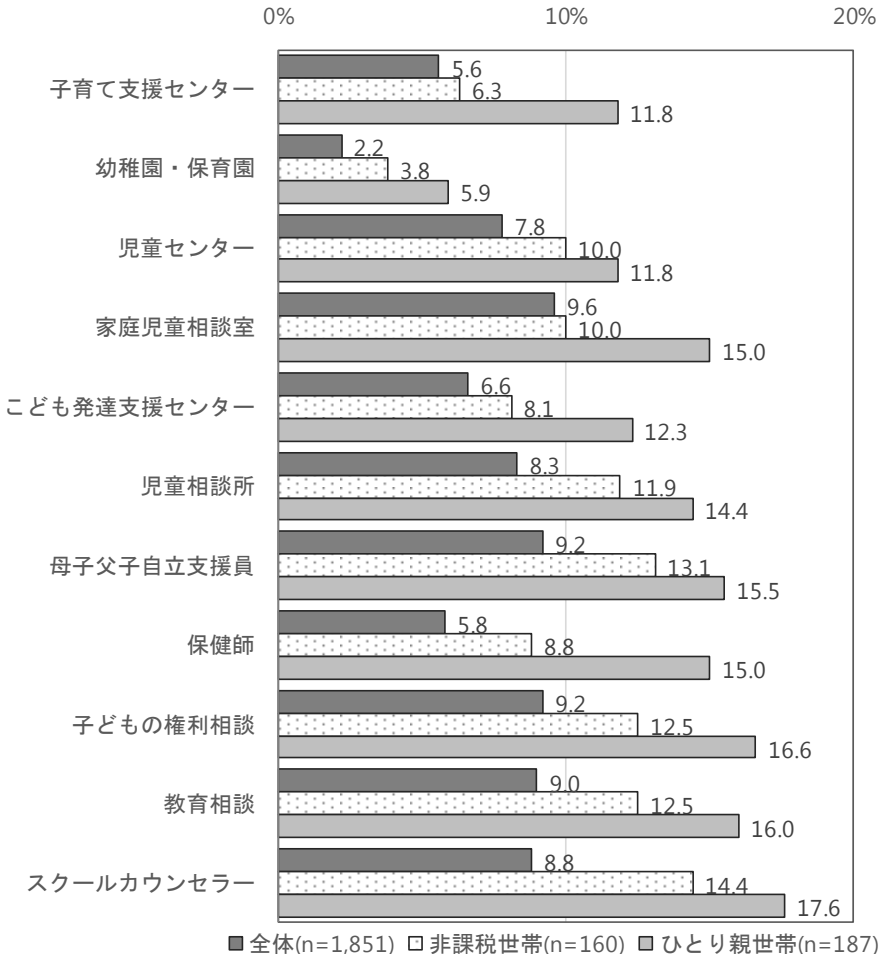

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

⑥支援者ヒアリングの意見

- 相談したり悩みを話せる相手が限られていたり、周囲に協力を求められる人がいないなどの理由で孤立してしまうことがある。
- 子育ての不安を一人で抱え込むケースがある。
- 困っている人は、その様子を周囲に見せない。ただし、一見周囲とかかわりたくなさそうな雰囲気を出していたとしても、本当は話を聞いてほしいという場合もある。
- 困難を抱えている家庭であっても、保護者や子どもの様子からだけでは他の家庭と変わらない場合も多く、外から気付くことが難しい。
- 困難を抱えている人の中には、市役所の相談窓口に行きづらさやハードルの高さを感じている人もいる。
- 支援が必要であると分かっている家庭でも関わりにくいケースがある。

（8）保護者の就労の状況について

①父親・母親の就労状況

ひとり親の正規雇用の割合は、両親世帯の父と差異がないのに対し、母子世帯の母が 40.0%と低くなっています。

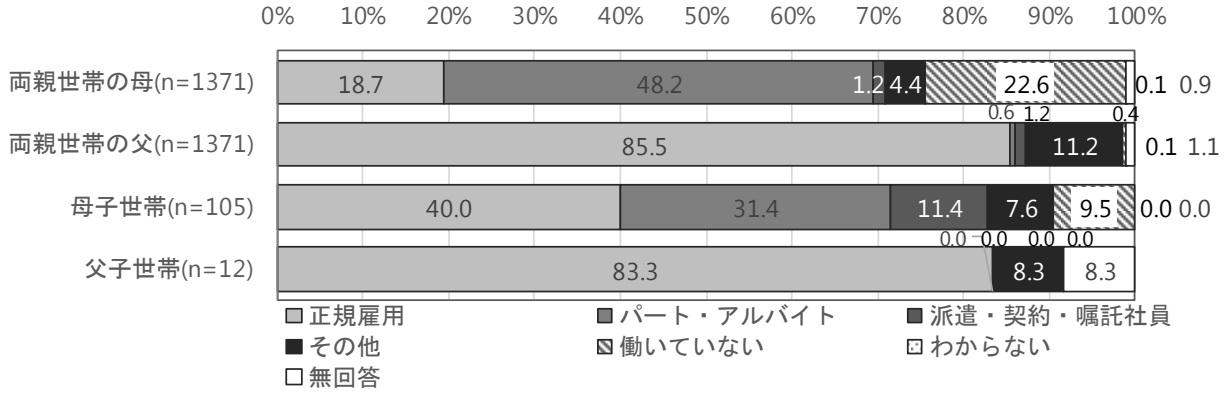

※2 歳・5 歳、小 2、小 5・中 2、16 歳・17 歳の保護者が回答

②支援者ヒアリングの意見

・仕事をしているにもかかわらず、収入が少ない。特に母子家庭でその傾向が強い。
・ひとり親家庭の母は、非正規雇用で働いていることが多い。
・働いている親は、相談したくても相談窓口が空いている時間に相談に行くことができないことが多い。

４　現状から導き出された課題

＜課題１＞　子どもの育ちと学びにおける課題

実態調査では、困難を抱えている世帯において、自分が使うことができる子ども部屋や自分専用の勉強机を持っていないなど、自宅における学習環境が十分に整っていない傾向がみられます。また、子ども自身が授業の理解度が低い、学校以外での勉強時間が少ない傾向もみられることから、学校教育はもとより、学校以外での様々な学習機会の提供や、子どもが安心して学ぶための相談支援体制の充実が必要となります。

＜課題２＞　子どもの居場所や経験など生活基盤の確保における課題

実態調査では、困難を抱えている世帯で、夕食を一人で食べる「孤食」の状況にある子どもがみられます。また、親子でのコミュニケーションが十分ではないこと、親子で旅行やキャンプに行った経験が少ない傾向がみられます。

こうしたことから、親子間でのコミュニケーションを十分にとれるよう、保護者への支援を行うことや、家庭や学校以外で、子どもが安心して過ごすことができる地域の居場所づくりの支援が必要となります。

＜課題３＞　自立に向けた課題

実態調査では、家計の状況が「黒字」ではない世帯が７割を超えています。また、世帯の状況によって教育資金の準備状況に差が出ており、世帯の経済状況が子どもの将来に影響を与えていることがみられます。

また、困難を抱えている世帯ほど、大学またはそれ以上の進学希望は低く、教育を受けさせるためのお金の準備も目途がついていない世帯の割合が高いことが確認されています。

さらに、困難を抱えている世帯での親の正規雇用の割合が低い傾向がみられます。

こうしたことから、義務教育を終えた子どもが希望する進学・就労等が可能となるよう、進路支援や就労支援、相談支援等、将来の社会的自立に向けた支援が必要となります。

＜課題４＞　特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の課題

実態調査では、困難を抱えている世帯ほど、子どもを病院等に受診させた方がよいと思っても受診できなかった経験があったことが多くみられます。また、保護者自身も受診できなかった経験がある割合も高い傾向にあります。

こうしたことから、社会的養護を必要とする子どもや生活困窮世帯、ひとり親家庭など、特に配慮を必要とする子ども・世帯に対して、きめ細やかな支援が必要となります。

＜課題５＞　相談支援の課題

実態調査では、困難を抱えている世帯ほど、保護者自身の悩みや困りごとを相談する相手がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることがみられます。また、困難を抱えているにも関わらずその様子を周囲に見せない、見た目にはわからない場合も多く、外から気づくことの難しさがあり、保護者の心の健康状態が低い傾向もみられます。

こうしたことから、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう支援が必要となります。

５　計画の基本的な考え方

計画のめざす姿

本市の将来を担う子どもたちは、地域の宝であり、その子どもたちが、のびのびと心豊かに成長することは市民すべての願いでもあります。

しかし、少子高齢化や核家族化による保護者の孤立、支援の担い手の減少、経済状況の変化など、子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの健全な成長に少なからず影響を与えています。

そのような中、子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに成長するためには、ライフステージに応じた子どもの成長を総合的に支える支援体制を整えていく必要があります。

本市では、これまでも子どもやその家庭への経済的な支援等を進めてきましたが、世帯の状況等により困難を抱える子どもがいる実態がわかってきました。

そのため、子どもやその家庭環境、取り巻く社会環境を含めて身近な「気づき」から実情を把握し、教育や生活への支援、就労支援、経済的な支援等の施策展開を行いながら、状況に応じた一人ひとりの子どもの成長を見守り、地域全体ですべての子どもが夢や希望をもって成長していける地域社会の支援体制整備の構築を目指します。

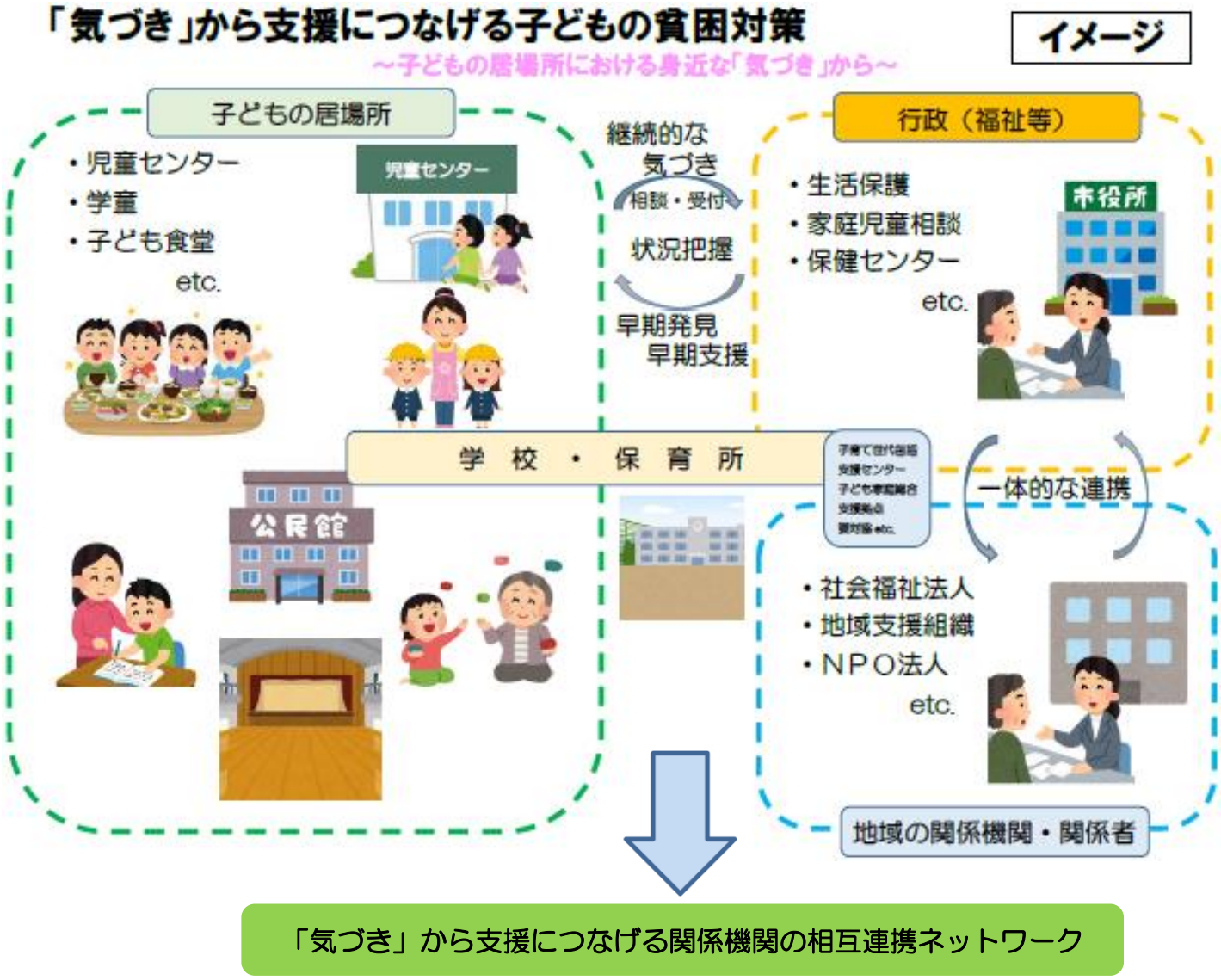

６　施策の展開

施策の基本的な方向性について、５つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

なお、施策の推進にあたっては、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重されたうえで、切れ目のない必要な施策を実施できるよう、十分に留意します。

（1）　子どもの育ちと学びへの支援

子どもたちが世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもに学びを受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限に伸ばしていけるよう、「育ちと学びへの支援」に取り組みます。

ア　子どもの育ちと学びの創出・充実

事業名	事業の内容	担当課
食に関する学びの推進事業	学校給食や教科等の時間をとおして、児童生徒が健康や正しい食に関する知識を学ぶため、食の指導の充実を図るとともに、赤毛種米など北広島産の食材を使用した学校給食の提供、郷土学習・地産地消の推進に取り組みます。	学校給食センター
小中一貫教育の推進	学習指導要領を基本として小中９年間の学びがつながることで、小学校の丁寧できめ細かな指導、中学校のより専門性の高い授業展開等、それぞれの教育効果を相乗的に高めます。	小中一貫・教育施策推進課
個に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別少人数指導やティーム・ティーチング（ＴＴ）指導等を取り入れ、個に応じたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
社会科副読本の作成・配布	住んでいる地域を知ってもらうため小学３年生に社会科副読本を配布し郷土学習を行います。	学校教育課
体育・健康に関する指導の充実	児童・生徒が心身ともに健康な生活を送るため、健康や体力を育む指導の充実を図ります。	学校教育課
生活困窮世帯の子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対し、学習の場の提供、学習支援および教育相談を実施し、学力向上を図るとともに、学習の支援等を通じて社会性や協調性等を育み、子どもの将来的な自立を図る一助となるよう支援します。	福祉課
教育相談事業の推進	家庭や学校の問題に対し、教育相談員が電話や面談で相談指導を行います。	学校教育課
子ども夢チャレンジ応援事業	将来に対する夢を叶えるために「今、チャレンジしてみたいこと」を募集し、市民、団体、企業、行政などの支援により実現を図ります。	企画課
家庭教育に関する学習機会の充実（公民館事業）	公民館における幼稚園、小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する学習会を開催します。	社会教育課
学校支援地域本部事業	学校を地域全体で支える体制を整え、地域住民等の参画による学校支援を推進するため、長期休暇中に学習会の実施を希望する小中学校にボランティアを派遣します。	社会教育課

イ　助成・給付金制度

事業名	事業の内容	担当課
保育料の軽減	０～２歳の子どもの保育料について、国基準額からの軽減やひとり親世帯や多子世帯等への減免を行います。 ※３歳以上の子どもについては、幼児教育・保育の無償化の対象となります。	子ども家庭課
就学援助費の支給	生活困難家庭の児童・生徒に対して、就学のため経済的援助を行います。 平成31年度（令和元年度）からは、支給品目に卒業アルバム代を追加して支給しています。	学校教育課
学童保育料の減免	準要保護世帯及び生活保護世帯を対象に、学童保育料の減免を行います。	参事（子育て・学童担当）
奨学金の支給	経済的理由で就学困難な学生で、かつ、学業が優秀な者に奨学金を支給します。	学校教育課
高等学校入学準備金の支給	経済的理由で入学・就学困難な学生に準備金を支給します。	学校教育課
高校生の通学費助成	公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生等の保護者等に対し、助成金を交付します。	企画課
児童生徒の通学費支援	遠距離等で、公共交通機関や自家用車による送迎で通学している公立小中学校の児童生徒の保護者に通学費の一部を支援します。	学校教育課
私立幼稚園就園準備金の支給	私立幼稚園が実施する子育て支援事業への参加に要する費用の一部を助成します。	子ども家庭課
スポーツ大会出場費助成	予選大会を経て、全道、全国、国際規模のスポーツ大会に出場する選手のサポート事業として、大会出場費の一部を助成します。	社会教育課
子ども未来応援事業	就学援助、生活保護、児童扶養手当を受給している世帯で中学生の子どもの学習塾や習い事の費用を助成します。	子ども家庭課
子ども未来応援基金創設の検討	子どもの貧困対策計画に掲載されている各種事業の財源を確保するため、寄付金を充当した子ども未来応援基金の創設を検討します。	子ども家庭課

（2） 子どもの居場所や経験など生活基盤の確保

子どもたち学習面や経済面だけではなく、社会的に孤立せず、身体的・精神的にも安定した生活を送ることが重要であることから、毎日の生活の安定に向けた「生活の支援」に取り組みます。

また、子どもたちが自分の居場所と思えるような子どもの居場所づくりに努めます。

ア 子どもの居場所づくり

事業名	事業の内容	担当課
児童センターの運営	地域における子どものための拠点として、主体的な遊び及び生活の援助や子育て支援の場、子どもの居場所等として運営します。	参事（子育て・学童担当）
出張型ひろば事業	地域子育て支援センターや児童センターがない地域等において、会館等を利用して、親子が集い交流し遊べる場所を提供します。	子ども家庭課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	第５章　子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」に掲載。	参事（子育て・学童担当）
放課後子供教室	小学校の余裕教室を活用し、放課後における子ども居場所として、学習や体育活動などの機会を提供します。	社会教育課
学校施設の開放	市民の健康維持及び体力向上に資するため、小中学校体育館を開放し、スポーツ活動の場を提供します。	社会教育課
子どもの居場所づくり推進事業補助金	子ども食堂又は学習支援といった子どもの居場所づくりを推進するため、運営団体に補助金を交付します。	子ども家庭課

イ 安心できる社会体制

事業名	事業の内容	担当課
青少年問題行動対策	生徒指導担当指導主事及び専任指導員を配置し、青少年の指導、巡視を実施します。	学校教育課
シルバー子育てサポート事業の推進	地域子育て支援センターを拠点に、シルバー世代が子育てアドバイスや昔遊び等の交流活動を行います。	地域子育て支援センター
夜間急病センターの運営	市民が緊急時に安心して医療が受けられるよう急病医療体制を確保します。	健康推進課
在宅当番医制の実施	内科と外科については、早朝・夕方の診療を行います。 歯科については、休日等の急病医療の診療を行います。	健康推進課
青少年健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発活動を推進します。	学校教育課
青少年電話相談の実施	家庭や学校、身体に関することなどの相談に、カウンセラーによる助言や他機関の紹介など問題解決を図ります。	学校教育課
ひとり親家庭日常生活支援	支援が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。	子ども家庭課
母子・父子自立相談の実施	母子・父子自立支援員を配置してひとり親の抱える問題の相談、助言を行います。	子ども家庭課
ピロリ菌対策事業	将来的な胃がんリスクを抑制するため、中学３年生を対象にピロリ菌検査を実施します。	健康推進課

（3） 自立に向けた支援

子どもたちが安定した生活を送るうえでは、保護者の就労状況が安定していることが重要であることから、職を得ることだけでなく、仕事と両立を図りつつ安心して子どもを育てられる適正な労働環境の確保を含め、「保護者に対する就労支援」に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	固定的な性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け、広く意識の啓発を図ります。	市民参加・住宅施策課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善の啓発を行います。	商工業振興課
仕事と子育ての両立のための広報・啓発	関係機関と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の周知を図ります。	商工業振興課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため教育訓練講座等の受講者に給付金を支給します。	子ども家庭課
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の自立のため、看護師・保育士等の資格取得養成機関での修業者に給付金を支給します。	子ども家庭課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親や児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、支払った受講費用の一部を支給します。	子ども家庭課
ジョブガイド北広島	市とハローワーク札幌東が共同で設置する本施設において、職業紹介や職業相談などのサービスを無料で行います。また、求人検索パソコンにより、簡単に求人情報を検索できます。	商工業振興課
生活困窮自立支援事業	生活困窮者の複合的な課題に包括的に対応するため、相談支援や家計改善に関する支援、就労支援などを一体的に行います。	福祉課

（4） 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

保護者の就労だけでは十分な収入得られない状況であっても、世帯の経済基盤を保つ頃が重要であることから、資金給付や助成制度の実施により、「経済的支援」に取り組みます。

ア 医療に関する助成・給付

推進事業名	事業の内容	担当課
子ども医療費の助成	中学生までの通院及び入院に対し、医療費の助成を行います。	保険年金課
未熟児養育医療の給付	医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し医療費の給付を行います。	保険年金課
ひとり親家庭等医療費の助成	母子、父子のひとり親家庭等に対し、医療費の助成を行います。	保険年金課
妊婦健康診査通院支援事業	妊婦健診を受診する際の通院費用の一部を助成します。	健康推進課
入院助産の支援	経済的理由で入院助産ができない妊産婦に対し、入院、出産を支援します。	子ども家庭課
妊産婦健康診査費の助成	妊産婦健康診査（妊婦一般健康診査、超音波検査、妊婦精密健康診査）に係る費用を助成します。	健康推進課
新生児聴覚検査費の助成	新生児聴覚検査に係る費用を助成します。	健康推進課

イ 生活に関する助成・給付

推進事業名	事業の内容	担当課
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等に手当を支給します。	子ども家庭課
障がい児の通所交通費の助成	発達に遅れや障がいのある児童の発達支援を進めるため、子ども発達支援センターへの交通費の一部を助成します。	子ども発達支援センター
障がい者等交通費助成事業	身体障害者手帳1～2級（内部障がいは1～3級）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けている方に、タクシーチケットまたはガソリンチケットを交付します。	福祉課
重度心身障がい児（者）等の通院交通費の助成	慢性的な疾病により通院している重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療を受給している児童及び子ども医療受給者に対し、交通費の助成を行います。	保険年金課
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務を行います。	子ども家庭課（北海道）
生活福祉資金の貸付	他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の経済的自立と生活の安定を目指し、様々な用途に応じた貸付事務を行います。	福祉課（北広島市社会福祉協議会）
ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯等に料金を助成します。また、１歳未満の子どもがいる家庭に「ファミサポ利用無料券」を交付します。	地域子育て支援センター

（５）相談支援の整備・強化

関係機関の連携のもと、各種の支援につなげていくことが重要であることから、貧困状態にある、またはその状態に陥るおそれのある子どもや保護者の声をしっかりと受け止め、全ての支援の出発点である「支援の連携と体制の整備・強化」をし、各種の支援に取り組みます。

また、各種制度や施策の周知を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
地域子育て支援センター運営事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談、子育て講座、子育てサークル支援、情報提供等を実施します。	地域子育て支援センター
子育て世代包括ケアシステム「きたひろすくすくネット」	保健センター（健康推進課）の各種相談・母子保健と地域子育て支援センター「あいあい」の子育て支援が相互に連携し、子育て世代を妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。母子保健マネージャー（保健師）と子育て支援コーディネーター（保育士）を専属で配置し、子育ての総合相談やケースマネジメントを行うとともに関係機関との連携を図ります。	健康推進課・地域子育て支援センター
子ども虐待予防ケアマネジメント事業	母子健康手帳の交付時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診等の機会を通じて、支援を必要とする家庭を早期に発見し、今後の支援について、予防の観点から検討会を行います。	健康推進課
ファミリー・サポート・センター事業	ひとり親世帯、市町村民税非課税世帯、生活保護世帯等に料金を助成します。また、１歳未満の子どもがいる家庭に「ファミサポ利用無料券」を交付します。	ファミリー・サポート・センター事業
赤ちゃん訪問	生後2か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師が訪問します。親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言、子育てに関する情報提供などを行います。	健康推進課
乳幼児健康診査	乳児健康診査（3・6・10か月）、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。成長の節目となる時期に身体計測や小児科医の診察、各種相談などを行い、心身の異常の早期発見、発育・発達、家族関係等を把握し、必要な支援を行います。	健康推進課
養育者支援・保健医療連携システム	妊娠、出産期において、特に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し支援するため、医療機関、他市町村と情報共有を図ります。	健康推進課
養育支援訪問事業	望まない妊娠や妊婦健診の未受診等により妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭や育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施します。	健康推進課
心の教室相談員の配置	小中学校に相談員を配置し、児童・生徒のストレス・悩み・不安の解消と問題行動の抑制を図ります。	学校教育課
家庭児童相談・児童虐待相談の充実	児童虐待の一元的な窓口として、児童相談所等と連携し児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行うとともに、子ども家庭総合支援拠点を整備し体制強化を図ります。	子ども家庭課
子どもの権利擁護の普及啓発	虐待の防止、暴力や監護を著しく怠ること（ネグレクト）などが子どもに及ぼす悪影響等について、広報紙や講演会等により、また関係機関等を通じて普及啓発を行う。	子ども家庭課
児童館の整備、運営の充実	地域における遊び及び生活の援助と子育て支援、子どもの居場所づくりのため、児童館の整備・運営を行います。	参事（子育て・学童担当）

事業名	事業の内容	担当課
放課後児童健全育成事業の役割	単に預かりの場としてだけでなく、子どもたちの発達や成長に関わるとともに、支援が必要な子どもや家庭等へのアプローチを担う存在であることを意識し、育成支援及び関係機関との連携に努めます。	参事（子育て・学童担当）
学校との連携	各学校や警察と連携し、学校内外の児童・生徒の問題行動への対応と未然防止に努めます。	学校教育課
気づきの相互連携ネットワーク構築の検討	気づきから支援へ円滑につなげるために、子どもの貧困対策に係る関係機関と相互連携していくネットワークの構築を検討します。	子ども家庭課

７　成果指標

成果指標の設定は、関連施策の実施状況や対策の効果等を客観的に検証・評価することが重要であり、計画の実効性を高めるための一つの手立てとなります。

本計画では、基本施策ごとに目標値を設定し、その変化を確認しながら必要な施策の検討などに繋げていきます。

基本施策１　子どもの育ちと学びへの支援

指標	現状値（H30）	目標値
子どもを健全に育成するための環境の充実の満足度	68.3%	70.0%

基本施策２　生活基盤の確保

指標	現状値（H30）	目標値
子どもの居場所の開設数（児童センター、出張型ひろば、学童クラブ、放課後子供教室、学校開放など）	31か所	35か所

基本施策３　保護者の就労支援

指標	現状値（H30）	目標値
ひとり親世帯（母子家庭）の親の就業率	90.4%	94.0%

基本施策４　自立に向けた支援

指標	現状値（H30）	目標値
ひとり親世帯の家計の状況が赤字である世帯の割合	24.6%	20.0%

基本施策５　相談支援の整備・強化

指標	現状値（H30）	目標値
ひとり親世帯の相談先や方法を知らなかった世帯の割合	13.8%	10.0%

資料編

1　北広島市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年３月 22 日
条例第 19 号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、北広島市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（組織）
第２条　子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
（２）子どもの保護者であって公募に応募したもの（市内に住所を有する者に限る。）
（３）その他市長が必要と認める者
３　委員の任期は、５年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第３条　子ども・子育て会議に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第４条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。
２　会長は、子ども・子育て会議の会議の議長となる。
３　子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　子ども・子育て会議は、第1条に規定する事務を処理するため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。
（委員の任期の特例）
２　この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第２条第３項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成30年３月31日までとする。

2　北広島市子ども・子育て会議委員名簿

No.	氏　名	所　属	摘　要
1	飯　浜　浩　幸	星槎道都大学教授　学長補佐	会　長
2	百　瀬　　彰	北光社ふくじゅ園施設長	副会長
3	冨士原　孝　浩	北広島市小中学校教頭会　西の里中学校教頭	
4	亀　岡　菜穂子	子育て支援ワーカーズ　ほっとまむ	
5	中　目　明　夏	北広島市幼稚園協会 認定こども園札幌自由の森幼稚園・保育園　園長	
6	西　澤　美　香	主任児童委員	
7	東　口　尚　子	北広島市学童クラブ　主任指導員	
8	高　嶋　奈　美	あおぞら保育園　園長	
9	油　坐　幸　恵	公募委員（子育て中の保護者）	
10	菊　地　康　子	公募委員（子育て中の保護者）	

3　計画策定経過

年	月　日	会議名等
平成30年	10月 4日	平成30年度　第３回北広島市子ども・子育て会議開催
	11月26日	平成30年度　第４回北広島市子ども・子育て会議開催
	12月10日～ 12月28日	「第２期北広島市子ども・子育て支援事業計画」策定のための アンケート調査実施
平成31年	3月11日	平成30年度　第５回北広島市子ども・子育て会議開催
令和元年	5月22日	令和元年度　第１回北広島市子ども・子育て会議開催
	8月 2日	令和元年度　第２回北広島市子ども・子育て会議開催
	9月10日	令和元年度　第３回北広島市子ども・子育て会議開催
	9月24日	令和元年度　第４回北広島市子ども・子育て会議開催
	10月15日	令和元年度　第５回北広島市子ども・子育て会議開催
	11月 7日	北海道による量の見込み及び確保方策に係る第１回取りまとめ
	12月24日	北海道による量の見込み及び確保方策に係る第２回取りまとめ
	12月26日	令和元年度　第６回北広島市子ども・子育て会議開催
令和２年	2月 7日	北海道による量の見込み及び確保方策に係る第３回取りまとめ
	2月13日	令和元年度　第７回北広島市子ども・子育て会議開催

4　用語説明

ア行

■ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報通信技術のことを意味します。

■預かり保育

幼稚園での教育時間終了後及び長期休業期間中に、希望する家庭の幼児を預かる事業です。

■M字カーブ

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、結婚・出産期に当たる年代（30歳代）にいったん低下、育児が落ち着く時期（40歳代）に再び上昇する傾向があり、年代別の労働力率を折れ線グラフで表すと、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことから、一般的に、日本人女性の就業状況を示す言葉として「M字カーブ」と表現されます。

女性の就業率の上昇に伴い、近年は浅いM字になってきています。

カ行

■家庭的保育事業

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象に利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。（児童福祉法第6条の3第9項）

■学校評議員

保護者や地域住民から校長が選出し、広く学校運営について意見を述べる人のことです。

■教育・保育施設

「認定こども園法」第２条第６項に規定する認定こども園、学校教育法第１条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第１項に規定する保育所のことをいいます。（子ども・子育て支援法第７条第4項）

■居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがある子どもで児童発達支援などの通所支援を受けるための外出が困難な場合に、子どもの居宅において、日常生活の基本的な動作の指導、生活能力向上のための必要な訓練を行うものです。（児童福祉法第6条の2の2第5項）

■居宅訪問型保育事業

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者が保育を行う事業です。（児童福祉法第6条の3第11項）

■コーホート変化率法

各年齢階層別に、それぞれ過去の人口動態の実績などから変化率を求めて、将来の人口を推計する方法です。

■合計特殊出生率

１人の女性が一生のうちに産む平均的な子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合）の合計から計算されます。

■心の教室相談員

児童生徒への悩み相談・話し相手、保護者との相談・地域と学校連携の支援(家庭訪問も可能)・他の教育相談員との連携、カウンセリングなどの研修参加・その他学校の教育活動の支援を行います。

■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

地域子ども・子育て支援事業の１つ。預かりや送迎の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。

■子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、平成27年４月から始まりました。

○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
○ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
○ 地域の子ども・子育て支援の充実

■子ども・子育て会議（市町村が設置する子ども・子育て会議）

子ども・子育て支援法第77条第１項で規定する「審議会その他合議制の機関」です。市町村が条例で定めて設置し、特定教育・保育施設等の利用定員の設定や子ども・子育て支援事業計画など市町村の子育て施策について審議します。

■子ども・子育て支援法

保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、地域社会が協力して幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進するための法律です。

サ行

■事業所内保育事業

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象に、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です（児童福祉法第6条の3第12項）。

■仕事と生活の調和（ワークライフバランス）

仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方をいいます。

■次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、国による行動計画策定指針、地方公共団体と事業主による行動計画の策定等を迅速かつ重点的に推進するための法律です。

■次世代育成支援市町村行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、子ども・子育て家庭の現状と課題を分析し、市町村が今後取組むべき子ども・子育て支援施策の方向性を定める計画です。本計画書の第６章「施策の総合的な展開」がこれにあたります。（次世代育成支援対策推進法第８条）

■施設型給付

子ども・子育て支援新制度により開始した保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。施設・保護者に経費や助成金の支給を行うものです。施設が施設型給付を受けるためには市から「確認」を受ける必要があります。（子ども・子育て支援法第11条）

■市町村子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。子ども・子育て支援新制度の実施主体として、市町村が作成します。計画期間は５年間です。本計画書の第５章「子ども・子育て支援事業計画」がこれにあたります。（子ども・子育て支援法第61条）

■児童発達支援、放課後等デイサービス

児童発達支援は、就学前の障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への適応のための支援を行うものです。

放課後等デイサービスは、就学中の障がいのある子どもを対象に、生活能力の向上や社会との交流促進のための支援を行うものです。（児童福祉法第6条の2の2第2項、第4項）

■小規模保育事業

主に満３歳未満の乳児・幼児を対象に、利用定員６人以上19人以下で保育を行う事業です。（児童福祉法第6条の3第10項）

■食育

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることで、食育基本法においては、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけられています。

■身体障がい者相談員

身体障がい者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者で、生活上の様々な相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、福祉事務所などとのパイプ役になったり、障がい者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりします。

■新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小１の壁」（子どもの小学校入学を期に、退社時間まで子どもを預けることが困難となり、働き方を変えなければならない問題が生じて仕事と育児の両立が難しくなること。）を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ※）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的または連携して実施するよう推進するもの。

※本市では「学童クラブ」として実施しています。

■スクールカウンセラー

学校などで、子どもたちの悩みの相談などに対応する心理カウンセラーです。児童・生徒の相談に応じるほか、保護者や教職員の相談、教職員の研修、事件・事故の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、多様な業務に対応しています。

■スクリーニング

精密検査が必要かどうかを判断すること。発達スクリーニング検査は、潜在的な発達の遅れや発達障がいの可能性を早期に発見することなどを目的とする検査です。

タ行

■地域型保育給付

地域型保育事業者に対する財政措置です。給付を受けるためには市の「確認」を受ける必要があります。（子ども・子育て支援法第11条）

■地域型保育事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。（子ども・子育て支援法第7条第5項）

■地域子育て支援センター

小学校就学前の子どもがいる家庭等が情報交換、交流をする場、子育てについての悩み事、相談を受けるなどの業務を行っています。

■地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象に市町村が主体的に実施する事業です。（子ども・子育て支援法第59条）

対象事業は以下の13事業です。

①利用者支援事業　②地域子育て支援拠点事業　③妊婦健康診査事業　④乳児家庭全戸訪問事業　⑤養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等対する支援に資する事業　⑥子育て短期支援事業　⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　⑧一時預かり事業　⑨延長保育事業　⑩病児保育事業　⑪放課後児童健全育成事業（学童クラブ）　⑫教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付事業　⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■知的障がい者相談員

知的障がい者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、および知的障がい者の更生のための必要な援助を行う民間の協力者で、知的障がい者の家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、施設入所や就学、就職などに関して関係機関に連絡したり、これらの活動を通じて住民の理解を高め、知的障がい者に対する福祉行政の改善や拡充に努めています。

■ティーム・ティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立てて指導することです。

■特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付を支給する施設として確認する「教育・保育施設」のことです。（子ども・子育て支援法第27条）

■特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付を支給する事業を行う者として確認する「地域型保育事業」のことです。（子ども・子育て支援法第29条、43条）

ナ行

■乳児用スペース

乳幼児のいる保護者が安心して外出できるよう、公共施設等などにあるトイレの乳児用のいすやおむつ替え、授乳をすることができるスペース。

■認定こども園

従来の保育園や幼稚園の枠組みを超え、就学前の子どもを対象に保育と教育を一体的に行う施設です。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます。（認定こども園法第２条第６項）

認定こども園は以下のような種類に分類されます。

〇幼保連携型

〇幼稚園型

〇保育所型

〇地域裁量型

ハ行

■ハイリスク妊婦

妊娠、出産、子育てにあたり、身体的リスクや心理社会的リスクが予想され、見守りや支援が必要と思われる妊婦やその家庭のことです。

■パブリックコメント

市の機関が政策等の案を広く公表して市民の皆様から意見を募集し、その意見を参考にして政策等の意思決定を行うとともに、意見に対する市の機関の考え方を公表する一連の手続きをいいます。（北広島市市民参加条例第６条第１項第２号）

■副食費

保育園や幼稚園の給食費のうち、ご飯やパンなどの主食分を除いた費用のことです。

■プログラミング的思考

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく方法のことです。

■保育所等訪問支援

特別な支援が必要な児童の集団生活の場である保育所などの施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。対象児童に対する支援だけではなく、施設などの職員に対する支援も含まれます。（児童福祉法第6条の2の2第6項）

ヤ行

■ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

ラ行

■利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、福祉、医療等を円滑に利用できるよう身近た場所で相談や情報提供、助言などを行う地域子ども・子育て支援事業の一つ。本市では地域子育て支援センターあいあいで基本型を、保健センターで母子保健型を実施しており、両事業は子育て世代包括ケアシステム「きたひろすくすくネット」として一体的に運営しています。

第２期
北広島市子ども・子育て支援プラン

令和２年３月発行

発行：北広島市
編集：北広島市 子育て支援部 子ども家庭課

〒061-1192　北広島市中央４丁目２番地１
ＴＥＬ　011-372-3311（代表）
ＦＡＸ　011-398-4306